

# Hamashin 2016 Report

浜松信用金庫  
ディスクロージャー  
2016



Hamashin  
2016  
Report

はましん

We must not be afraid of change.

[私たち浜松信用金庫は変わることを恐れてはいけない]

今までの“はましん”とはちょっと違う。いや、ぜんつぜん違う！

この変わりっぷりにどうぞ、ご期待ください。

地域のために!!



平成28年度 浜松信用金庫新入職員



## 基本理念



### 地域貢献

地域の一員として  
地域社会の発展に貢献します

### お客様第一主義

お客様の声を経営に反映し、  
質の高い金融サービスを提供します

### 法令等遵守

法令の遵守および社会規範を尊重した、  
誠実で健全な経営をおこないます

### 企業活力

役職員の能力向上をはかり、  
活力ある企業風土を醸成します

## はましんの概要

(平成28年3月末現在)

本部・本店 浜松市中区元城町114番地の8

設立 昭和25年4月10日

預金 1兆5,551億円(譲渡性預金含む)

貸出金 8,746億円

出資金 12億9百万円(会員76,245人)

役職員(浜松信用金庫単体) 1,054人  
(はましんグループ全体) 1,342人

店舗数 59店舗(うち出張所2) 店外カードコーナー56カ所

主要業務 預金、貸出、有価証券投資、内国為替、  
外国為替、代理業務

営業区域 浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、掛川市、  
御前崎市、菊川市、豊橋市、牧之原市、  
島田市(旧川根町を除く)、周智郡、榛原郡吉田町

海外拠点 バンコク駐在員事務所

## CONTENTS

みなさまへのメッセージ	1
はましんと地域社会	3
事業者のみなさまをサポート	5
個人のみなさまをサポート	9
地域貢献活動	11
職員とともに	12
新店舗・リニューアルのご紹介	13
はましんの1年	14
はましんの現状	15
はましんの業績	16
不良債権の現状について	17
はましんの健全性について	19
はましんの概要	20
営業のご案内	21
総代会の仕組み	22
商品・サービスのご案内	23
手数料一覧	27
コンプライアンスについて	29
リスク管理について	30
金融円滑化への取組み	34
お客様保護について	35
はましんの沿革	37
データでみるはましん	
資料編	38
自己資本の充実の状況等について	60
開示項目一覧	70
店舗一覧	71



# はましんは 地域のための金融機関 (=信用金庫) です



## 信用金庫とは

「信用金庫」とは、限られた地域を営業エリアとする、地域住民や地域の中小企業のための金融機関です。株式会社である「銀行」と違い、会員の出資による協同組織の金融機関であり“非営利と相互扶助”を基本理念としています。

地域に密着した活動を行い、地域の発展に貢献することを第一に考える金融機関、これが信用金庫であり、「はましん」のあり方なのです。

## 地域の資金は地域に還流

地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行い、事業の発展や生活の充実に役立てていただいている。また、金融機能の提供にとどまらず、地域社会の一員として、広く地域社会の活性化に取り組んでいます。

(平成28年3月末現在)

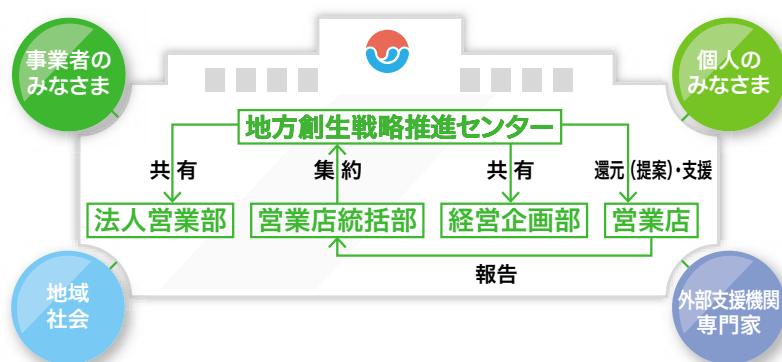


# 「Face to Face」

## 地域のみなさまのために ～地方創生の実現に向けて～



はましんは、地域・お客様とともに発展・繁栄することを目指し、地方創生の推進に取り組んでいます。お客様とFace to Faceで向き合い、地域企業への経営サポートやお客様お一人お一人のライフステージに応じた支援を行っています。また、企業の社会的責任(CSR)として、地域の次世代を担う青少年の育成や、地域活性化のための貢献活動にも力を入れております。



**事業者のみなさまの課題解決を全力でサポートするためさまざまな取組みを行なっております。**

### 事業者のみなさまをサポート

- 補助金申請・公的支援制度認定支援
- 事業承継・M&Aアドバイザリー業務
- 海外サポートセンターによる支援
- 医療介護関連事業相談サービス
- 提携大学を通じた産学連携支援
- ビジネスマッチング支援
- 財務分析等の無料経営相談
- 経営課題に応じた専門家の派遣
- 創業サポートデスクでの無料創業相談
- はまつスタートアップ創業スクール
- はましんチャレンジゲート(ビジネスコンテスト)
- 地方創生戦略推進センターの設置

5~8ページ

### 個人のみなさまをサポート

**ひとりひとりのライフステージをはましんがトータルサポートします。**

- お客様の身近な専門家
- お客様のライフステージに合わせた商品ラインアップ
- はましん相談プラザ ローンセンター



9~10ページ

### 地域貢献活動

**地域の豊かなくらしづくりのお手伝いを行なっています。**

- 1店1善プロジェクト
- 青少年の健全な育成を応援
- まちづくりを応援
- クリーンエネルギーの利活用に参画

11ページ

### 人材育成の取組み

**金融のプロとして、お客様の課題解決に貢献できる人材を育成しています。**

- 目指す役職像
- ワークライフバランスへの取組み
- 人材育成の取組み
- 女性活躍推進への取組み

12ページ



# 事業者のみなさまをサポート

はましんのビジネスサポート体制

事業者のみなさまをサポート

お客様

お客様

企業のライフサイクルに合わせた  
適切なサポートを行っております。

## 創業・新規事業に 関するご相談

お客様の夢実現  
に向けた創業・新規事業のサポート  
を行います。

## 販路拡大に 関するご相談

お客様の受注確  
保や売上拡大の  
機会創出に向けたバックアップを行  
います。

## 経営全般に 関するご相談

お客様の幅広い  
経営のご相談に  
お応えします。

## 事業承継・ M&Aに 関するご相談

お客様の円滑な  
事業承継を実現  
するための取組み  
を行います。

営業店

本部

国際業務課 法人戦略課  
地域活性課 経営サポート課

## 経営サポート全般

- ・浜松商工会議所
- ・中小企業基盤整備機構
- ・浜松地域イノベーション推進機構
- ・静岡県西部地域し�んきん経済研究所
- ・静岡県信用保証協会
- ・静岡県中小企業再生支援協議会 等

## 提携大学

- ・静岡大学
- ・浜松医科大学
- ・静岡理工科大学
- ・静隸クリストファー大学
- ・静岡産業大学
- ・浜松学院大学
- ・静岡文化芸術大学
- ・常葉大学
- ・豊橋技術科学大学

## 海外ビジネスサポート

- (国内)
- ・日本貿易振興機構( J E T R O )
  - ・静岡県国際経済振興会( S I B A )
  - ・浜松市
  - ・信金中央金庫
  - ・提携リース会社
  - ・提携コンサルタント 等
- (海外)
- ・信金中央金庫アジア拠点
  - ・現地金融機関
  - ・現地コンサルタント会社
  - ・会計事務所
  - ・人材派遣会社
  - ・工業団地管理会社 等

## コンサルタント・専門家

- ・中小企業診断士
- ・ITコーディネーター
- ・税理士
- ・公認会計士
- ・弁護士
- ・司法書士
- ・企業OB 等

企業経営者のみなさまのお悩み・ご相談にとことんお応えし  
企業の「経営向上・改善への取組み」をサポートします。

## 創業支援サポート

新たに事業を始められるお客様を手厚くサポートする「はましん創業サポートデスク」では、ホームページでの情報提供をはじめ、創業のためのスクールの開講や事業計画策定支援、公的認定申請支援など、お客様に合わせたサポートをワンストップで行っております。

主な創業支援メニュー

- ・はまつスタートアップ創業スクール
- ・はましんチャレンジゲート
- ・補助金申請サポート
- ・はましん専門家派遣
- ・はましん創業支援スタートアップ資金
- ・事業計画策定支援
- ・販路開拓支援
- ・(株)日本政策金融公庫との連携

### はまつ スタートアップ創業スクール

創業に必要な基本知識の習得から、ビジネスプラン作成までをご支援する全8回のカリキュラムです。「マーケティングの基礎知識」や「WEBを活かした販路開拓」などをテーマ別に学ぶことができ、ビジネスの実践に活かせる内容となっております。



はましん創業サポートデスクへのお問合せは

TEL 053-450-3315

はましん創業

検索

### はましん チャレンジゲート

創業、新事業にチャレンジする方をバックアップする「はましんチャレンジゲート」。

優秀な事業計画には、専門家の無料派遣やビジネスマッチングフェアへの出展サポートなどさまざまな特典が用意され、夢の実現をはましんがバックアップします。



はましんチャレンジゲート表彰式

ビジネスマッチングフェア出展サポート

はましんチャレンジゲート事務局へのお問合せは

TEL 053-450-3315

はましんチャレンジゲート

検索

## 地方創生戦略推進センター

地域の各自治体と「地方創生連携協定」を締結し、センターを中心に「地方創生戦略」の策定や推進に積極的に協力するとともに、産業界や大学等と連携し、浜松地域の産業活性化を図るために様々な事業提案を行い、既に一部の提案では具体化に向けた取組みが始まっています。今後はこうしたコーディネート機能やコンサルタント機能を一層強化し、本部と営業店が一体となって地域活性化に向けた活動に取り組んでいきます。

地方創生戦略推進センターへのお問合せは  
TEL 053-450-3315



浜松市との「地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定」締結



クラウドファンディングにかかる業務提携契約締結

## 海外ビジネスサポート

はましん海外サポートセンターでは、地元の地方公共団体、商工会、さらには信金中央金庫等の外部支援機関と連携し、海外情報提供や進出事業計画書等の作成支援など、お客様のニーズに合致した海外ビジネス支援を行っています。

バンコク駐在員事務所に加えて、ジャカルタの提携金融機関にも職員を派遣し、お取引先企業の海外進出を現地で強力にサポートする態勢を整えています。



バンコク食品商談会における株プロダクトリング様のブース

10月20日にバンコク・ディシュタニホテルにて行われた浜松市・ジェトロ主催のバンコク食品商談会に職員を派遣してお手伝いさせていただきました。浜松企業10社が参加して現地食品バイヤーと商談を行いました。

はましん海外サポートセンターへのお問合せは

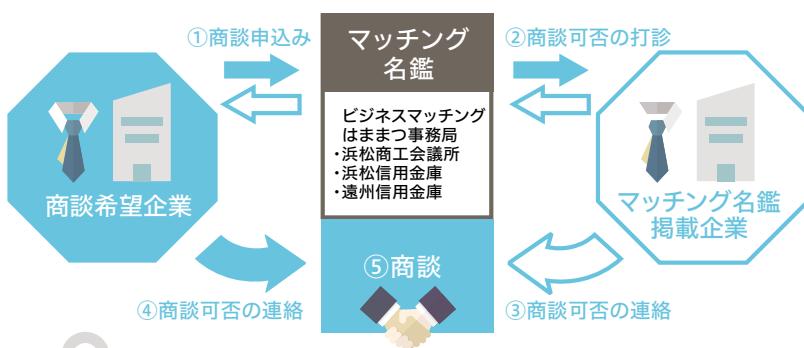
TEL 053-454-6139 はましん海外サポートセンター

検索

## ビジネスマッチングはまつ

「ビジネスマッチングはまつ」は「マッチング名鑑」(冊子ならびに公式サイト)掲載事業所様のビジネスマッチングを常時実施する通年事業です。

メインイベントとして開催しているビジネスマッチングフェアは、今年節目となる第10回を迎えます。「浜松から未来を創る!」をテーマに掲げ、新分野へ挑戦している中小企業の成長を応援していきます。



### 第10回 ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2016

平成28年 7/20・21  
アクシティ浜松 展示イベントホール



第9回 ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2015の様子

#### 第9回ビジネスマッチングフェア

ご来場者	8,400人
出展者数	250企業・団体
商談成立	109件
試作依頼	57件
見積依頼	225件
後日訪問予定	452件

(商談成立～後日訪問予定は出展者アンケートより)

ビジネスマッチングはまつ事務局  
法人営業部 地域活性課

TEL 053-450-3315 FAX 053-453-4900  
メールアドレス hama2604@hamamatsu-shinkin.jp

<http://www.hamamatsu-bmf.jp/>

bmf はまつ 検索

## はましん経営塾

次代を担う経営者の育成を目的に、情報提供ならびに企業間ネットワークづくりの機会・異業種交流の場を提供。

経営研究会や国内外の企業視察、経営情報の提供や当金庫中小企業診断士によるコンサルティングサービスなど、様々な活動を展開しています。

HMC はましん 経営塾

現在塾生数 189名

卒業生 786名

OB会員数 302名

(平成28年4月1日現在)

はましん経営塾へのお問合せは

TEL 053-450-3315 [はましん経営塾](#)

検索

## 専門家派遣・新現役

創業・ベンチャー企業および経営革新を図ろうとするお客様が抱える様々な問題に対して適切な助言を行い、企業の順調な発展、成長の促進に寄与するため、民間の専門家をお客様へご紹介する、専門家派遣事業を行っております。

また、様々な経営課題に取り組まれている中小企業と、現役時代に培った知見や人的ネットワークを有する新現役人材(企業OB)との出会いの場を提供しています。

### 平成27年度実績

公的派遣制度利用

30社(67回)

はましん専門家派遣利用

15社(35回)

## 公的支援制度認定支援

事業者のお客様の新規創業や、新事業への展開を後押しするため、当金庫では地域活性課を中心に経営革新、新連携等の各種公的支援制度の認定申請をサポートしています。

### 平成27年度実績

経営革新認定支援件数 22件

異分野連携新事業分野開拓計画 1件



## 医療介護関連事業相談サービス

2名の「認定登録医業経営コンサルタント」有資格者をはじめ、医療介護関連事業に精通したスタッフが、提携専門機関のネットワークも活用しながら、キメ細やかなコンサルティングサービスを提供します。



認定登録 医業経営コンサルタント

医療介護関連事業相談サービスのお問合せは

TEL 053-450-3315 [はましん医療介護](#)

検索

## 経営改善支援の取組み実績

「経営サポート課」では支店長経験者・中小企業診断士等からなる専門スタッフが企業診断等を行い、事業を営んでいるお客様の悩みや課題を共有し、中小企業再生支援協議会、認定支援機関等の外部専門機関・外部専門家と連携しながら、ハンズオンでの経営改善のお手伝いをさせていただいております。

### 経営改善支援の取組み実績(正常先を除く) (平成27年度:H27.4.1~H28.3.31)

(単位:件数)

	期初 債務者数 (正常先を除く) A	うち 経営支援 取組み先数 $\alpha$	$\alpha$ のうち期末に 債務者区分が ランクアップ した先数 $\beta$	$\alpha$ のうち期末に 債務者区分が 変化しなかった 先数 $\gamma$	$\alpha$ のうち再生 計画を策定 した先数 $\delta$	経営改善 支援 取組み率 $\alpha/A$	ランク アップ率 $\beta/\alpha$	再生計画 策定率 $\delta/\alpha$
合 計	4,258	225	19	184	5	5.3%	8.4%	2.2%

(注)期初債務者数及び債務者区分は平成27年4月時点で整理しております。

- ・債務者数、経営支援取組み先は、取引先企業(個人事業主を含む。)であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含みません。
- ・経営支援取組み先には、貸出債権検討先、再生計画検証先、経営改善支援先を含んでおります。
- ・ $\beta$ には、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。なお、経営支援取組み先で期中に完済した債務者は $\alpha$ に含めるものの $\beta$ に含めておりません。
- ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営支援取組み先」に選定した債務者については(仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても)期初の債務者区分に従って整理しております。
- ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めておりません。
- ・再生計画を策定した先数 $\delta$ は、「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」、「RCCの支援決定先」、「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しています。

## 食料品製造・小売業の改善事例～外部支援機関を活用した経営改善事例～

### はましん+中小企業再生支援協議会+外部専門家

#### 業況

食料品製造・小売業を営むA社は、リーマンショック以降の取引先廃業や取引先のリストラ(人員整理)の煽りを受け、売上高減少、赤字転落、金融債務の正常な返済が困難な状況に陥りました。

#### A社への支援

当金庫は、メイン金融機関としてA社の再建を目指し、経営改善活動に着手しました。財務分析、経営陣および従業員へのヒアリング、資金繰り計画を立て、企業診断を実施する中で経営上の課題を整理してきました。

#### 主な取組み

- ・喫緊の課題として、通常返済を続けると資金不足に陥る可能性があったため、静岡県中小企業再生支援協議会を活用して、経営改善計画書の策定を前提とした、取引金融機関の協力体制を構築しました。(返済額のリスケジュールを実施)
- ・外部専門家(公認会計士、中小企業診断士)の協力を得て、財務面と事業面から課題・問題点を抽出しました。
- ・「A社が認識する自社の強み・弱み、抱える問題点と課題」と「当金庫が認識するA社の強み・弱み、抱えている問題点と課題」について何度も摺り合わせを実施しました。
- ・A社の新商品は市場ニーズとのミスマッチが生じていることが判明しました。そのため、新商品に対するニーズ調査を実施しました。
- ・外部専門家と当金庫(営業店と本部スタッフ)が連携し、A社内に経営改善プロジェクトチーム(経営陣と従業員参画型)を組成しました。
- ・プロジェクト会議(当金庫はオブザーバーとして参加)を繰り返し開催し、A社の意識改革、自分で考え行動する組織風土への転換を進めました。
- ・「ものづくり補助金」等の申請支援により、同業他社との差別化につながる設備面と商品開発力強化を実施しました。

#### 支援の結果

- ・上記の取組みの結果、A社は経営改善計画を着実に遂行し、以下のような成果を出すことに成功しました。
- ・「A社・外部専門家・当金庫」との間で何度も検討を重ねて新商品を投入する市場を変更した結果、売上高は飛躍的に増加することになりました。
- ・当金庫では、A社の成長に最も寄与する支援(補助金申請支援)を実施することができました。
- ・A社の商品差別化に向けた取組みは口コミ等で評価が高まり、知名度が大幅にアップしました。
- ・知名度アップは新規取引増加に結びつき、損益は右肩上がりに回復し、金融債務の返済正常化に至りました。
- ・従業員の結束力、個々のモチベーションが高まり、活気のある職場に生まれ変わりました。

## 事業承継・M&A

お客様の円滑な事業承継を実現するため、はましんは、承継方法の決定から計画の立案、具体的な対策の検討・実行までサポートしております。また、後継者不在による譲渡希望企業と、営業エリア拡大や新分野進出を希望する譲受希望企業との仲介業務にも注力する等、きめ細かな対応に努めております。

### 事業承継計画の立案

現状の把握 → 承継の方法・後継者の確定 → 事業承継計画の策定

具体的な対策の検討・実行

親族内承継

従業員等への承継・外部からの雇い入れ

M&A

### M&A実績(平成27年度)

成約件数 15件

秘密保持契約 26件

アドバイザリー契約 15件

## 知財マッチング

はましんでは、事業者の皆様が新たな商品開発を行う「製品戦略」を支援するために、社会・文科系大学の学生が柔軟な発想をもって考案した“大企業の開放特許活用のアイデア”を広く紹介するマッチング事業に参画しています。



知財活用アイデア全国大会の模様

事業承継のお問合せは  
TEL 053-450-3315

はましん事業承継

検索

はましん知財マッチング

検索



# 個人のみなさまをサポート



## お客様の身近な専門家

個人のみなさまをサポート

はましんでは、ライフセイバー、相続アドバイザー、住宅ローンアドバイザーなど、専門知識を持つ金融のプロを養成しております。また、営業店では渉外係、営業係、融資係が、お客様のご相談やお悩みに親身にお応えしております。



## お客様のライフステージにあわせた商品ラインナップ



### お客様のライフステージ



新社会人の皆さんには  
急な出費等への備えとして

はましん  
カードローン「ラグゼ」  
カードローン  
「エコきゃっする500」



車、バイク、車庫設置費用など  
幅広い用途に  
ご利用いただけます。

はましん  
モーターローン



新生活を始められる  
お客様には

はましん  
ブライダルローン



子育て中のお客様には  
今後の教育資金として

定期積金、  
保険商品(学資保険等)



## 貯蓄・資産運用

各商品の詳細はお近くのはましん店舗へお問い合わせください。またはましんホームページでもご覧いただけます。

ひとりひとりのライフステージを  
はましんがトータルサポート。

## はましん相談プラザ ローンセンター



ご家族そろってお気軽にご来店いただけるよう、土曜・日曜も営業しております。住宅ローンをはじめ各種ローンに関することはお気軽にご相談ください。その他、ご予約制にて年金・相続・贈与に関するご相談にも、専門家がお応えしております。

はましん相談プラザ ローンセンターへのお問合せは  
TEL 0120-931-940 (フリーダイヤル)  検索



## ご相続でお悩みのことはありませんか？

相続は、遺産の確定からはじまり、財産目録の作成、相続人の方々の遺産分割協議、預貯金、不動産の名義変更など、大変なお手間がかかります。

はましんでは、相続について知識と経験を豊富に備えた相続アドバイザーがお客様のご相談にお応えしているほか、株式会社朝日信託、みずほ信託銀行株式会社と業務提携し、相続関連業務に関する専門家をご紹介しております。



相続のご相談・お問合せは  
TEL 053-450-3310  検索



子育て

マイホーム

セカンドライフ

相続

住宅購入、住宅ローン借換をお考えのお客様には

はましん  
住宅ローン 家たっちは



※変動金利型のほか、固定変動ミックス型、無担保借換型をご用意しております。

はましん  
無担保住宅ローン2000



ご退職されたお客様には

退職金専用定期預金  
(明日へのみちしるべ)



第二の人生を支える退職金専用の定期預金です。  
以降の資産設計もはましんがお手伝いします。

大切なご資産を受け継がれたお客様には

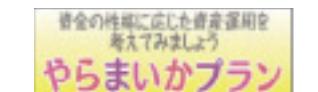
相続定期預金  
(つなぐ想い)



ご相続で受け継がれた大切なご資産をお預け入れいただける商品です。以降の資産設計もはましんがお手伝いします。

資産運用をお考えのお客様には

やらまいかプラン、NISA口座



円定期預金と投資信託をセットでご利用いただける運用プランです。NISA口座の活用も是非、ご検討ください。

## ・お借入のご要望に対して

# 地域貢献活動

地域と共に歩み  
発展することを目指して。



はましんは、地域の豊かなくらしづくりのお手伝いをするため、経済的な側面だけでなく、社会的・環境的な側面への貢献活動にもバランスよく取り組んでおります。



蜆塚支店 清掃活動

## 1店1善プロジェクト

はましんの全支店・全部署・グループ会社による  
1店1善プロジェクト

はましんの全支店、全部署、グループ会社がそれぞれ気持ちをひとつにして「地域のために、なにか、よいこと」を進める地域貢献活動「1店1善プロジェクト」を行っています。



有玉支店 エコキャップ回収活動



三方原支店 清掃活動

## 青少年の健全な育成を応援

### 部活動応援プロジェクト「ガンバレ！部活動」

はましんのホームページに、浜松地区中学校の部活動の大会結果等、活動内容の紹介を掲載しているほか、大会等で活躍した学校に奨励金を贈る等、地域の将来を担う青少年の成長を応援しています。



### スポーツイベント

はましんは地域のスポーツ文化活動の側面支援や青少年の健全育成を目的に「はましん杯少年野球大会」、「はましん杯少年フットサル大会」等のスポーツイベントを毎年開催しております。



はましん杯少年野球大会の模様

## まちづくりを応援

### はましん地域振興財団

「公益財団法人はましん地域振興財団」は、地域産業の振興発展を図る事業活動や地域コミュニティ活動を行う団体等に対し、毎年助成金を交付<sup>(※)</sup>しているほか、夏休み親子体験活動の実施や、講演会の開催など多彩な活動を展開しております。



浜松中消防署の見学

※平成27年度までの助成金総額1億3,802万円(1,443件)

### 浜松まちなかにぎわい協議会との連携

中心市街地にぎわい創出のために活動する浜松まちなかにぎわい協議会の運営・企画に参画し、中心市街地を起点とする地域活性化に取り組んでおります。夏休みには、小学生を対象に「親子はましん体験隊」を開催しています。



親子はましん体験隊2015

## クリーンエネルギーの利活用に参画

当金庫では、浜松市や地元企業と共同出資し「株式会社浜松新電力」を設立しました。浜松市が推進するエネルギー政策の実現に向け、地域の太陽光やバイオマスで発電したクリーンエネルギー電力を、市内の公共施設や民間企業に提供いたします。日照時間全国トップクラスの浜松市の利点を活かし、エネルギーの地産地消を推進するとともに、環境に配慮したスマートシティの実現を目指し、再生可能エネルギーを通じた地域経済の活性化やエネルギー自給率向上に貢献いたします。



(株)浜松新電力の政策連携協定調印式の模様

# 職員とともに

より良いサービスのご提供のために  
「人」を大切にしています。

はましんでは、役職員の更なる能力向上と活力ある企業風土づくりのために、お客様のニーズへの対応を強化するための能力開発・高度な専門性を持つプロフェッショナルの養成・人間的成長を目指す研修等を積極的に実施しています。



チームワークを重んじ、金庫のビジョン実現に向け協調・協力して取り組むことができる。

地域の住民であることを自覚し、お客様はもちろん地域社会から尊敬される。



金融のプロとして、お客様の期待を超える付加価値を提供できる。

自ら常に「変革と挑戦」を意識し行動する。

## 目指す役職員像

### ワークライフバランスへの取組み

はましんでは、職員が仕事と子育てを両立させることができます。働きやすい環境を整えています。また、時間管理を徹底し、定時退庫を推進することで、職員の健康管理とプライベートの時間も大切にしています。

- 育児休業の取得状況を次の水準以上にします。
  - ・男性職員…年に1人以上取得をすること
  - ・女性職員…取得率90%以上を維持すること
- 月間の早帰りデーを6日間とし、職員の所定外労働時間の削減を図ります(早帰りシックスの導入)。
- ワークライフバランスの観点から年次有給休暇の取得促進を図ります。
- ネーミング休暇を実施しています。
  - ・バースデー休暇(本人の誕生日の前後)
  - ・ヘルシー休暇(健診などのため)
  - ・キッズ休暇(子供に関する用事のため)
  - ・ホーム休暇(家庭の記念日など)
  - ・ホビー休暇(趣味によるリフレッシュ)
- インターンシップ(学生の就労体験)や職場体験学習を通して、若年者の安定就労の支援をしています。

### 人材育成への取組み

はましんでは、職場内のOJT指導のほか、各種研修(土曜任意講座:はましん道場など)を通じた専門知識・スキルの習得や職員の公的資格取得を支援しています。また、地域支援機関や海外派遣を通じ、幅広い視野と知識を身につけた人材を育てています。

#### 支援機関等への出向

- 浜松商工会議所
- 浜松地域イノベーション推進機構
- 静岡県西部地域しんきん経済研究所
- 経済産業省 関東経済産業局 等

### 女性活躍推進への取組み

はましんでは女性の活躍を推進し、全ての職員がその能力を発揮できるように女性活躍推進法に基づく「行動計画」を下記の通り、策定しています。

今後は女性活躍推進プロジェクトチームの設置により、様々な取組みを進めてまいります。



#### 数値目標

指導的地位にある女性の比率を15%とする。

#### 取組み内容

- 従来、男性職員中心であった職場への女性職員の配置拡大と、それによる多様な職務経験の付与
- 若手に対する多様なロールモデル・多様なキャリアパス事例の紹介
- 職階等に応じた女性同士の交流会の設定等によるネットワーク形成支援
- 時間当たりの労働生産性を重視した人事評価による  
育児休業・短時間勤務等の利用に公平な評価の実施
- 女性活躍推進プロジェクトチームの設置



# 新店舗・リニューアルのご紹介



## 新店舗

当金庫では近時のオープン店舗について、地域における景観面での賑わい創出を目的として、ランドマークたるに相応しい外観等の意匠を凝らすとともに、店内においてはキッズコーナーやギャラリーコーナーを設置し、お客様が行きたくなる店作りを目指しております。

### 三方原支店

平成27年4月13日  
新築移転オープン



### 袋井支店

平成27年6月8日  
新規オープン



### 於呂支店

平成27年10月19日  
新築移転オープン



## 平成28年度の リニューアル店舗のご紹介

### 三島支店

グランドオープン  
平成29年3月予定  
(仮オープン平成28年11月予定)



(完成予想図)

## 金融機関で全国初!

## FSCプロジェクト認証を 取得しました。

於呂支店の新築移転あたり、当金庫最北端に位置する同支店が地域に根差す店舗の取り組みとして、「FSCプロジェクト認証」を取得しました。



※ FSCプロジェクト認証とは…

FSCとは、森林管理協議会の略。「森林が適切に管理されているか」を第三者機関が全世界統一の基準に沿って審査、認証するもの。保護する価値の高い森林の伐採等を防ぐ効果的な仕組みであり、それらの森林から生産された木材・木材製品を通じ、持続可能な森林経営を支援する制度。

## イベント・展示会など

当金庫では、地域のお客様同士のつながりを創出するコミュニティースペースを目指して、各店舗が“お客様がはましんに行きたくなる”イベント等を自ら考え、随時開催しております。

### 三方原支店 (ギャラリーポテト)

まごころ絵手紙展示



### 於呂支店

つるし雛展示



### きらりタウン支店

スローエアロビック教室



# はましんの1年

平成27年  
4~9月

- 4月 4日 「第22回はましん杯少年野球大会」決勝戦開催
- 4月13日 三方原支店(「ギャラリーポテト」併設)新築・移転オープン
- 4月25・26日 「第8回はましん杯少年フットサル大会」開催
- 6月 8日 袋井支店 新規オープン
- 6月14日 「第1回はましんダンスパフォマンスコンテスト」決勝戦開催
- 7月15日 「SHINKIN BANK 370万ピカッと作戦2015」実施
- 7月22日・23日「第9回ビジネスマッチングフェア in Hamamatsu 2015」開催
- 7月26日 「第10回はましんファミリーコンサート」開催
- 8月1日 「はましんfor your smile賞」贈呈式開催(美術系部活動表彰)
- 8月19日 「高校生のための企業研究」開催
- 9月1日 お客様が自由にご利用頂ける「はましんめぐり傘」を本支店・出張所に設置
- 9月9日 「第10回はましんふれあいフォーラム」開催

平成27年  
10~12月

- 10月19日 於呂支店 新築移転オープン
- 10月31日 「はましんfor your smile賞」贈呈式開催(体育系・文化系部活動表彰)
- 11月15日 「はましんMUSIC TOUCH IN ソラモ」開催
- 11月28日 「みつめる地球 第7回環境フォトメッセージ展」開催
- 12月2日・3日・4日 葵町支店オープン1周年感謝祭開催
- 12月7日 お客様にやさしい伝票への刷新を実施

平成28年  
1~3月

- 1月21日 静岡県地球温暖化防止活動推進センターへ寄付金贈呈
- 2月15日 「浜松・東三河フェニックス」観戦チケット(入場引換券)贈呈式実施
- 3月2日 「第3回はましんChallenge Gate(チャレンジ ゲート)」受賞者発表・表彰式開催
- 3月27日 第23回はましん杯少年野球大会 開会式開催



第1回はましんダンスパフォーマンスコンテスト



はましんめぐり傘



SHINKIN BANK 370万ピカッと作戦2015



第10回はましんファミリーコンサート



はましんfor your smile賞



「浜松・東三河フェニックス」観戦チケット(入場引換券)贈呈式



「第10回はましんふれあいフォーラム」開催

葵町支店オープン1周年感謝祭

# はましんの現状

地域やお客様が抱える  
課題解決支援に取り組みました。

## 平成27年度の事業方針と取組事項

平成27年度は、新中期経営計画「改革！～新たな挑戦～」の4年目として、「地域の活力源となる攻めの経営！」をテーマに、課題解決型営業や経営サポートの一層の深化を通じた事業者の皆様への積極的な資金供給、個人の皆様への生活サポートの強化等を柱として、地域の活性化を目指し、事業計画に基づく以下の取組みを行いました。

### 1 「HEART」

はましんはお客様の“心”における圧倒的シェアを握る。  
(=課題解決機能充実)

- ◆地域における新産業創出や個々のお客様が抱える経営改善、海外進出、ご相続といった様々な課題に対し、事業性評価への取組み等に基づくコンサル機能を果たすだけでなく、外部支援機関・専門家との連携を図るコーディネート機能や、それらを通じて課題を解決し、新たな価値を産み出すプロデュース機能も発揮のうえ、地域企業と個人の皆様への課題解決機能の充実と積極的な資金供給に努めました。
- ◆政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」のもと、浜松市をはじめとした地方公共団体が取り組む各種施策に積極的に参画して、はましんの機能発揮を図るべく、平成27年4月に当金庫法人営業部内に「地方創生戦略推進センター」を発足しました。平成27年度は浜松市、磐田市、袋井市、湖西市との地方創生に係る連携協定を締結し、今後の総合戦略への関与のほか、産官学金労言の連携強化へ向けた基盤となる体制を構築しました。
- ◆地域における景観面での賑わいを創出するとともに、地域住民の皆様のつながりを創出するコミュニティスペースを目指し、地域のランドマークたるに相応しい外観及び幅広い年代層が気軽にご来店いただける店内設備(ギャラリースペースやキッズコーナー)を備えた店舗を開設しました(平成27年度は三方原支店、於呂支店をリニューアルオープン、袋井支店を新規オープンしました)。また、お客様に喜んでいただける来店誘致イベントを各店舗が個々に考え、開催し、“おもてなし”的な推進を図りました。

### 2 「VALUE」

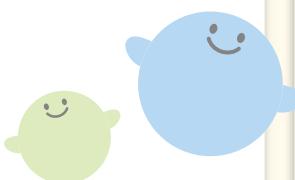
高い付加価値を産み出す  
はましん独自の仕組みをつくる。  
(=経営基盤の再構築)

- ◆平成27年4月に「イノベーション推進部」を設置し、お客様の満足度・利便性向上を目的とした抜本改革である「業務イノベーション」に着手し、着実にその進捗を図りました。
- ◆全店的な店舗形態・機能と人員配置見直し等による営業店体制の再構築、営業戦略にかかるP D C A確立を通じて、地区(ブロック)毎の業務運営管理や支店間連携の一層の強化を図りました。平成27年6月には袋井支店の新規オープンに合わせ、同店への移管を実施し、全店的にさらなる訪問活動の効率化を実施したほか、平成27年5月には三方原支店・葵西支店、同年10月には磐田支店・磐田南支店についてエリア・パートナード制度を導入し、地域特性・ニーズに合致したサービスを提供できる店舗体制の構築を進めました。
- ◆お客様の利便性を追求し、投資信託のインターネット販売に続き、平成28年3月にはモーターローン等のネット申込サービスを開始し、非対面チャネルの拡充を実施しました。

### 3 「ENERGY」

はましんは地域の  
“活力源”となる。  
(=CSR経営の実践)

- ◆顧客の利便性と顧客保護の両立に向け、内部統制、リスク管理態勢、B C P、I Tガバナンスの継続的見直しと高度化を図るとともに、リスク管理手法の見直しも継続し、統合的リスク管理による各種リスク・収益管理の精度を高めることで、実効性を有するコンプライアンス(法令等遵守)態勢の徹底、経営管理態勢の一層の強化を図りました。
- ◆ワークスタイルに関する多様性への対応等による企業活力の向上を目的として、平成27年4月に新人事制度の導入を行い、その実効性ある運用に努めました。また、性差なき職員の活躍を推進し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、女性活躍推進法に基づく行動計画を策定するとともに、その具体的な取組みを進めるべく、平成28年2月には「女性活躍推進プロジェクトチーム」を設置しました。
- ◆また、理事の職務執行及び金庫業務の適切性を確保するための態勢として、「浜松信用金庫内部統制システムの基本方針」に基づき、金庫基本理念遵守の周知・徹底、法令等遵守態勢、情報管理態勢、リスク管理態勢の適切な運用に加え、監事に対する理事の職務状況等の報告を強化したほか、職員外리를選任するなど、引き続き、コーポレートガバナンスの強化を図りました。同基本方針をはじめ主要な管理方針については、ディスクロージャー誌に掲載するなど、経営情報として積極的な開示、情報発信に努めています。



## 平成27年度の経済・金融環境

### 金融経済環境

平成27年度の日本経済は、年度当初においては政府の大財政・金融政策のもと、大企業を中心に企業業績も回復し、賃上げも順次実施されるなか、今後における自律的な景気回復へ向け、期待が持てる状況にありました。しかしながら、以降においては中国経済の減速、米国の利上げ、原油安進展等の事象が相次ぎ発生し、世界経済に不透明感が漂うなか、平成28年1月には異例のマイナス金利政策が導入され、現状は未知の環境変化に直面している状況といえます。

### 当地域の産業の動向

当地域においても、一定の政策効果の波及は見られるものの、企業業績の回復は一律とはいはず、マイナス金利の影響や先送りされた消費税増税への懸念、海外進出による産業構造の変化等、経済の先行きは依然、楽観視できる状況にないと考えます。

地域金融機関である当金庫にとってコンサルティング機能等のさらなる強化・充実によるお客様の課題解決、柔軟な資金対応といった積極的なサポートが、より一層重要な責務となっています。

# はましんの業績

お客様からの信頼をいただき  
順調な業績をあげています。

## 預金の推移

譲渡性預金を含む預金残高は、お客様、地域の皆様から支えられて順調に推移しました。

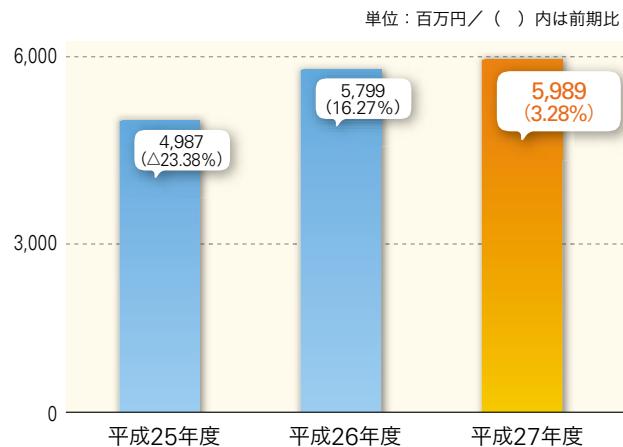
### 預金残高(含む譲渡性預金)



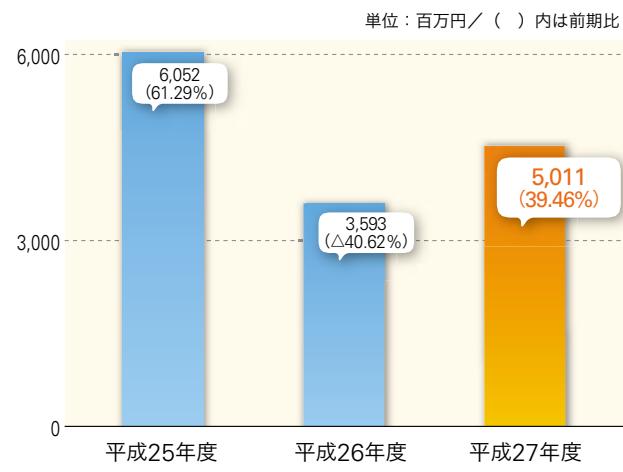
## 利益の推移

数多くの環境変化に晒された事業年度ではありましたが、当期純利益は35億21百万円、本業より得た利益である業務純益は59億89百万円を計上いたしました。

### 業務純益



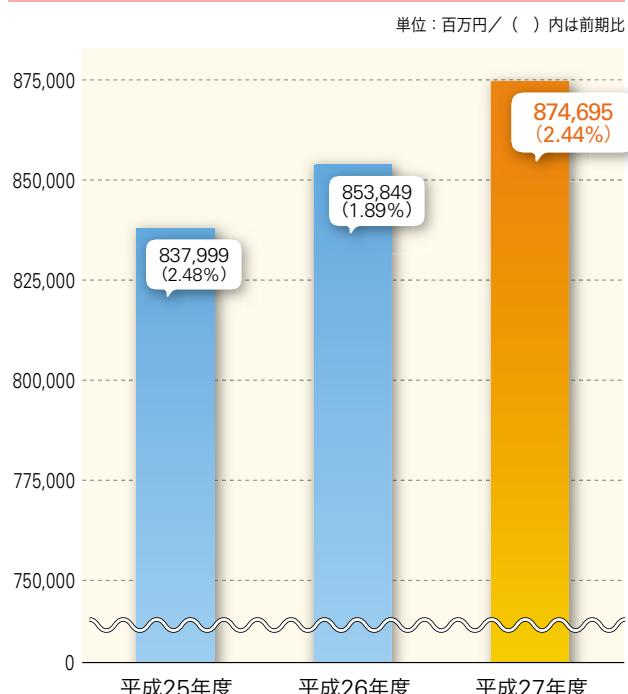
### 経常利益



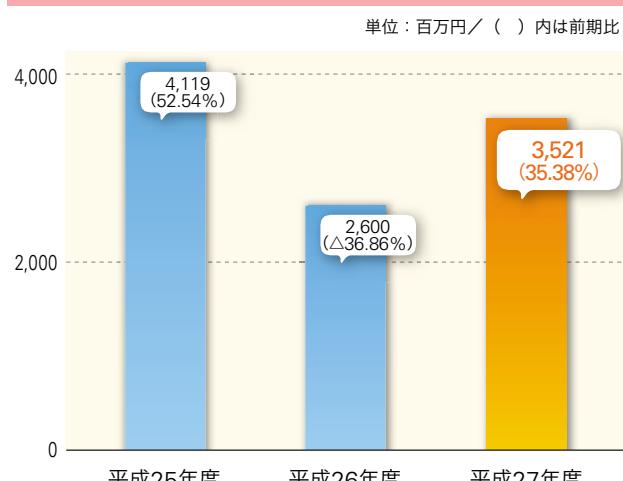
## 貸出金の推移

貸出金残高についても、地域の発展に貢献すべく、事業者・個人の皆様へのバランスのとれた資金供給に努めた結果、前期末と比べ増加しました。

### 貸出金残高



### 当期純利益



# 不良債権の現状について

安心してご利用いただけるよう  
健全な経営に努めています。

## 不良債権の状況

はましんは、金融庁の金融検査マニュアルに則った自己査定基準とご融資先の実態把握により毎期厳格な自己査定を行い、適正な償却・引当の実施に努めております。平成27年度における自己査定結果および金融再生法に定める開示債権、信用金庫法に定めるリスク管理債権の状況は、以下のとおりとなりました。

平成27年度の金融再生法上の不良債権は、サービサーへの売却等の不良債権処理を進める一方で、業況の厳しいお取引先への経営改善支援や経営再建に取り組んだ結果、606億62百万円となり総与信に占める割合は6.76%となりました。また、担保・保証、貸倒引当金による保全率は92.2%となりました。リスク管理債権の合計につきましても、602億2百万円となり、総貸出

額に対する割合は6.88%、保全率は92.2%となりました。

なお、はましんでは将来の損失発生に備え貸倒引当金を総額で102億91百万円積み立てているほか、毎期安定した利益の計上により内部留保の充実に努め、自己資本に相当する純資産は1,366億79百万円、単体自己資本比率(国内基準)14.77%と十分な水準を確保するなど不良債権に対する備えには万全な取組を行っております。

今後とも、リスク管理態勢の整備と徹底はもちろんのこと、地域金融機関の責務としてお取引先企業の再建や経営改善に向けて全力で取り組んでまいります。

## 自己査定と開示債権の関係

(平成28年3月末現在)

### 自己査定結果

対象:貸出金等与信関連債権

債務者区分	与信残高	I分類	II分類	III分類	IV分類
破綻先	1,245	312	331	90	510
実質破綻先	3,675	1,498	765	199	1,211
破綻懸念先	52,315	32,386	10,098	9,830	
要注 意先	4,981	776	4,205		
その他の 要注意先	133,733	47,680	86,052		
正常先	688,467	688,467			
非区分	12,886	12,886			
合計	897,305	784,009	101,453	10,121	1,722

### 金融再生法による開示

対象:貸出金等与信関連債権、  
自金庫保証付私募債  
要管理債権は貸出金のみ

	与信残高	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破産更生債権 およびこれら に準ずる債権	4,921	2,908	2,013
危険債権	52,315	42,485	6,924
要管理債権	3,425	1,263	335
小計	60,662	46,657	9,273

### リスク管理債権

対象:貸出金のみ

	残高	保全額	
		担保・保証等	貸倒引当金
破綻先債権	1,243	643	599
延滞債権	55,533	44,312	8,327
3ヶ月以上 延滞債権		5	5
貸出条件債権	3,420	1,258	335
合計	60,202	46,220	9,262

※自己査定結果は償却後・引当前

※貸出金等与信関連債権:貸出金、債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金

## 用語の説明

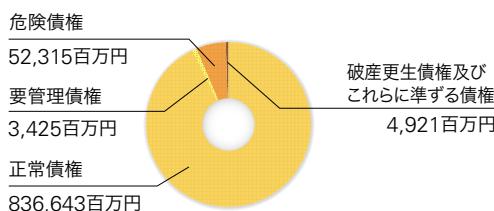
- 破綻先 ..... 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者のことです。  
実質破綻先 ..... 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり再建の見通しがたたない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者のことです。  
破綻懸念先 ..... 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者のことです。  
要注意先 ..... 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題がある債務者、元本返済や利息支払が事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調又は不安定な債務者および財務内容に問題がある債務者等、今後の管理に注意を要する債務者のことです。

## 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(平成28年3月末現在)

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
金融再生法上の不良債権	平成26年度	63,665	59,124	49,738	9,386	92.9%	67.4%
	平成27年度	60,662	55,931	46,657	9,273	92.2%	66.2%
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成26年度	6,120	6,120	3,562	2,558	100.0%	100.0%
	平成27年度	4,921	4,921	2,908	2,013	100.0%	100.0%
危険債権	平成26年度	53,794	51,008	44,789	6,218	94.8%	69.1%
	平成27年度	52,315	49,410	42,485	6,924	94.4%	70.4%
要管理債権	平成26年度	3,750	1,996	1,386	609	53.2%	25.8%
	平成27年度	3,425	1,599	1,263	335	46.7%	15.5%
正常債権	平成26年度	811,036	/	/	/	/	/
	平成27年度	836,643	/	/	/	/	/
合計	平成26年度	874,701	/	/	/	/	/
	平成27年度	897,305	/	/	/	/	/



- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。  
 3.「要管理債権」とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。  
 4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。  
 5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

## リスク管理債権の引当・保全状況

(平成28年3月末現在)

(単位:百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	平成26年度	649	98	550	100.0%
	平成27年度	1,243	643	599	100.0%
延滞債権	平成26年度	58,978	47,995	8,213	95.3%
	平成27年度	55,533	44,312	8,327	94.8%
3ヶ月以上延滞債権	平成26年度	-	-	-	-
	平成27年度	5	5	-	100.0%
貸出条件緩和債権	平成26年度	3,750	1,386	609	53.2%
	平成27年度	3,420	1,258	335	46.6%
合計	平成26年度	63,378	49,480	9,374	92.9%
	平成27年度	60,202	46,220	9,262	92.2%

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①会社更生法又は金融機関等の更新手続の特例等に関する法律の規定による更新手続開始の申立てがあった債務者

②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者

③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者

④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する貸出金

②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。

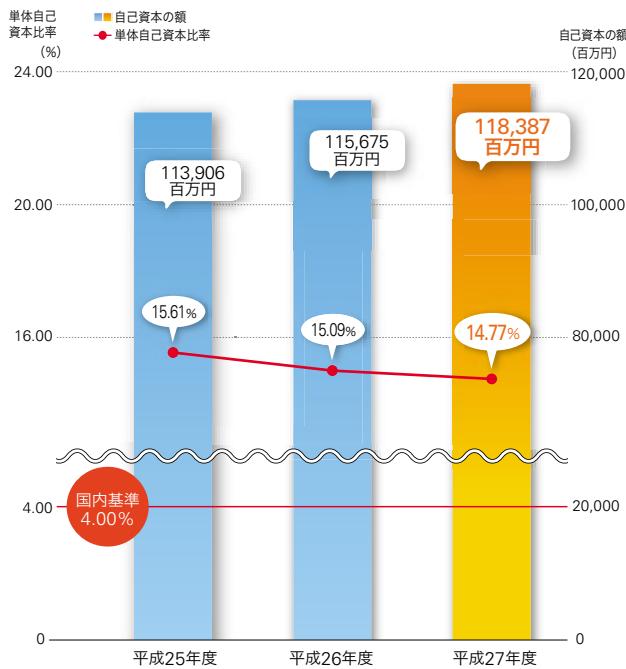
8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

# はましんの健全性について

安心してご利用いただけるよう  
健全な経営に努めています。

## 単体自己資本比率の推移

はましんの単体自己資本比率は平成28年3月末14.77%と国内で業務を営む金融機関の基準(国内基準)の4%を大幅に上回り、健全経営の証となっています。自己資本の大部分は利益の内部留保の積み重ねであり健全です。



※当金庫は、自己資本比率の算出方法を定めた金融庁告示第21号の改正にともない、平成25年度よりバーゼルⅢ基準により自己資本比率を算出しております。

## 自己資本比率とは

貸出金等総資産に占める自己資本の割合を示すもので、経営の安全性・健全性・企業体力(リスクへの耐性)等をあらわす代表的な指標です。この自己資本比率は、金融庁が業務改善や業務停止などを発令する基準となっています。

## はましんの「格付け」

はましんは、格付機関である(株)格付投資情報センター(R&I)から、平成27年度も上位ランクに位置する発行体格付け『A』を取得。

充実した自己資本・財務の安定性・お客様への細やかな対応力などが評価されています。

## R&Iの格付け符号と定義(発行体格付け)

AAA	信用力は最も高く、多くの優れた要素がある。
AA	信用力は極めて高く、優れた要素がある。
A	<b>信用力は高く、部分的に優れた要素がある。</b>
BBB	信用力は十分であるが、将来環境が大きく変化する場合、注意すべき要素がある。
BB	信用力は当面問題ないが、将来環境が変化する場合、十分注意すべき要素がある。
B	信用力に問題があり、絶えず注意すべき要素がある。
CCC	信用力に重大な問題があり、金融債務が不履行に陥る懸念が強い。
CC	発行体のすべての金融債務が不履行に陥る懸念が強い。
D	発行体のすべての金融債務が不履行に陥っているとR&Iが判断する格付。

AAA
AA
<b>A</b>
BBB
BB
B
CCC
CC
D

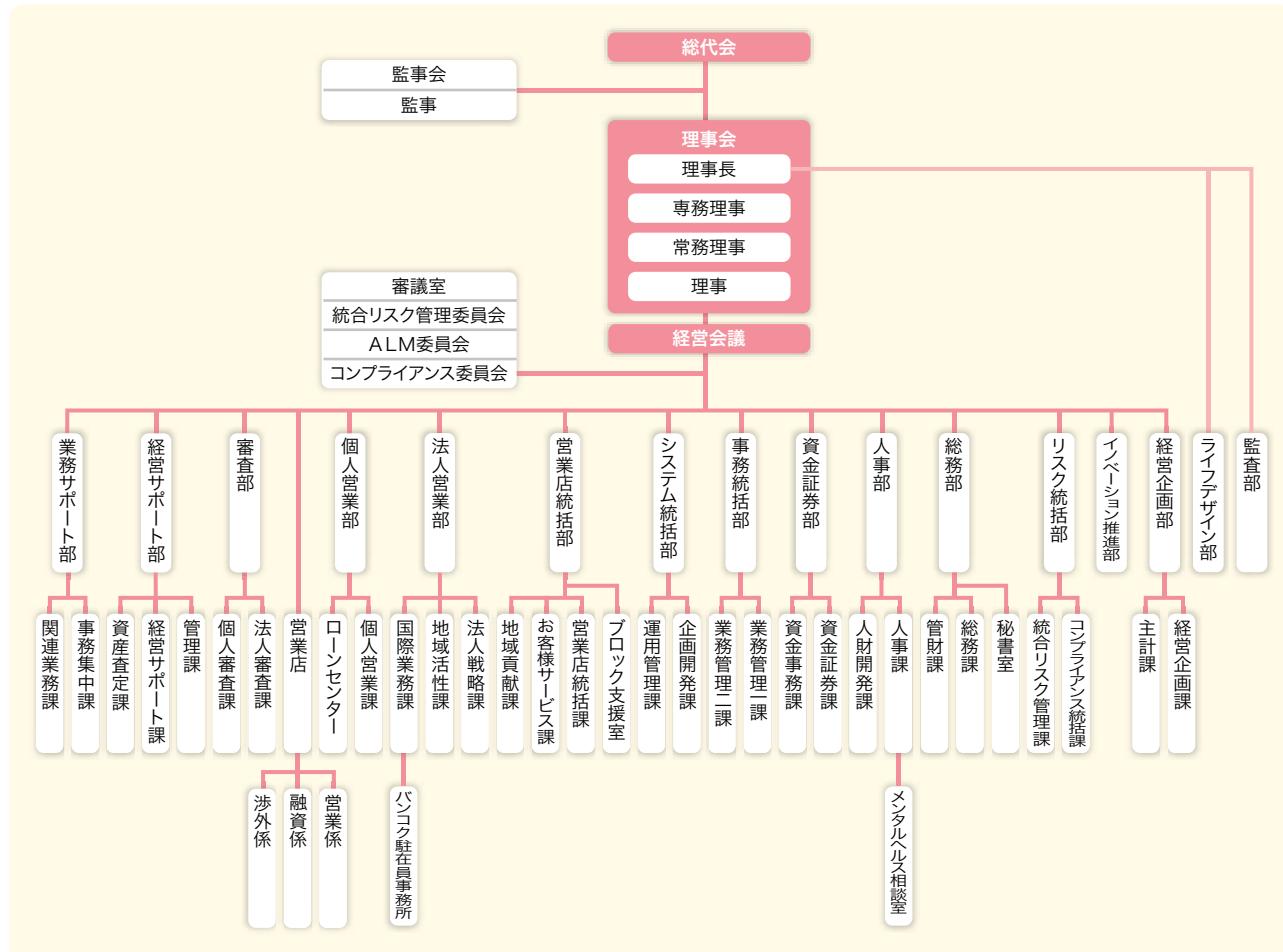
**格付けとは** 格付機関が投資家や預金者向けに債券や預金の元利金が約定どおりに支払われるか、あるいは企業そのものの安全度・信用度を測定し、公正な立場からランク付けすることをいいます。

# はましんの概要

お客様の信頼にお応えできるような  
経営の仕組みを構築しています。

組織図

(平成28年7月1日現在)



役員一覧

(平成28年7月1日現在)

**理事長(代表理事)** 御室健一郎  
監査部 ライフデザイン部 担当

**専務理事(代表理事)** 野田純一  
経営企画部 総務部  
人事部 担当

**常務理事(代表理事)** 高橋正典  
営業店統括部  
法人営業部 個人営業部 担当

**常務理事(代表理事)** 平井正大  
イベーション推進部・リスク統括部  
審査部 経営サポート部 担当

**常務理事(代表理事)** 辻村昌彦  
金融証券部 事務統括部  
システム統括部 営業サポート部 担当

常勤理事 企画部長	鈴木敏治
常勤理事 人事部長	三輪久夫
常勤理事 事務統括部長	山中康広
常勤理事 監査部長	市原正隆
常勤理事 本店営業部長	高橋智生
常勤理事 営業部統括部長	橋下和弘
常勤理事 業務チーフ部長	村松睦美

※1 理事 多胡秀人は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 清川佑二は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 職員の状況

	平成25年度 (H26.3.31)	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
職 員	987人	1,020人	1,041人
男 子	675人	677人	682人
女 子	312人	343人	359人
平 均 年 齢	37歳9ヵ月	37歳11ヵ月	38歳4ヵ月
平 均 勤 続 年 数	14年1ヵ月	13年9ヵ月	13年10ヵ月

# 営業のご案内

より魅力的な商品とサービスで  
お客様のニーズに応えます。

## 当金庫の主要な事業の内容

- (a) 預 金 業 務 (イ)預金…当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。  
(ロ)譲渡性預金…譲渡可能な預金を取り扱っております。
- (b) 貸 出 業 務 (イ)貸付…手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。  
(ロ)手形の割引…商業手形及び荷付為替手形の割引を取り扱っております。
- (c) 有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- (d) 内 国 為 替 業 務 送金為替、振込及び代金取立等を取り扱っております。
- (e) 外 国 為 替 業 務 輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
- (f) 社債受託及び登録業務 担保付社債信託法による社債の受託、公共債の募集受託及び登録に関する業務を行っております。
- (g) 附 帯 業 務 (イ)代理業務 ①日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務 ②地方公共団体の公金取扱業務 ③労働者退職金共済機構等の代理店業務 ④株式払込みの受入代理業務及び株式配当金、公社債元利金の支払代理業務 ⑤住宅金融支援機構等の代理貸付業務  
(ロ)保護預り及び貸金庫業務 (ハ)有価証券の貸付 (二)債務の保証 (ホ)金の売買 (ヘ)公共債の引受  
(ト)国債等公共債及び証券投資信託の窓口販売 (チ)保険商品の窓口販売(保険業法第275条により行う保険募集) (リ)電子債権記録業に係る業務

## 当金庫の営業地区について

信用金庫は、会員制度による協同組織の地域金融機関であり、一定地域内の中小企業や地域住民の方を会員としています。融資対象は会員の方を原則としておりますが、会員以外の方の融資も一定の条件で認められています。一方、預金は会員以外の方でもご利用いただけます。当金庫の営業区域は下記の市町に限定されております。なお信用金庫法による会員資格は、金庫の営業

地区内に①住所または居所を有する方、②事業所を有する方、③勤労に従事する方、④事業所を有する方の役員及びその信用金庫の役員となっているほか、個人事業者では常時使用する従業員数が300人を超える場合、また法人事業者で常時使用する従業員が300人を超えるかつ資本金が9億円を超える場合は会員となれないなど規模による制限があります。

## 営業地区一覧

(平成28年7月1日現在)

静岡県 浜松市・磐田市・袋井市・湖西市・掛川市・御前崎市・菊川市・牧之原市・島田市(旧川根町を除く)・周智郡・榛原郡吉田町

愛知県 豊橋市

## 信金中央金庫のご紹介

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。平成12年10月1日には名称を全国信用金庫連合会から信金中央金庫に改めるとともに、同年12月22日に優先出資を東京証券取引所に上場しました。

信金中央金庫は、総資産34兆円を有し、自己資本比率(国内基準:単体)は42.38%、不良債権比率は0.54%と、日本有数の規模と健全性を誇る金融機関であり、さらに、数少ない金融債発行機関もあります。信金中央金庫は、「信用金庫のセントラルバンクとしての役割」「機関投資家としての役割」「地域金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一緒に業務を行っています。

※総資産、自己資本比率(単体)及び不良債権比率は平成28年3月末現在のものです。

### 信金中央金庫のプロフィール

名 称	信金中央金庫 (英文名称:Shinkin Central Bank)
創 立	昭和25(1950)年6月1日
常勤役職員数	1,199人(うち常勤役員13人)
拠 点 数	国内14、海外5
総 資 産	34兆8,876億円
出 資 金	6,909億円(うち優先出資909億円)
自己資本比率	42.38%(国内基準:単体)
会 員 数	265金庫

(平成28年3月末現在)

※海外拠点には、信金インターナショナル(株)を含む。

## 信金中央金庫及び信用金庫業界のネットワーク



# 総代会の仕組み

総代や会員とのコミュニケーションを大切にしています。

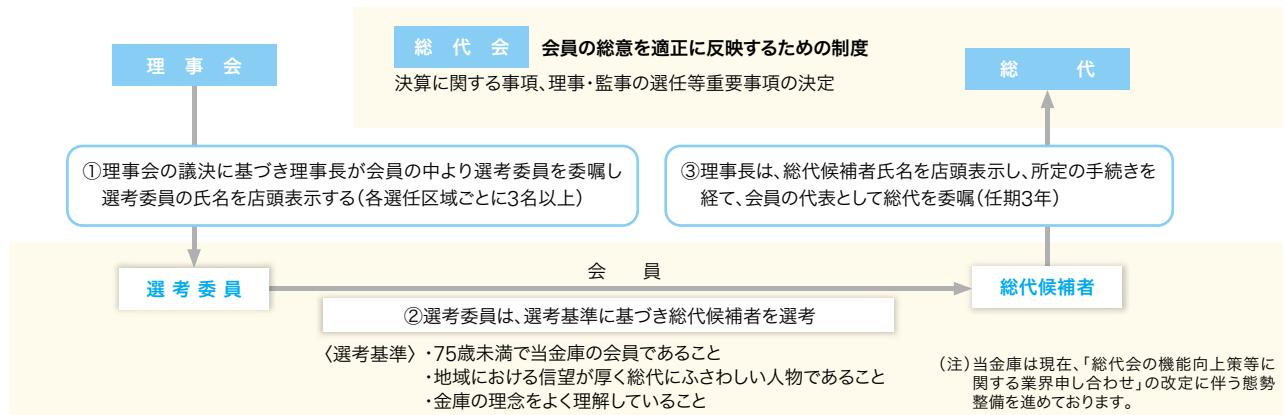
## 総代会の仕組みと役割

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保

するために総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算・理事・監事の選任等重要事項を決議する最高意思決定機関です。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通して、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### 総代の選任方法



### 第66期通常総代会の決議事項

平成28年6月20日にグランドホテル浜松にて開催されました第66期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案の通り承認されました。

①報告事項	第66期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件
②決議事項	第1号議案 剰余金処分案承認の件 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件 第3号議案 定款の一部変更の件 所在不明会員の除名に関する事項を規定するために定款第15条2及び別表4第5項を新設するとともに付則を制定する。 総代選考委員の選任権限を変更するため定款第27条3を変更するとともに付則を制定する。 その他法令の改正等を踏まえた定款の表現等も一部改正する (定款第2条(8)、第19条2、第25条3、第26条1・2、第27条4、第44条)

第4号議案	理事1名選任の件 理事 鈴木和博氏は当金庫役員定年規程に基づき退任する。 新たに次の1名を理事として選任する。 村松睦美
第5号議案	監事 中山正邦氏は当金庫役員定年規程に基づき退任する。 新たに次の1名を監事として選任する。 辰巳なお子
第6号議案	退任理事及び退任監事に対する退職慰労金の贈呈の件

以上

### 総代の氏名

定員150名 欠員2名 (平成28年7月1日現在)

#### 第1区 浜松市中区

有川 京司郎 <sup>(3)</sup>	生駒 勝敏 <sup>[4]</sup>	伊藤 孝 <sup>(2)</sup>	伊藤 正儀 <sup>(7)</sup>	大石 亨 <sup>[1]</sup>
小粥 勝好 <sup>(7)</sup>	落合 秀之 <sup>(1)</sup>	金田 哲志 <sup>(5)</sup>	上村 哲久 <sup>(2)</sup>	神谷 竹彦 <sup>(6)</sup>
神谷 文吾 <sup>(8)</sup>	河合 宏 <sup>(8)</sup>	小林 正和 <sup>(2)</sup>	古山 達也 <sup>(5)</sup>	齊藤 行雄 <sup>(4)</sup>
坂本 克己 <sup>(4)</sup>	薩川 敏 <sup>(2)</sup>	白尾 浩志 <sup>(2)</sup>	杉浦 一暢 <sup>(1)</sup>	杉浦 政紀 <sup>(2)</sup>
鈴木 勝人 <sup>(5)</sup>	鈴木 孝尚 <sup>(1)</sup>	鈴木 隆之 <sup>(3)</sup>	鈴木 雅太郎 <sup>(1)</sup>	鈴木 秀利 <sup>(1)</sup>
鈴木 不二男 <sup>(5)</sup>	住岡 豊彦 <sup>(4)</sup>	須山 宏造 <sup>(2)</sup>	高橋 利幸 <sup>(6)</sup>	竹内 良 <sup>(9)</sup>
竹山 裕通 <sup>(7)</sup>	田中 篤範 <sup>(2)</sup>	田村 刚夫 <sup>(4)</sup>	豊田 晴男 <sup>(2)</sup>	中野 勘次郎 <sup>(2)</sup>
中村 伸宏 <sup>(1)</sup>	中村 真美子 <sup>(4)</sup>	中村 元洋 <sup>(1)</sup>	中村 雄一 <sup>(2)</sup>	中村 嘉宏 <sup>(1)</sup>
野嶋 秀通 <sup>(2)</sup>	疋田 政明 <sup>(5)</sup>	日内地 玄造 <sup>(1)</sup>	増田 真一 <sup>(5)</sup>	水谷 公蔵 <sup>(3)</sup>
三原 敏男 <sup>(1)</sup>	三輪 容次郎 <sup>(4)</sup>	山崎 泰弘 <sup>(2)</sup>	山本 克行 <sup>(4)</sup>	米山 泰 <sup>(5)</sup>
渡邊 記余子 <sup>(4)</sup>				

#### 第4区 浜松市北区、浜松市浜北区、浜松市天竜区

青嶋 夏夫 <sup>(4)</sup>	朝比奈 修作 <sup>(2)</sup>	足立 守正 <sup>(4)</sup>	飯田 武史 <sup>(2)</sup>	石原 実 <sup>(5)</sup>
榎本 晴康 <sup>(1)</sup>	大澄 誠一 <sup>(9)</sup>	大高 明 <sup>(1)</sup>	梶村 武志 <sup>(7)</sup>	川合 勝 <sup>(4)</sup>
河村 基夫 <sup>(2)</sup>	酒井 彌吉 <sup>(3)</sup>	鈴木 鐵男 <sup>(1)</sup>	関 嘉孝 <sup>(6)</sup>	竹田 博康 <sup>(6)</sup>
野末 和男 <sup>(10)</sup>	長谷川 浩久 <sup>(4)</sup>	原田 浩利 <sup>(1)</sup>	堀部 莞爾 <sup>(2)</sup>	森川 厚孝 <sup>(3)</sup>
佐原 啓之 <sup>(1)</sup>	柴田 浩 <sup>(4)</sup>	菅沼 秀介 <sup>(1)</sup>	名倉 喜英 <sup>(5)</sup>	袴田 勝彦 <sup>(9)</sup>
原田 高久 <sup>(1)</sup>	牧野 敏之 <sup>(5)</sup>	森 俊幸 <sup>(3)</sup>		
第5区 湖西市、豊橋市				
佐原 啓之 <sup>(1)</sup>	柴田 浩 <sup>(4)</sup>	菅沼 秀介 <sup>(1)</sup>	名倉 喜英 <sup>(5)</sup>	袴田 勝彦 <sup>(9)</sup>
原田 高久 <sup>(1)</sup>	牧野 敏之 <sup>(5)</sup>	森 俊幸 <sup>(3)</sup>		
第6区 磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市(旧川根町を除く)、周智郡、榛原郡吉田町、その他				
石川 大造 <sup>(7)</sup>	小野田 信彦 <sup>(4)</sup>	小松 繁 <sup>(8)</sup>	坂井 光藏 <sup>(1)</sup>	佐野 浩司 <sup>(2)</sup>
芝原 利一 <sup>(5)</sup>	清水 孝郎 <sup>(5)</sup>	鈴木 利夫 <sup>(5)</sup>	鈴木 寛善 <sup>(5)</sup>	豊田 富士雄 <sup>(1)</sup>
中川 正 <sup>(3)</sup>	野寄 宏之 <sup>(4)</sup>			

(敬称略 50音順)

(注) 氏名末尾の[ ]内の数字は総代への就任回数です。

#### 第2区 浜松市東区

赤沼 義裕 <sup>(1)</sup>	池谷 錢市 <sup>(6)</sup>	磯部 俊秀 <sup>(8)</sup>	伊藤 桂助 <sup>(3)</sup>	大塚 幸治 <sup>(2)</sup>
上野 昌一 <sup>(1)</sup>	江間 通晴 <sup>(5)</sup>	岡崎 敏美 <sup>(3)</sup>	河田 重克 <sup>(2)</sup>	国本 幸孝 <sup>(1)</sup>
鈴木 志郎 <sup>(5)</sup>	南波 壽 <sup>(3)</sup>	野田 直樹 <sup>(3)</sup>	福澤 雄一 <sup>(3)</sup>	藤井 靖弘 <sup>(4)</sup>
藤田 政博 <sup>(1)</sup>	松井 康浩 <sup>(4)</sup>	松田 和敏 <sup>(1)</sup>	宮木 和彦 <sup>(1)</sup>	宮木 勝茂 <sup>(2)</sup>
村松 孝一 <sup>(3)</sup>	村松 弘子 <sup>(2)</sup>	山田 一夫 <sup>(5)</sup>		

#### 第3区 浜松市西区、浜松市南区

相曾 貴夫 <sup>(3)</sup>	朝元 百 <sup>(1)</sup>	安間 浩彦 <sup>(1)</sup>	伊熊 謙 <sup>(5)</sup>	石原 正康 <sup>(3)</sup>
今村 哲久 <sup>(4)</sup>	大石 久雄 <sup>(5)</sup>	小楠 俱由 <sup>(3)</sup>	小田 裕昭 <sup>(1)</sup>	加茂 晴康 <sup>(3)</sup>
木村 剛二郎 <sup>(4)</sup>	古山 勝彦 <sup>(3)</sup>	齋藤 仁志 <sup>(3)</sup>	沢根 孝佳 <sup>(2)</sup>	新村 剛一 <sup>(1)</sup>
鈴木 悅司 <sup>(8)</sup>	鈴木 博 <sup>(1)</sup>	高田 雄一 <sup>(4)</sup>	高橋 洋祐 <sup>(1)</sup>	高林 正夫 <sup>(1)</sup>
高柳 智雄 <sup>(3)</sup>	竹村 公志 <sup>(5)</sup>	知久 利克 <sup>(2)</sup>	鳴木 薫 <sup>(8)</sup>	土屋 高久 <sup>(4)</sup>
寺田 純久 <sup>(4)</sup>	豊田 和壽 <sup>(6)</sup>	野村 忠己 <sup>(1)</sup>	秋 聰治郎 <sup>(5)</sup>	日内地 哲也 <sup>(4)</sup>
平岡 知晃 <sup>(2)</sup>	宮地 良次 <sup>(4)</sup>	三輪 幸世 <sup>(1)</sup>	山内 致雄 <sup>(5)</sup>	

#### 【総代の属性等別構成比】

職業別: 法人役員9.5% /個人事業主3% /個人2%  
年代別: 70代 31% /60代 42% /50代 21% /40代 6%  
業種別: 建設業12% /製造業49% /情報通信業1% /運輸業、郵便業3% /卸売業、小売業21% /不動産業、物品販賣業7% /学術研究、専門・技術サービス業1% /生活関連サービス業、娯楽業1% /教育、学習支援業1% /医療、福祉3% /サービス業(その他に分類されないもの)1%

# 商品・サービスのご案内

より魅力的な商品とサービスで  
お客様のニーズに応えます。

## 主な預金関連商品

(平成28年7月1日現在)

商品名	特徴	期間	お預入れ金額
総合口座	普通預金に定期預金を担保とする当座貸越機能をセットした総合口座は、「貯める」「支払う」「借りる」の3つの機能を持った便利な一冊です。 ※貸越限度額は、総合口座定期預金合計額の90%です(最高300万円まで)	出し入れ自由	1円以上
預金名	特徴	期間	お預入れ金額
普通預金	入出金が自由にでき、給与・年金などのお受取り、公共料金の自動支払など、お気軽に利用できます。まさに、家計簿がわりの便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	決済用預金の3条件「無利息・要求払い・決済サービスを提供できること」を満たし、預金保険により全額保護される預金です。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄預金	個人のお客様が対象で、普通預金よりも金利が有利な預金です。但し、給与・年金、配当金等の自動受取、公共料金等の自動支払はできません。	出し入れ自由	1円以上
当座預金	小切手や手形がご利用いただけます。利息はつきません。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	一時的な資金運用に適しています。お引出しあは2日前までにご連絡いただくのが原則です。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税に備えるための資金を計画的にご準備いただけます。	引出しあは納税時	1円以上
定期預金	期日指定定期預金 1年経過後は1ヵ月前に支払日を指定すればお引出しができる1年複利の預金です。(個人のお客様専用) スーパー定期預金 プランに合わせて期間を選択して資金を運用いただけます。 大口定期預金 1,000万円以上の資金を、金融市場の金利動向を考慮して、より有利に運用いただける預金です。	1年据置最長3年 1ヵ月以上10年以内 1ヵ月以上10年以内	1千円以上300万円未満 1千円以上 1千万円以上
財形預金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引にてお預りいたします。財形年金と財形住宅預金を合わせて550万円まで非課税です。		
	一般財形預金 貯蓄目的は自由。しかも積立期間中でも必要に応じ払い出し可能です。	3年以上	1千円以上
	財形年金預金 積立金は60歳以降、指定口座へ年金としてお振込みいたします。	5年以上	1千円以上
	財形住宅預金 住宅取得資金や増改築資金等を蓄えることを目的とした預金です。	5年以上	1千円以上
定期積金	目的に合わせて毎月計画的に積み立てる預金です。	1・2・3・5年	1千円以上
外貨預金	はましん外貨普通預金 お持ちの外貨のご入金、海外からの送金のお受取り、外貨を購入してのご入金等にご利用いただけます。 はましん個人向け外貨定期預金 米ドル、ユーロまたは豪ドルによる定期預金です。海外の金利を享受できる一方、お受取り円貨額が払込み円貨額を下回るリスク(為替変動リスク)があります。	出し入れ自由 1・3・6・12ヵ月	1米ドル、1ユーロまたは1豪ドル以上 1千米ドル以上10万米ドル未満 1千ユーロ以上10万ユーロ未満 または1千豪ドル以上10万豪ドル未満
譲渡性預金	5,000万円以上の資金を短期間に高利回りで運用いただける商品です。	2週間以上2年以内	5,000万円以上

## その他資産運用商品

(平成28年7月1日現在)

種類	特徴	期間	お取扱い金額
国債	新規に発行される国債を取扱っています。	2年・5年・10年	5万円以上
個人向け国債	一定期間経過すればご購入金額の一部または全額を中途換金することも可能ですが、3、5年は固定金利、10年は変動金利となります。	3年・5年・10年	1万円以上
地方債	新規に発行される地方債(浜松市債など)を取扱っています。	各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。	
投資信託	投資目的に合わせて様々な商品を取扱っています。	各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。	
円建個人年金保険	ゆとりあるセカンドライフへの備えとしてご活用いただける個人年金保険です。	各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。	
外貨建個人年金保険	保険料を外貨建てで運用する個人年金保険です。	各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。	
円建終身保険	保障が一生涯(終身)継続し、お客様に万一の事態が発生した場合に遺されたご家族が保険金をお受取りいただける商品です。	各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。	
外貨建終身保険	保険料を外貨建てで運用する終身保険です。	各商品により異なります。 詳しくは、窓口でお尋ねください。	

## 主な個人向けローン

(平成28年7月1日現在)

種類	特徴・使いみち	ご融資限度額
住宅 関連 ローン	住宅口一ソ	固定金利型および変動金利型の2種類があり、いずれかを選択いただける商品です。「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を付保できます。
	ミックス型住宅ローン 3年(連帯保証人扱い含む) 5年 10年	当初3年・5年・10年いずれかの固定金利期間を選択、その後再度固定金利又は変動金利を選択できる商品です。「信用金庫団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付団体信用生命保険」を付保できます。
	3大疾病保障付住宅ローン	死亡・高度障害補償に加え、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の3大疾病保障特約が付保された住宅ローンです。
	無担保住宅ローン2000	新築資金、リフォーム資金から当金庫を含む金融機関、信販会社(消費者金融を除く)の住宅ローン借換資金まで、手軽にかつ無担保でご利用いただけます。インターネットでの仮審査お申込み手続きが可能です。
	無担保借換住宅ローン	お客様がお借入している当金庫以外の金融機関(公的金融機関含む)からの住宅取得資金の借換資金です。土地資金のみの場合は対象外とさせていただきます。
	セカンドステージ	60才以上の方で当金庫で年金のお振込を受けていただいている方の住宅ローンです。
	はましん長期固定金利型住宅ローン(機構買取型)	住宅金融支援機構が債権を買取ることを前提とした住宅ローン商品です。15年以上35年以内の長期に安定した固定金利をご利用いただけます。
	無担保リフォームローン	環境配慮型設備の購入設置、バリアフリー工事、耐震・免震工事等のあらゆるリフォーム資金について手軽にかつ無担保でご利用いただける商品です。
個人 ローン	ソーラーローン	太陽光発電システム設置、家庭用蓄電池購入、エネファーム設置、HEMS設置、エコウイル設置、家庭用太陽熱利用設備設置費用、地中熱利用システム設置費用についてご利用いただけるローンです。
	モーターローン	マイカー・オートバイ・ヨット・モーターボート等の購入から修理・付属部品購入に至るまで幅広くご利用いただける商品です。来店不要でのお申込み手続きが可能です。
	教育ローン	お子様の教育資金にご利用いただける商品です。
	フリーローン	電化製品・家具の購入・旅行・ショッピング等あらゆる暮らしの資金にご利用いただける商品です。
	フリーローンラグゼ	お使いみちは自由で、おまとめローンとしてもご利用いただけます。
	プライダルローン	ご結婚に関係する資金にご利用いただける商品です。
カード ローン	介護ローン	介護用品購入・介護用設備等介護に関する資金にご利用いただける商品です。
	エコきゃっする500	極度額50~500万円(10万円単位)のカードローン。1契約につき、50円を当金庫が拠出し、環境保全活動等に役立てます。
	すまいるプラス	当金庫住宅ローンをご利用いただいているお客様への大型カードローンです。
	ラグゼ	何かを買いたいとき、何かを始めたいときに、役立つカードローンです。
	カードローン	ご利用中の普通預金にセットすれば必要に合わせていつでもカード1枚でお気軽にご利用いただける商品です。来店不要でのお申込み手続きが可能です。
	ワイドローン	無担保・無保証人で使いみち自由なカードローン商品です。来店不要でのお申込み手続きが可能です。
	教育カードローンYELL(エール)	お子様のあらゆる教育資金にご利用でき、在学期間中は利息のみの返済で卒業後に証書貸付へ切替えてご返済いただく商品です。

ご相談は本支店窓口・相談プラザまたはフリーダイヤル(0120-307-804)にて承っております。お気軽にご相談ください。

(平成28年7月1日現在)

## 主な事業者向けご融資

種類	特徴・使いみち	ご融資限度額
一般融資	商業手形の割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越など用途に合わせてご利用いただけます。	
事業者カードローン	事業資金が専用カードによりご利用いただける信用保証協会の保証扱い専用の無担保カードローンです。	2,000万円
はましんメンバーアシスト	商工会議所・法人会・商工会など地域経済団体に所属している法人・個人を対象にしたご融資です。	5,000万円
地域経済バックアップ資金	直近3ヵ月間の平均売上高・平均売上総利益率・平均営業利益率が前年または前々年同期より減少している事業者、為替変動など、経済環境の著しい変化により事業活動に支障を生じている事業者、および国内外の災害によって直接・間接的被害を受け事業の継続・再建に支障を生じている、またはBCP対応など、災害対策のための投資を行う事業者のお客様を対象とした融資です。	5,000万円
代理貸付	信金中央金庫、日本政策金融公庫など業種や用途に応じて各種の代理貸付がご利用いただけます。	
各種制度融資	静岡県および各市町村などの制度融資をご利用いただけます。また、お申込みにおいては、アドバイス等書類作成のお手伝いをいたします。	

詳しくは、お近くの本支店窓口にご相談ください。

(平成28年7月1日現在)

## その他の業務・各種サービス・商品

種類	特徴
社債受託業務	お客様が発行される社債にかかる募集および管理の受託、担保の受託および発行の諸手続きのお取扱いを行っています。
信託契約代理業務	お客様の幅広いニーズにお応えするため、遺言信託、遺産整理業務等のお取次ぎを行っています。
国際業務	貿易取引や海外進出など企業活動の国際化をご支援するとともに、運用・調達手段として外貨預金やインパクトローン・海外直接貸付など幅広い業務を取り扱っています。
貿易	輸出手形の買取・取立、輸入信用状の発行、輸入手形決済等のほか貿易取引全般にわたり金融サービスをご提供いたします。
外貨送金	海外へのご送金、海外からの被仕向送金のお受取りを安全確実・迅速にお手伝いします。
外為Webサービス	オフィスからインターネット経由で外国送金、信用状の開設・変更のお申込みができます。
ブラジル郷里送金	ATMを利用して非対面にて地域居住のブラジル人の方の郷里送金ができます。
外貨両替	米ドルを中心とした外貨両替を、本店営業部、駿南、西ヶ崎、鷺津、植松、本町、本郷、鷺塚、葵町、原島、三方原、可美、西山、上島、磐田、袋井の16ヵ店で行っています。
海外融資・保証	海外展開にかかる親会社への貸付のほか、海外現地子会社への円建てまたはドル建て、ユーロ建ての直接貸付を行っています。また、海外現地法人が現地銀行より資金調達する際の保証となる「スタンダードバイL/C」の発行をいたします。
貿易・投資のご相談	海外ビジネスサポートデスクを設置し、地元企業の皆様の国際化ニーズにそった情報のご提供により海外事業発展のお手伝いをいたします。
内国為替業務	日本全国の金融機関のお取引先の預金口座へ振込や送金をします。また、小切手や手形などを取り立て、ご指定の預金口座へ入金します。
メールオーダーサービス	「公共料金自動支払」「住所変更届」等のお申込みが、郵送で手続きできる大変便利なサービスです。各店およびATMコーナーにある申込書またははましんホームページにてお申込みください。
キャッシュカードサービス	ATMで現金のお預入れ、お引出し、定期預金ご契約、残高照会、お振込み、暗証番号変更等ができます。

種類	特徴
インターネットバンキング	ご自宅のパソコンを利用して、お振込み、残高照会、入出金明細の作成、定期預金契約、税金等各種支払が可能です。また、携帯電話によるお振込み、残高照会も可能です。
インターネット・FAX 仮審査申込み	「無担保リフォームローン」「モーターローン」「リピートプラン(自動車関連・教育関連)」「ソーラーローン」「教育ローン」「エコきやっする500」については、インターネット・FAXから仮審査申込みができます。
でんさいネットサービス	「でんさい」とは「電子記録債権法」により創設された、ITを活用した新しい支払い手段です。パソコンを通じて支払いや譲渡をすることができる、手形に代わる新たな決済サービスです。
電手割引サービス	「日本電子債権機構(株)(略称JEMCO)」による電子記録債権(通称:電手)を期日前に資金化をするための「電手割引サービス」を行っております。
しんきん電子マネー <sup>TM</sup> チャージサービス	お客様の預金口座から携帯電話の「おサイフケータイ」に電子マネー「楽天Edy」をその場でチャージ(入金)できるサービスです。
為替自動振込	あらかじめ金額の決まっているお振込みを契約口座から指定日に自動的に行います。
貸金庫	預金証書、権利証、有価証券などの重要書類や貴重品を安全に保管いたします。貸金庫の種類については27ページをご覧ください。
はましん住宅友の会	会費は無料です。住まいづくりをトータルサポートしており、住まいに関する幅広い知識や最新の情報をお届けしています。また、家づくりセミナーのご案内、「住宅友の会通信」の無料配布、住宅ローン等ご成約時のカタログギフトプレゼントなど特典がいっぱいです。
長期住宅火災保険	住宅関連の長期火災保険“しんきんグッドすまいる”を窓口でお取扱いしています。数社の保険会社が共同で保険契約を引き受けており、リスクの分散がされています。
M & A 仲介業務	後継「社」の探索・紹介や、シェア拡大、事業多角化などの経営サポートを行います。
定例無料相談	「税務相談」「法律相談」「年金相談」「相続・遺言信託相談」および「経営相談」「事業承継・M&A相談」「貿易・投資相談」を開催しています。

## 定例無料相談

会場		曜日	時間	担当	お問合せ・ご予約
はましん相談プラザ (ローンセンター)	税務相談	第2木曜日	9:30~15:30	税理士(東海税理士会派遣税理士)	個人営業部 ローンセンター (電話/053-475-6811)
	法律相談	第4木曜日	9:30~12:00	当金庫顧問弁護士 他	
	年金相談	第2土曜日 (3月・6月・9月・12月)	9:00~17:00	当金庫年金アドバイザー	個人営業部 (電話/053-450-3310)
個人営業部 法人営業部 (住友生命浜松元城町ビル)	経営相談	第1木曜日	9:30~15:30	当金庫中小企業診断士	法人営業部 (電話/053-450-3315)
	事業承継・M&A相談	第2火曜日	9:30~15:30	当金庫ファイナンシャルプランナー	
	相続・遺言信託相談	第3火曜日	9:00~16:00	税理士・弁護士[(株)朝日信託]	個人営業部 (電話/053-450-3310)
	貿易・投資相談	第3木曜日	9:30~15:30	当金庫法人営業部	法人営業部 (電話/053-454-6139)

※定例無料相談は、ご予約が必要となります。営業店窓口または上記お問合せ先まで、お気軽にお申し出ください。

ご相談は

本支店窓口・相談プラザまたは **フリーダイヤル 0120-307-804** にて  
承っております。お気軽にご相談ください。

## はましんホームページ

はましんホームページでは、各種ローンシミュレーションやお取引照会・お振込みおよび地域情報等の提供をしております。

アドレス <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

# 手数料一覧

より魅力的な商品とサービスで  
お客様のニーズに応えます。

## 為替手数料 (消費税を含む)

振込方法	当金庫あて				他行あて			
	同一店		他 店		電信扱い		文書扱い	
	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上	5万円未満	5万円以上
窓口扱	324円	540円	324円	540円	648円	864円	648円	864円
ATM現金扱	108円	324円	108円	324円	432円	648円	取扱なし	取扱なし
ATMカード扱	無料 <sup>注3</sup>	無料 <sup>注3</sup>	108円	324円	432円	648円	取扱なし	取扱なし
FB・IB等 <sup>注1</sup>	無料	無料	108円	216円	324円	540円	取扱なし	取扱なし
為替自動振込等 <sup>注2</sup>	無料	無料	無料	無料	324円	540円	取扱なし	取扱なし
他行向け税金取次	-	-	-	-	-	-	648円	648円

注1 MT・FD・データ伝送、FB・HBによる資金移動(インターネット・モバイルバンキングを含む)。

注2 為替自動振込は振込手数料のほかに別途取扱手数料として、振込1回につき108円がかかります。

注3 次の場合において、振込手数料が無料となります。

- ・使用するキャッシュカードの取引店と受取人口座のある支店が同一の場合

- ・ATMご利用店と受取人口座のある支店が同一の場合

同支店が管理している店舗外ATMをご利用される場合を含みます。但し、次の店舗外ATMは対象外となります。

〈静岡文化芸術大学・なゆた浜北・遠鉄ストア池田店・マックスバリュ豊田店・アピタ磐田店・常葉大学浜松キャンパス〉

代金取立手数料	交換所	種類	窓口				
			紙幣・硬貨 合計枚数	1枚～49枚	50枚～500枚	216円	
代金取立手数料	静岡	即日入金の小切手 手形・小切手期日管理分	無料	216円	501枚～1,000枚	324円	
	静岡以外	手形・小切手等 普通扱い 手形・小切手等 至急扱い	864円	1,001枚～2,000枚	648円	2,001枚～3,000枚	972円
その他の諸手数料			以後1,000枚ごとに324円ずつ加算させていただきます。				

送金・振込の組戻料		864円
不渡手形返却料		864円
取立手形組戻料		864円
取立手形等店頭呈示料 (ただし取立費用が864円以上のときは実費)		864円

## ATM利用手数料 (消費税を含む)

当金庫のカード	平日8:00～18:00 土曜日8:45～14:00	無料
	上記以外の時間帯	108円
他信金・静岡銀行のカード	平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00	無料
	上記以外の時間帯	108円
他金融機関・ゆうちょ銀行のカード	平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00	108円
	上記以外の時間帯	216円

※上記は当金庫ATM支払時の手数料一覧です。

※土曜日が祝日と重なる場合は、祝日扱いとします。

## インターネット・ファームバンキング手数料 (消費税を含む)

月額基本料金

利用方法	利用サービス	取引照会 サービス	資金移動(振込・振替) サービス	各種支払 サービス	定期預金 サービス <sup>注1</sup>	データ伝送サービス (口座振替除く)
はましんビジネスWeb パソコンにてご利用いただけます。			1,080円	-	-	1,080円
はましんパーソナルWeb パソコン・携帯電話にてご利用いただけます。			無料			-
ファームバンキング	SPC FB専用ソフト <sup>注2</sup>	無料	1,080円(口座毎)	-	-	無料
	VALUX FB専用ソフト <sup>注2</sup>			-	-	-
	FB専用パソコン	-	-	-	-	無料
自動通知サービス	ファクシミリ	540円(口座毎) 通知を含む	-	-	-	-
	電話	無料 通知を含む	-	-	-	-

注1 定期預金通帳での定期預金のみご利用いただけます。

注2 FB専用ソフト:32,400円、保守契約締結の場合:年額9,720円～19,440円の保守料金が必要です。また、通信機器やその関連設備の費用が必要な場合があります。

## 両替手数料 (消費税を含む)

窓口	
紙幣・硬貨 合計枚数	1枚～49枚
50枚～500枚	無料
501枚～1,000枚	216円
1,001枚～2,000枚	324円
2,001枚～3,000枚	648円
以後1,000枚ごとに324円ずつ加算させていただきます。	972円

※お持込またはお受取りいずれか多い方の枚数を基準に手数料を申し受けます。

※汚損・破損した紙幣および貨幣の両替、記念硬貨の交換は無料です。

自動両替機	
紙幣・硬貨 合計枚数	1枚～49枚
50枚～500枚	無料
501枚～1,000枚	100円
1,001枚～	200円
以後1,000枚ごとに324円ずつ加算させていただきます。	300円

## 貸金庫賃貸料 (消費税を含む)

種類	貸金庫の大きさ	賃貸料 (月額)
全自動カードタイプ	小型	2,160円
	中型	2,700円
	大型	3,240円
カード利用タイプ 印鑑照合タイプ	小型	1,620円
	中型	1,944円
	大型	2,700円

## 夜間金庫使用料 (消費税を含む)

基本料金	月額	6,480円
専用入金帳	1冊	6,480円

## 事務手数料（消費税を含む）

当座勘定手数料	
署名判登録手数料 初回の登録/変更時	5,400円
約束手形(署名判 印刷あり／なし)	1冊 1,620円
為替手形	1冊 1,080円
小切手帳(署名判 印刷あり／なし)	1冊 1,620円
㊂約束手形	1枚 540円
口座開設取扱手数料	10,800円
発行手数料	
自己宛小切手	1枚 540円
残高証明書(自動発行)	1通 540円
残高証明書(随時発行)	1通 1,080円
融資証明書	1通 10,800円
通帳・証書再発行	1通 1,080円
取引明細表作成	10枚ごと [10枚単位] 540円
債務保証保証書発行手数料	1通 2,160円
キャッシュカード発行手数料	
一般キャッシュカード(法人口カード含む)	無料
カードローンカード	無料
代理人口カード	1,080円
入金専用カード	1,080円
カード再発行手数料	1,080円
株式・出資払込取扱手数料	
株式払込額の1000分の2×108%	
住宅ローン関連手数料	
保証人扱い住関連ローン事務手数料	54,000円
全額繰上げ返済手数料	54,000円
一部繰上げ返済手数料 <sup>注1</sup>	10,800円
住関連条件変更手数料	
制度、金利および返済方法等を変更した場合 <sup>注2</sup>	10,800円
事業性融資繰上げ償還手数料	
	1件 10,800円
事業性融資条件変更手数料	
	1件 21,600円

不動産担保関連事務手数料			
不動産担保調査・ 設定事務手数料	一般融資・事業性融資	1件	54,000円
	住関連ローン	1件	32,400円
追加担保調査・ 設定事務手数料	一般融資・事業性融資	1件	32,400円
極度額変更・ 順位変更事務手数料		1件	32,400円
不動産担保移転事務手数料		1件	32,400円
不動産担保の 債務者変更事務手数料		1件	32,400円

## 国際業務の主な手数料

外国送金	仕向送金	送金手数料	4,000円
		コルレス手数料 <sup>注1</sup>	2,500円
	被仕向送金	円貨／外貨取扱手数料 <sup>注2</sup>	送金金額の0.05% (最低1,500円)
		被仕向送金取扱手数料	1,500円
輸出	信用状つき 輸出手形買取	円貨／外貨取扱手数料 <sup>注2</sup>	送金金額の0.05% (最低1,500円)
			支払条件・金額により異なる
	輸出代金取立手形		送金金額の0.10% (最低10,000円)
		取立手数料	5,000円
輸入	輸入信用状発行	円貨／外貨取扱手数料 <sup>注2</sup>	送金金額の0.10% (最低10,000円)
		保証料	信用状金額の0.5%(92日間)
	小切手取立 (円建に限る)	信用状発行手数料	15,000円
		取立手数料	5,000円
外貨預金 入出金手数料 (外貨現金)	小切手取立 (円建に限る)	円貨取扱手数料	小切手金額の0.05% (最低1,500円)
		入金時	1米ドル当たり1円 1ユーロ当たり6円
	(外貨現金)	出金時	1米ドル当たり2円 1ユーロ当たり6円

注1 支払銀行手数料が送金依頼人負担の場合に申し受けます。

注2 通貨の交換を伴わない場合に申し受けます。

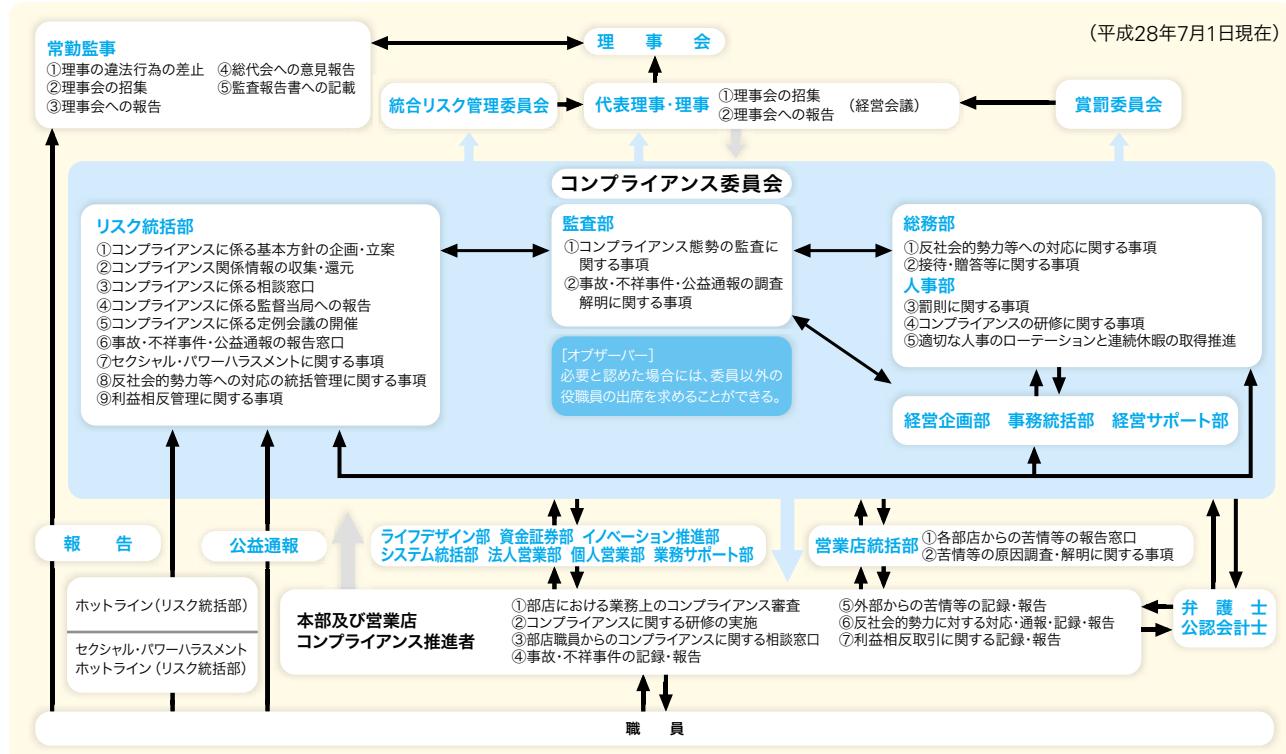


# コンプライアンスについて

コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。

## コンプライアンス(法令等遵守)態勢

「コンプライアンス」とは日常業務を遂行するうえでの数多くの法令や規程をはじめ、社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守することをいいます。当金庫は、お客様により一層信頼される金融機関となるため、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでおります。



## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとしています。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該金融商品の重要な事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問合せください。

## 業務継続計画について

当金庫は、金融業務が地域社会にとり欠くことのできない機能であり、大災害等の発生に際しても継続的に業務を行い、地域社会の一員として貢献することが当金庫の社会的役割であると認識しております。かかる認識の下、当金庫は業務継続態勢の構築・見直しを経営の最重要課題の一つとして位置付けて基本方針を策定し、業務継続計画(コンティンジェンシープランを含む)を取り組むとともに不斷に見直し、その維持・管理に努めています。

## 個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めています。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めています。

個人情報等保護の取組みと継続的な改善をお約束するため、当金庫は個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)をホームページ等で公開しております。



## 反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

「反社会的勢力に対する基本方針」は、はましんホームページ等に公開しております。

# リスク管理について

安心してご利用いただけるよう  
健全な経営に努めます。

## リスク管理体制

(平成28年7月1日現在)



ましんは金融業務全般にわたって各種のリスクが存在し、それらリスクを放置することがお客様の信頼や経営に重大かつ深刻な影響を与える可能性が高いことを深く認識しています。

その適切な管理は経営の重要課題の一つとして受け止め、平成17年6月にリスク統括部を設置し、継続的に統合的リスク管理態勢の充実、強化に取り組んでいます。

## 管理方針

### 浜松信用金庫内部統制システムの基本方針

#### I. 業務運営の基本方針

当金庫はつぎの基本理念を掲げ、すべての役員（理事、監事）および職員（職員、派遣スタッフを含むすべての金庫業務従事者）が、職務を執行するにあたっての基本方針とする。

1. 地域の一員として地域社会の発展に貢献します。

1. お客様の声を経営に反映し、質の高い金融サービスを提供します。

1. 法令の遵守および社会規範を尊重した、誠実で健全な経営をおこないます。

1. 役職員の能力向上をはかり、活力ある企業風土を醸成します。

#### II. 法令等遵守体制

理事・子法人等の取締役等および職員・社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)法令等遵守方針、浜松信用金庫行動綱領の策定および遵守

当金庫は、「法令等遵守方針」「浜松信用金庫行動綱領」を策定し、理事会の承認を得て全役職員（正職員のみならず派遣スタッフを含むすべての金庫業務従事者）および関連会社の役社員に対し、周知徹底とともに遵守させる。

(2)法令等遵守規程、コンプライアンス・マニュアルの策定および遵守等

当金庫は、「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、理事会の承認を得て、全役職員および関連会社の役社員に対し、これを明示、配布して周知徹底とともに全部店において遵守させる。なお、「法令等遵守規程」「コンプライアンス・マニュアル」が法令等遵守にかかる取決め、手引書との性質を有しているため、法令等の改変に伴い、不斷に見直しを行う。

(3)反社会的勢力の排除

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断し排除することが、当金庫に対する公共の信赖を維持し、当金庫の業務の適切性および健全性の確保のため不可欠であることを認識し、「法令等遵守方針」「浜松信用金庫行動綱領」に「反社会的勢力の排除」を定め、理事会の承認を得て全役職員および関連会社の役社員に周知徹底させる。

(4)コンプライアンス・プログラムの策定および遵守等

当金庫は毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、理事会の承認を得て実施

する。コンプライアンス・プログラムとは、当金庫における法令等遵守体制を実現するための実践的計画であって、「コンプライアンス委員会の開催内容」「研修・会議・試験計画」「その他内部統制実施計画」などを含むものである。なお、コンプライアンス・プログラムの進捗状況等については、半期毎に理事会に報告する。

(5)法令遵守およびリスク統括部門の設置

当金庫は、平成17年6月1日より、法令等遵守およびリスク管理の専門担当部署であるリスク統括部を設置し、法令等遵守体制等の整備を行っている。リスク統括部は、コンプライアンス統括課、統合リスク管理課からなり、当金庫におけるすべての法令等遵守およびリスク管理に関する情報が当部門に速やかに報告され、また定期的に行われる意見交換会にて監査部および監事との連携を図る。

(6)コンプライアンス推進者の選任

当金庫は、企業部門部・全本支店および関連会社に当該部門における法令等遵守体制を構築するため、コンプライアンス推進者を任命する。

(7)コンプライアンス委員会の設置

当金庫は、コンプライアンス委員会を設置する。この委員会はリスク統括部担当代表理事を委員長とし、各部等からなる委員会であり、原則として3ヶ月に1回委員会を開催するが、緊急の議題がある場合には随時開催する。委員会の協議事項は、法令等抵触懸念・不正行為に関する告知の受付と指導、各種抵触懸念事項と予防体制の強化の検討等であり、その結果は必要に応じ理事会および経営会議に報告する。

なお、関連会社において金庫グループの経営に重大な影響を及ぼすコンプライアンス上の問題が発生した場合には、当金庫のコンプライアンス委員会において、関連会社の代表取締役を交えて今後の対応の方向性や未然防止策等について協議する。

(8)内部監査体制の充実

当金庫は、法令等違反や不祥事件等の未然防止および早期発見に資するため、内部監査体制を充実させる。監査部は、リスク管理態勢の有効性および適切性についての監査を行い、その結果を経営会議および理事会へ報告するとともに、改善すべき事項の提案を指示する。

また監査部は、関連会社管理規程等に基づき、関連会社への監査を行い、結果を理事長及び経営企画部に報告する。また監査部は監査結果を遅滞なく監査報告会に報告する。

## (9) ホットラインの設置

当金庫は、公益通報者保護規程に基づく公益通報の実効性を確保するため、ホットラインと称する不祥事件等に関する告発用の電話回線等をリスク統括部内に設置する。

## (10) アームズ・レングス・ルール

当金庫と関連会社間の取引について、一方を不当に有利あるいは不利に扱うことがないようアームズ・レングス・ルールの徹底とチェック、運用を図る。

## III. 情報管理体制

## 理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 当金庫は、理事の職務執行に係る情報の保存および管理につき、以下の態勢を整備する。なお、以下における文書には、電磁的記録を含むものとする。

## イ. 文書管理規程の策定

## ロ. 文書管理担当理事の配置

## ハ. 文書保存期間および閲覧方法の策定

(2) 理事会、経営会議、その他重要な会議の意思決定に係る情報、理事長決裁をはじめその他重要な決裁に係る情報ならびに財務、営業等に関する重要な情報を取り記録・保存・管理する。

(3) 上記の各種情報は文書管理規程に基づいて保存するとともに、個人情報の保存に関しては、個人情報の保護と利用に関する基本規程ほか別途定める方法により安全管理措置をとる。

(4) 理事の職務執行に係る文書は、すべての理事および監事が閲覧できることとする。

## IV. リスク管理体制

## 当金庫及び当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

## (1) リスク管理に関する方針・規程

当金庫は、法令等違反に最大の損失危険があることから、第2条で定めた法令等遵守体制を構築しているが、リスク管理は同様に経営上極めて重要であることを認識しリスク管理を適切に行うため、理事会の承認を得て、リスク管理の基本方針を策定し、リスク管理体制を構築する。

また統合的リスク管理規程に金庫グループのリスク管理について規定し、グループ全体のリスク管理を行う。

## (2) リスク管理体制

## イ. 理事会等および各種委員会

理事会等(理事会、経営会議)は各種リスクの管理方針の決定とリスク管理に係る重要事項を決定する。また、各種リスクの協議機関として、統合リスク管理委員会を置くこととする。

## ロ. リスク管理関係部署

リスク管理関連部署は、それぞれリスク管理方針の策定、リスク管理の体制および規程等の整備を行い、リスク管理主管部署は各種リスクの統合管理部署として、リスク管理状況のモニタリング等によりリスク管理関連部署を牽制する。

ハ. 統合的リスク管理規程に基づき、関連会社にリスク管理部門または担当者を置くほか、リスク管理に関する規程等を策定させる。

二. リスク統括部は、経営企画部と協力して、関連会社に所在する各種リスクを必要に応じ、法令等に抵触しない範囲で、統合的に管理する。

ホ. 総合リスク管理委員会は、必要に応じて金庫グループのリスク管理体制に係る課題や対応策を協議する。

ヘ. 関連会社において、リスク管理上重大な問題が発生した場合には、当該関連会社の代表取締役は、直ちに経営企画部へ報告を行う。経営企画部は関連各部門と協力して当金庫において事業に応じた支援を行い、必要に応じ経営会議・理事会へ報告する。

## (3) 危機管理体制

大規模災害をはじめ、当金庫の業務の継続に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策を明示するため、危機管理規程、コンティンエンシージャンプランおよび「業務継続基本計画」を当金庫グループ全体に適用させ、これを当金庫の関連会社の役社員に周知する。

## (4) リスク管理体制の内部監査

監査部は、リスク管理体制の有効性および適切性について監査を行い、その結果を定期的に理事会および経営会議に報告する。

## V. 理事職務執行体制

理事および子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当金庫は、定期的(原則として月1回)または必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定をする。また、当金庫の全般的な執行方針の審議機関として経営会議を設置し意思決定の円滑化を図る。

(2) 各部署の業務分掌ならびに職務権限、組織構成、組織管理の方法等について、職務権限規程、組織規程等において定め、権限委譲等により効率的な業務執行を実施する。

(3) 理事会は金庫グループ戦略を含めた経営方針、経営計画、年間の事業計画等を決定、全役員および関連会社に示達し、周知するとともに、必要に応じて見直しを行ふものとする。

(4) 経営企画部を関連会社の経営管理全般担当および業務運営上の相談窓口とともに、関連会社からの求めがあるときは、個別の事業に即して必要に応じ関連各部が協力して対応する。

(5) 経営企画部および本部各部は、関連会社から報告を受けた事項について、内容に応じて関連部門と情報を共有し、経営企画部が必要と判断した場合には、対応策についての協議を行ふほか、必要に応じて経営会議、理事会へ報告する。

## VI. 金庫の子法人等からの報告体制

金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

(1) 経営企画部は、関連会社管理規程等に基づき、関連会社から定期的に、経営上の重要事項に関する報告を受ける。経営企画部担当代表理事は、その内容を必要に応じて経営会議及び理事会に報告する。

(2) 当金庫は、代表理事及び関連会社の代表取締役等を構成員とする関連会社意見交換会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該関連会社の取締役等の職務執行の状況など経営上の重要事項に関する報告を受ける。当該報告を受けた代表理事は、その内容を必要に応じて経営会議及び理事会に報告する。

(3) 監査部は、関連会社管理規程等に基づき、関連会社への監査を行い、結果を理事長及び経営企画部に報告する。また監査部は監査結果を遅滞なく監査報告書に報告する。

(4) 関連会社の役員および職員は、独自に設置したホットラインおよびリスク統括

部に設置したホットラインを利用し、公益通報の実効性を高める。

## VII. 監事の職務の補助

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

(1) 監事の監査の実効性確保および監査会の充実を図るため、監事の要請があれば、業務執行部門以外の職員を監事の職務を補助する職員とし、監事の指揮命令に従うこととする。

## VIII. 監事の職務を補助する職員の独立性

監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項

(1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないことをとする。

(2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動および考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事の同意を求めることがある。

## IX. 理事および職員等の監事への報告体制

理事・子法人等の取締役および職員・社員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制およびこれらの者から報告を受けた者が監事に報告するための体制

(1) 当金庫ならびに関連会社の理事、取締役および職員は、監事に対し、法定事項以外にも、法令遵守およびリスク管理上重要な事項については、報告する義務があり、コンプライアンス委員会においても同様とする。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としないことをとする。

(2) 監事は、金庫及び関連会社の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた役職員は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。

(3) 監事は、その職務において必要な範囲において、金庫及び関連会社の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

(4) ホットラインに基づき監事への報告を行った者に対する解雇その他のいかなる不利益取扱いも禁止し、これを公益通報者保護規程に定めたうえで同規程の内容を当金庫及び関連会社の役職員に周知する。

当金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

(5) 当金庫は、ホットラインにおいて、監事への報告については匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を公益通報者保護規程に定める。

(6) 当金庫は、ホットラインによる通報を行った者に対して不利益取扱い等を行った場合には、公益通報者保護規程および就業規則等に則り厳格な処分を行う。

(7) リスク統括部担当代表理事は、監事に対し、ホットラインに通報があった場合、速やかに報告することとする。

(8) 理事は、監事に対し、半期に一度ずつ理事コンプライアンスチェックリストにより、自己の職務状況等を報告することとする。

## X. 監事監査

監査費用の前払い、償還および監査費用の計上その他監事の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

(1) 代表理事は、監事と監事監査の実効性について定期的に意見を交換する。

(2) 監事が顧問弁護士以外の弁護士または監査業務を行っている監査法人に所属しない公認会計士等の専門家に監事監査業務を委任し、助言を受けることを請求した場合、当金庫はその機会を付与する。この場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当金庫はその費用を負担する。

(3) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(4) 当金庫は、当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。

(5) 当金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

## 法令等遵守方針

浜松信用金庫は、業務を行うにつきまして、あらゆる法律、政省令および通達等を遵守し、当金庫に認められた公共的使命と社会的責任を果たし、お客様の利益を擁護するため、ここに法令等遵守に係る基本方針を策定いたします。

(公共的使命および社会的責任)

1. 当金庫は、金融機関のもつ公共的使命および社会的責任の重さを常に認識し、健全かつ適正な業務運営を行い、お客様を始めすべての利害関係人から信頼を得るために努力します。

(法令等遵守態勢の構築)

2. 当金庫は、信用金庫法を始めとするあらゆる法律、政省令および通達等を遵守し、誠実かつ公正な業務を行ふことを約束します。

(内部統制システムの構築)

3. 当金庫は、質の高い内部統制システムを構築し、法令等違反行為の抑止に努めます。

(顧客情報の保護)

4. 当金庫は、お客様の情報をあらゆる法令等を遵守したうえで、厳格に管理し、外部漏洩等の事故が生じないように努力します。

(反社会的勢力の排除)

5. 当金庫は、法と秩序に違反し、公の安全に脅威を与える反社会的勢力を排除し、断固として対決します。

\*本方針において「お客様」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。

\*本方針において「業務」とは、金融機関の業務全般を意味します。

## 統合的リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な統合的リスク管理態勢を整備・確立します。

- 統合的リスク管理とは自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリーごとに評価したリスクを総合的にとらえ、当金庫の経営体力であります自己資本と比較・対照することを目指します。
- 当金庫は、役員自ら率先して統合的リスク管理態勢の整備・確立に努め方針を金庫全体に周知します。
  - 当金庫は、統合的リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り戦略目標を定める等、適正な統合的リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
  - 当金庫は、統合的リスク管理全般を統括する責任者をリスク統括部担当代表理事と定め、統合的リスク管理者をリスク統括部部門長と定めます。統合的リスク管理統括責任者は、理事会の意思決定に基づきリスクの所在、リスクの種類・特性及びリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な統合的リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。統合的リスク管理者は、統括責任者を補助し、統合的リスク管理の徹底を図ります。
  - 当金庫は、統合的リスク管理を実効あらしめるためにリスクに関する重要事項を審議し、理事会等へ付議するための組織として統合リスク管理委員会を設置します。
  - 当金庫は、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関する事項を審議し、理事会等へ付議するための組織としてALM委員会を設置します。
  - 当金庫は、統合的リスク管理に関する統括部署としてリスク統括部を設置します。リスク統括部は、理事会・統合的リスク管理担当理事を補助する権限を有します。
  - 当金庫は、業務上発生するリスクを統合的リスク管理の対象として管理します。また、対象とするリスクに対する評価・モニタリングを通じてリスクのコントロール・削減を適切に実施するとともに、コントロールすべきリスクと極小化すべきリスクに分類して管理します。
  - 当金庫は、新規の商品の取扱および新規の業務の開始その他の事項に関し、内在するリスクをリスク統括部に特定させ、問題点を適時に検討・報告させる態勢を整備・確立します。
  - 当金庫は、統合的リスク管理態勢を整備・確立するために計量化可能なリスクを総合的に捉え、経営体力に見合った資本を各リスク運営部署に配賦します。運営部署は配賦されたリスク限度枠の範囲内で与信業務・市場運用等を行います。
  - 当金庫は、運営部署に配賦されたリスク資本に対する使用リスク量を月次で計量させ、限度枠を超える可能性がある場合は統合リスク管理委員会等および理事会等に報告し、理事会等はリスク量の削減またはリスク限度枠等の是非等の対応策を決定します。

## 自己資本管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、当金庫における自己資本管理態勢の整備・確立により、正確な自己資本比率の算定に加え、当金庫の直面するリスクに見合った十分な自己資本を確保します。

- 当金庫は、役員自ら率先して自己資本管理態勢の整備・確立を行います。
  - 当金庫は、自己資本管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。  
理事会は、経営方針に則り適正な自己資本管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
  - 当金庫は、自己資本管理のための担当理事を経営企画部担当理事と定めます。自己資本管理担当理事は、自己資本充実度の評価・モニタリング・コントロール等の手法及び自己資本管理の重要性を理解し、当金庫の自己資本管理の状況を的確に認識し、適正な自己資本管理態勢の整備・確立のための権限を有します。
  - 当金庫は、自己資本管理の主管部署として経営企画部を設置し、関連部署としてリスク統括部を設置します。経営企画部は、経営計画・戦略目標等に基づき自己資本充実に関する施策を円滑に実行する権限を有します。
  - 当金庫は、自己資本対比でのリスク限度枠を毎期定め、モニタリングを毎月行い限度枠管理を厳正に行います。
  - 当金庫は、適切な自己資本充実度の評価及びモニタリングを実施し、十分な自己資本の維持に努めるとともに、リスクの総量が自己資本規制上の自己資本の額を上回らないよう適切な管理とコントロールを行います。
  - 当金庫は、金融庁告示等に定める適切な算出プロセスを通じて自己資本比率の算出を行います。また、経営計画、戦略目標等に照らして、必要となる自己資本の額を算出します。
  - 当金庫は、各業務部門に対するリスク資本配賦運営を行います。各業務部門は配賦限度枠の範囲内にリスクを制御し、経営の健全性・適切性と収益性の向上ならびに経営体质の強化を図ります。
- ※本方針において「自己資本充実度の評価における対象リスク」とは、信用リスク、市場リスクならびにオペレーションル・リスクを意味します。

## 信用リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な信用リスク管理態勢を整備・確立します。

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オーバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクです。
- 当金庫は、役員自ら率先して信用リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
  - 当金庫は、信用リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り戦略目標を定める等、適正な信用リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
  - 当金庫は、信用リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。信用リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき信用リスクの所在、信用リスクの種類・特性及び信用リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な信用リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
  - 当金庫は、信用リスク管理部としてリスク統括部、審査部、経営サポート部、資金証券部を設置します。リスク統括部は信用リスクの主管部署として、理事会・信用リスク担当理事を補助し、審査部、経営サポート部、資金証券部が特定し認識する信用リスク情報を一元的に管理します。
  - 当金庫は、お取引先の財務諸表・営業活動により入手した業況等の分析により格付・自己査定を適切に行い、そのデータを用いて信用リスク量の計量を行います。
  - 当金庫は、信用リスクの特定・評価・モニタリングを各部門からの信用リスク管理

の状況報告に基づいて的確に分析し、コントロール及び削減方法及び今後の融資方針を決定します。

- 当金庫は、融資方針を決定する際に長期的視野に立った信用リスク管理を念頭に置き、短期的な収益確保を優先するような目標設定を行いません。また、お取引先の成長や健全な経営のためにお役に立てるような融資を常に心がけて取り組み、その結果当金庫の信用リスクのコントロール及び削減を図ります。

## 市場リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な市場リスク管理態勢を整備・確立します。

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等の様々なリスク要素の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。主に金利リスク、価格変動リスク、為替リスクからなります。

- 当金庫は、市場リスク管理の重要性を認識し、役員自ら率先して市場リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 当金庫は、市場リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、戦略目標を達成するため、適正な市場リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、市場リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。市場リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な市場リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、統合的リスク管理の統括部署として設置したリスク統括部を、市場リスクを的確に把握・管理するため、収益に関する部門から独立して市場リスクを統括する管理部門とします。リスク統括部は理事会・市場リスク管理担当理事を補助する権限を有します。また、市場部門及び市場事務管理部門を資金証券部内に設置し、フロントオフィスとバックオフィスを明確に分離し、牽制機能を図ります。
- 当金庫は、業務上発生する市場リスクを適切に特定し、計量可能な市場リスクを統合的に捉え、自己資本等の経営体力を勘案して定めるリスク限度枠の範囲内に市場リスクをコントロールするとともにリスクに見合った収益を確保するための市場リスク管理態勢を整備・確立します。
- 当金庫は、リスク限度枠や方針等が適切に遵守されているかをモニタリングし、リスク限度枠を超える可能性がある場合は統合リスク管理委員会・理事会等へ速やかに報告する態勢を整備し、市場リスクのコントロール及び削減に努めます。

## 流動性リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、適正な流動性リスク管理態勢を整備・確立します。

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になる場合や通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）をいいます。

- 当金庫は、役員自ら率先して流動性リスク管理態勢の整備・確立に努めます。
- 当金庫は、流動性リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、戦略目標を達成するため、適正な流動性リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、流動性リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。流動性リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法を認識し、適正な流動性リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、統合的リスク管理の統括部署として設置したリスク統括部を、流動性リスクを的確に把握・管理するため、流動性リスクを統括する管理部門とします。リスク統括部は理事会・流動性リスク管理担当理事を補助する権限を有します。また、資金繰り管理部門を資金証券部とし、リスク管理方針等に基づき適切な資金繰りの運営および資金繰りリスクのコントロールに努めます。流動性リスク管理部門と資金繰り管理部門をそれぞれ明確に分離し、牽制機能を図ります。
- 当金庫は、業務上発生する流動性リスクを適切に特定・評価し、金庫の経営体力や規模・特性等を勘案して定める流動性リスク管理のための基準の範囲内にリスクをコントロールすることに努め、流動性リスク管理態勢を整備・確立します。
- 当金庫は、流動性リスク管理のための基準や方針等が適切に遵守されているかをモニタリングし、流動性リスク管理基準に抵触もしくは抵触する恐れのある場合は統合リスク管理委員会・理事会等へ速やかに報告する態勢を整備し、流動性リスクのコントロール及び削減に努めます。
- 当金庫は、資金繰りの状況に応じて「平常時」「懸念時」「危機時」に区分し、「懸念時」「危機時」の対応について定めます。資金繰りに重大な影響を与える緊急事態が発生した際に、緊急時対策マニュアルに基づき迅速な対応ができる態勢を構築します。

## オペレーションル・リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性及び適切性の観点から、総合的なオペレーションル・リスク管理態勢を整備・確立いたします。

オペレーションル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により発生し損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスクおよびその他リスク（法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、システム統合リスク）を内容とします。

- 当金庫は、オペレーションル・リスク管理の重要性を認識し、役員自ら率先して環境の変化に敏感なオペレーションル・リスク管理態勢の整備・確立に努力します。
- 当金庫は、オペレーションル・リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、戦略目標の達成のため、総合的なオペレーションル・リスク管理態勢整備・確立のための全ての権限を有します。
- 当金庫は、オペレーションル・リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。オペレーションル・リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基

- づきオペレーション・リスクの所在、種類・特性及びオペレーション・リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール・削減等に関する手法を認識し、総合的なオペレーション・リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、統合的リスク管理の統括部署として設置したリスク統括部をオペレーション・リスク管理に関する総合的な管理部門とします。リスク統括部は理事会、オペレーション・リスク管理担当理事を補助する権限を有し、網羅的かつ法令等に則って適切に管理するとともに、組織内の全ての部署はオペレーション・リスク管理水準の向上に努力します。
  - 当金庫は、各部門からのオペレーション・リスクの特定・評価・モニタリング・情報等を通じてリスクの高まりを的確に分析し、そのコントロールおよび削減に向けて努力します。
  - 当金庫は、オペレーション・リスクの総合的な管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価・改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しを行います。

## 事務リスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性および適切性の観点から、オペレーション・リスク管理方針に基づき、事務リスク管理態勢を整備・確立します。

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより当金庫が損失を被るリスクと定義します。

- 当金庫は、全ての業務に事務リスクは所在するとの理解に基づき、役員自ら率先して事務リスク管理態勢の整備・確立に努力します。
- 当金庫は、事務リスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、実効性ある事務リスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、事務リスク管理のための担当理事をリスク統括部担当理事と定めます。事務リスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき事務リスクの所在、種類・特性及び事務リスク管理手法を理解し、厳正な事務リスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、事務リスク管理に関する管理部門としてリスク統括部を設置し、リスク統括部は理事会・事務リスク管理担当理事を補助する権限を有し、事務リスクを網羅的かつ法令等に則って適切に管理するとともに、組織内の全ての部署は事務リスク管理水準の向上に努力します。
- 当金庫は、各部門からの事務リスクの特定・評価・モニタリング等を通じて事務リスクの高まりを的確に分析し、コントロール及び削減に向けて努力します。
- 当金庫は、事務リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価・改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しを行います。

## システムリスク管理方針

浜松信用金庫は、当金庫の業務の健全性および適切性の観点から、オペレーション・リスク管理方針に基づき、システムリスク管理態勢を整備・確立します。

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備、不正使用等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

- 当金庫は、システムリスク管理の重要性を認識し、役員自ら率先してシステムリスク管理態勢の整備・確立に努力します。
- 当金庫は、システムリスク管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、実効性あるシステムリスク管理態勢整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は、システムリスク管理のための担当理事をシステム統括部担当理事と定めます。システムリスク管理担当理事は、理事会の意思決定に基づき、システムリスクの種類・特性およびシステムリスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法ならびにシステムリスク管理の重要性を十分理解し、適正なシステムリスク管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、システムリスク管理に関する管理部門としてシステム統括部を設置し、システム統括部は理事会・システムリスク管理担当理事を補助する権限を有し、システムリスクを網羅的かつ法令等に則って適切に管理するとともに、全ての部署はシステムリスク管理水準の向上に努力します。
- 当金庫は、システムリスクを特定し、各部門からの評価・モニタリング等を通じてシステムリスクの高まりを的確に分析するとともにシステムリスクのコントロールおよび削減に向けて努力します。
- 当金庫は、当金庫の保有する情報資産を適切に保護するため、保護すべき情報資産、保護すべき理由およびそれらの責任の所在等を情報資産保護に関する基本方針(セキュリティポリシー)等に定め、適切な内部管理態勢を構築します。

## 内部監査方針

浜松信用金庫は、当金庫および関連会社の業務の健全性・適切性を確保するため、「経営方針」および「浜松信用金庫内部統制システムの基本方針」に則り、本「内部監査方針」を定めます。

監査部は方針に基づき「内部監査規程」を、同規程の下部要領として監査実務の手順等について定めた「内部監査実施要領」を別途制定し、理事会等の承認を受けることとします。(内部監査方針)

- 内部監査は、浜松信用金庫および関連会社の業務運営全般に関し、監査部が独立かつ客観的立場でこれを検証したうえで改善を促しつつ、企業価値を高めていくことを目的とします。
- このために監査部は被監査部門に対し、法令等遵守、顧客保護等(金融円滑化への取組も含む)およびリスク管理の有効性等について、その評価や改善提言を内部監査の体系的手法と規律遵守の態度をもって行なっていくものとします。

## 金融円滑化管理方針

浜松信用金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと、並びに地域の事業者の経営相談・経営指導および経営改善に関するきめ細かな支援に取組むことを重要な役割と認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮していきます。

金融円滑化とは、顧客の経営実態等を踏まえ、適切に新規融資や貸出条件の変更等を行うこと、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うこと、与信取引(貸出契約およびこれに伴う担保・保証契約)に関し顧客に対する説明を適切かつ十分に行うこと、顧客からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施すること、その他与信取引に関し地域密着型金融を推進するために必要な事項

を適切に実施することをいい、金融円滑化管理とは、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮する観点から、この施策を達成するために必要な管理をいいます。

- 当金庫は経営者自ら率先して金融円滑化管理態勢の整備・確立に努め方針を金庫全体に周知します。
- 当金庫は金融円滑化管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、経営方針に則り戦略目標を定める等、適正な金融円滑化管理態勢の整備・確立のためのすべての権限を有します。
- 当金庫は金融円滑化管理責任者を審査部担当代表理事と定めます。金融円滑化管理責任者は、理事会の意思決定に基づき、金融円滑化管理態勢の整備・改善、人材の育成、担当者の配置、事故防止のための人事管理等の適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 新規融資や貸出条件変更等の申込みに対する適切な審査(貸出条件変更等を行った後の資金供給等に関する適切な審査を含む)が実施されるよう、信用リスク管理部門は、定期的または必要に応じて審査基準および与信管理方法を見直します。
- 新規融資や貸出条件変更等の申込みに対する顧客説明及び顧客サポート等が適切に実施されるよう、金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート等管理責任者は連携して顧客保護を図るために取組みを行います。
- 顧客の経営相談・経営指導および経営改善を支援します。そのために本部の経営改善支援部門の一層の機能強化を図ります。また顧客の事業価値を適切に見極める能力向上を図るために、人事部門は研修等を実施します。
- 債務者からの貸出条件の変更等の相談、申込み等の求めについて、他業態も含め関係する他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む)がある場合、当該他の金融機関等と緊密な連携を図ります。
- 債務者の事業の再生または地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。
- 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備を図ります。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底します。
- 金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者および顧客サポート等管理責任者は連携して、主債務者および保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行います。

## 業務継続計画の基本方針

浜松信用金庫は、金融業務が地域社会にとり欠くことのできない機能であり、大災害等の発生に際しても継続的に業務を行い、地域社会の一員として貢献することが当金庫の社会的役割であると認識しております。かかる認識の下、当金庫は業務継続態勢の構築・見直しを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、業務継続計画(コンティンエンシープランを含む)を取り組むとともに不断に見直し、その維持・管理に努めます。

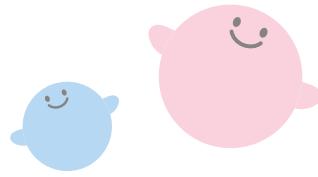
- 当金庫は役員自ら率先して業務継続態勢の整備・確立に努め、大災害等の被害を軽減し、金融機関としての機能を最低限維持し、社会的責任を果たすことに努めます。
- 当金庫は、業務継続態勢の整備・確立にかかる最終意思決定機関を理事会と定めます。理事会は、大災害等非常事態が発生した場合に、優先的に継続すべき重要な業務を特定するなど態勢の整備・確立を図るためにすべての権限を有するとともに、環境の変化等を踏まえ適宜適切に見直しをかり実効性の確保に努めます。
- 当金庫は、業務継続態勢整備のための担当理事をリスク統括部担当代表理事と定めます。担当理事は、理事会の意思決定に基づき非常事態に関する多種多様なリスクシナリオや業務継続手段を理解し、業務継続態勢整備・確立のための権限を有します。
- 当金庫は、業務継続態勢整備の統括部署をリスク統括部とともに、本部全部署および全営業店を関連部署とします。統括部署であるリスク統括部は、理事会・業務継続態勢担当理事を補助し、業務継続態勢の構築・整備に努め、また関連部署はそれぞれ業務継続を自らの問題として統括部署の作業に参加するとともに全面的に統括部署に協力します。
- 当金庫は、大災害等非常事態が発生した場合は緊急対策本部を立ち上げ指揮命令系統を集中するとともに、速やかに全職員の安否確認・被害状況の確認等、情報収集と現状把握に努め危機レベルを認識するとともに、メインコンピューターを含む施設等に損害や運営上の支障が生じている場合には、復旧目標時間と設定しコンティンエンシープランに従った初期対応・業務継続手段を決定します。
- 当金庫は、緊急事態が発生した際、金庫内外のステークホルダーに迅速かつ正確な情報を提供することで、不信感や不安感を払拭するとともに、二次災害、混乱に乗じた犯罪、不祥事を防止します。
- 当金庫は、近隣地域に対する支援・貢献が必要となる場合は、最大限の協力を惜しません。

## 反社会的勢力に対する基本方針

浜松信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 反社会的勢力との関係遮断  
当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
  - 組織としての対応  
当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織的な対応に努めます。
  - 資金提供・便宜供与等の禁止  
当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
  - 外部専門機関との連携  
当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
  - 有事における民事と刑事の法的対応  
当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
- ※本方針において「反社会的勢力」とは、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求し、または市民社会の秩序や安全に脅威を与える集団または個人をいいます。
- ※暴力団、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件とともに、暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当要求行為等の行為要件にも着目して判断します。

# 金融円滑化への取組み



## はましんの金融円滑化に対する取組み

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

はましんは、地域の事業者・個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、営業店およびはましん相談プラザ（ローンセンター）等にて、資金繰りやご融資の返済方法の見直し、

詳しくは、はましんホームページをご覧いただくか、[営業店一覧](#) 本冊子71ページをご覧ください。はましんホームページ <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

## 金融円滑化基本方針

浜松信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力で取り組みます。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様の資金需要や貸出条件の変更等の申込みがあった場合、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組みます。

### 2. 金融円滑化の実施に向けた態勢整備

当金庫は上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢を整備しています。

- 平成21年12月22日金融円滑化管理責任者を審査部担当代表理事と定めました。金融円滑化管理責任者は適切な金融円滑化管理態勢整備・確立のための権限を有します。
- 平成21年12月22日本基本方針、金融円滑化管理方針を策定し、金庫全体に周知させていただきます。

経営全般に関する事業者・個人のお客様からの相談を承っております。

当金庫は引き続き、新規融資やご返済条件の変更等のお申込み、「経営者保証に関するガイドライン」（平成26年2月1日適用）に基づくお客様の個人保証に関する適切な対応等、経営に関する各種ご相談に真摯に取り組んでまいります。

- 平成25年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」から公表され、平成26年2月1日から適用の「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、お客様の個人保証に関する適切な対応を行っています。
- お客様への経営改善支援を行うため経営サポート部に経営サポート課を、法人営業部に地域活性課、国際業務課を設置しています。
- 与信取引に関するお客様への説明を適切かつ十分に行うため与信取引説明マニュアルを制定しています。
- 与信取引に関するお客様からの問い合わせ、相談、要望および苦情等へ対応するため営業店統括部にお客様サービス課を設置しています。

### 3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借り入れを行っているお客様から貸出条件の変更等の申し出があり、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の意向を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めています。

## 金融円滑化の実施状況等について

※ご融資の条件変更等の受付および実行をした金額・件数等については、当金庫ホームページにて開示しております。当金庫ホームページアドレス <http://www.hamamatsu-shinkin.jp/>

### ●金融円滑化実施に関する方針の概要について

当金庫は「金融円滑化基本方針」を平成21年12月22日制定しました。本方針は地域金融の円滑化に全力で取り組むことを謳ったうえで①取組み方針、②金融円滑化措置の実施に向けた態勢整備、③他の金融機関等との緊密な連携を述べています。本方針は地域のお客様へのメッセージとして金庫のホームページに掲載しました。

同日に「金融円滑化管理方針」を制定しました。本方針は①金融円滑化のための経営者の役割、②最終意思決定機関である理事会の役割と権限、③金融円滑化管理責任者である審査部担当代表理事の役割と権限、④金融円滑化管理に向け、適切な審査を実施することの声明、⑤お客様保護を図ることの声明、⑥お客様の経営相談・経営指導および経営改善を行うこと、およびお客様の事業価値を見極めるために研修を実施することの声明、⑦お客様からの貸出条件の変更等の相談、申込みに応じること、および必要があれば他の金融機関等と連携を図ること、⑧地域経済活性化支援機構との連携、⑨金融円滑化管理責任者による「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための金融円滑化管理責任者、顧客説明管理責任者及び顧客サポート等管理責任者の連携の声明からなっています。

### ●金融円滑化の状況を適切に把握するための体制の概要について

- 平成22年1月26日、当金庫の金融円滑化態勢を整備するため、「金融円滑化管理規程」を制定しました。
- 「金融円滑化管理方針」で金融円滑化を適切に実施するため、金融円滑化管理態勢の最終意思決定機関を理事会と定めたうえで「金融円滑化管理規程」において金融円滑化管理責任者である審査部担当代表理事の権限を譲っています。また営業店の金融円滑化管理担当者を営業部店長として、お客様の問題解決を図るために体制を整備しました。
- 各営業店に金融円滑化相談窓口、相談プラザに金融円滑化休日相談窓口、本部に金融円滑化相談窓口および苦情相談窓口を設置しました。
- 貸出条件変更等の申込みがあった場合は、営業店等の担当者が貸出条件変更等の内容及び現在の経営状況をお伺いし、併せて必要書類をご提出いただきます。また貸出条件変更等の状況を適切に把握するために「返済猶予申出受付管理簿」を制定し、受付時の内容を漏れなく記録することを徹底しています。
- 営業店等の担当者は新規融資や貸出条件変更等の申込み及びその対応の進捗状況について、速やかに金融円滑化管理担当者である営業部店長に報告しています。営業部店長は対応が正当な理由なく長期化することでお客様にご迷惑がかからないよう案件の進捗状況を確認するとともに、営業部店内の担当者を適切に指導しています。
- 営業店等の担当者は、申込みを謝絶する場合は、その状況を適切に把握できるように、その具体的な理由を記録するとともに、お客様へ可能な限り具体的な根拠を示して、お客様が理解され、納得を得ることができるよう説明しています。なお謝絶する場合には、金融円滑化管理担当者は、その具体的な理由、疎明資料等とともに金融円滑化統括部門である審査部へ必ず報告し、了承を得ることとしています。また審査部は必要に応じ、金融円滑化管理担当者に対し、申込みに対して再検討するよう指示をします。
- 営業店における新規融資や貸出条件変更等の申込、応諾、謝絶、取下げ等の対応状況は定期的に審査部へ報告します。審査部はこれを取りまとめて金融円滑化管理責任者

に報告します。

8.新規融資や貸出条件変更等に係るお客様からの保証契約の締結、変更や解除等見直しに関する相談等、及び保証債務の整理に関する相談等については、営業店や本部の関係部署が連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応しています。

9.金融円滑化管理責任者は審査部からの報告を受け、金庫の金融円滑化の取組み状況を適切に把握したうえで経営会議、理事会に報告します。

### ●金融円滑化にかかる苦情相談を適切に行うための体制の概要について

当金庫は、従来からお客様の苦情相談を営業店等の窓口および本部の営業店統括部お客様サービス課で受け付けています。受け付けた苦情相談は、その具体的な内容と対応状況を適切に管理するために書面に記録します。なお、当金庫では平成21年12月、これら的一般相談窓口とは別に金融円滑化にかかる苦情相談窓口を営業店統括部お客様サービス課に設置、専用の電話番号を開設しています。

営業店で受け付けた金融円滑化にかかる苦情相談は他の苦情相談同様、書面に記録し、本部宛提出しています。これは顧客サポート部門に送付され、顧客サポート等管理責任者である営業店統括部担当代表理事を含め本部内で回観されます。また受け付けた苦情相談の内容を経営会議に報告し、営業店等および本部関係部署に適切な対応をするよう必要な指示を行います。

ご意見、ご要望は真摯に受け止め、業務改善に役立てていくため、営業店等、営業店統括部お客様サービス課、本部の関係部署が連携して真摯に対応します。

なお、金融円滑化にかかる苦情相談は、一般的な苦情相談とは別に営業店統括部お客様サービス課で定期的に取りまとめ、金融円滑化統括部門である本部の審査部へ報告します。あわせて受け付けた重要な苦情相談の内容を統合リスク管理委員会、経営会議、理事会に報告し、営業店等および本部関係部署に適切な対応をするよう必要な指示を行います。

苦情の申し出につながるケースが多い、お客様への説明時、とりわけ金融円滑化にかかるお申込みをお断りする際には、お客様へ可能な限り具体的な根拠を示して、お客様が理解され、納得を得ることを目的とした説明に努めるよう、指示徹底しています。また、お申込みをお断りする際には管理書面に記録し、本部関係部署で回観しています。

### ●中小企業者の事業についての改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要について

当金庫では、従前よりお客様からの資金需要やお借入条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、お客様の経営改善に向けた取組みに関する支援を適切に行なうよう努めきました。

本部担当部署では返済猶予の申出がある等、再生支援が必要と判断するお客様に対し、営業店とともに単に資金繰り支援のみならず、経営改善計画書の策定支援をはじめとする経営改善、企業再生業務を行っています。

返済猶予後のお客様に対しモニタリングを適切に実施し、お客様の要望を的確に把握するよう徹底しています。そのなかで売上拡大、技術力向上が必要と判断されれば、本部の情報機能やネットワークを活用したビジネスマッチングフェアによる売上拡大支援、中小企業基盤整備機構、各提携大学等を活用した産学官連携支援等に取り組んでいます。

# お客様保護について

## 顧客保護等管理方針

- 浜松信用金庫は、お客様の自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。
- お客様との取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行います。
  - お客様からの相談または苦情等につきましては、お客様相談窓口において、適切かつ十分に取り扱います。
  - お客様に関する情報につきましては、法令等に従て適切に取得し、安全に管理いたします。

## 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

### 1.個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

### 2.個人情報等の取得・利用について

#### (1)個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にしてお客様の個人情報を適正に取得します。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号・性別・生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産・年収・勤務先・勤続年数・ご家族情報、金融機関でのお借入状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・経験、資産状況・年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
  - ①お客様が取引に際して各種申込書や契約書等に記入いただいた事項
  - ②営業店窓口係や専外係等が口頭でお客様から取得した事項
  - ③当金庫ホームページ等の「ご意見・お問い合わせ」等の入力事項
  - ④ローン・融資をお申込みのお客様について、個人信用情報機関に信用情報を照会して収集した事項
  - ⑤その他一般に公開されている情報等から取得しています。

#### (2)個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報を用い、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはございません。
  - A.個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的（利用目的）
    - ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
    - ②犯罪収益移転防止法に基づく本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
    - ③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
    - ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
    - ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
    - ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
    - ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
    - ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
    - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
    - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
    - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
    - ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
    - ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため（法令等による利用目的の限界）
  - ①利用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
  - ②利用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療、または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

## 利益相反管理方針

浜松信用金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める内部規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針を策定いたします。

### 1.法令等遵守

当金庫は、お客様との利益相反に関する法令、監督官庁の指針等および本指針を含む内部規程等を遵守いたします。

### 2.利益相反管理の対象

利益相反取引の管理にあたっては、当金庫等（当金庫および第7項に掲げる関連会社を指します。以下同じ。）がお客様と行う取引を対象とします。

### 3.利益相反の特定方法

当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

- (1)次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
  - ①当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
  - ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
  - ③当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
- (2)①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引

### 4.利益相反の類型

利益相反の対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するか否かがきまるものですが、例えば以下のようないくつかの取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1)当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
- M&Aや事業承継に関するアドバイザリー業務、新事業・創業支援業務等を行っているお客様に対して、当金庫等がこれらに関連する資金を融資する場合
- 財産形成に関する相談業務（プライベートバンкиングやFP業務など）の一環としてコンサルティング契約を締結しているお客様に対して、当金庫等が自金庫で扱っている特定の金融商品を販売する場合
- 当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引

お客様の信頼にお応えできるような  
経営の仕組みを構築しています。

- お客様との取引に関連して、わたしたちの業務を外部委託することにつきましては、お客様の情報その他のお客様の利益を守るために、適切に外部委託先を管理いたします。
- お客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護いたします。

※本方針において「お客様」とは、「当金庫を利用されている方および利用しようとしている方」を意味します。  
※お客様保護の必要な業務は、与信取引・預金等の受け入れ、金融商品の販売・仲介・募集等のお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

### B.個人番号の利用目的

- 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- 非課税制度等の適用に関する事務のため
- 教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため

※上記の利用目的等につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

### (3)ダイレクトメール等の中止について

- 当金庫は、お客様から、個人情報をダイレクトメールの発送や電話等による金融商品とサービスに関する各種ご提案に利用することの中止を求められた場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。お取引店までお申出ください。

### 3.個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

### 4.個人情報等の開示・訂正等・利用停止等について

- 当金庫は、お客様から個人情報をダイレクトメールの発送や電話等による金融商品とサービスに関する各種ご提案に利用することの中止を求められた場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。お取引店までお申出ください。
- 当金庫は、お客様の個人情報等の開示・訂正等・利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- 当金庫は、お客様の個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上により、お客様に関する情報の開示・訂正等・利用停止等が必要な場合は、お取引店までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

### 5.個人情報等の正確性・安全性の確保について

- 当金庫は、お客様の個人情報を利用目的達成のため、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう常に適切な措置を講じています。
- 当金庫は、お客様の個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正・追加・削除または利用停止・消去のご希望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。

### 6.個人情報等の委託について

- 当金庫は、利用目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。この場合、当金庫は必要に応じて委託先と個人情報の取扱いに関する契約の締結や委託先の監督を行う等、委託した個人情報等の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。個人情報の取扱いを委託している主な業務には、例えば次のようなものがあります。
- ①キャッシュカードの作成・発送
  - ②定期預金の満期案内等の印刷・発送
  - ③ATMの障害時の対応
  - ④情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7.個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情相談に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の当金庫お客様相談窓口までご連絡下さい。

#### 【個人情報に関する相談窓口】

浜松信用金庫 お客様相談窓口  
住所 〒430-0946 浜松市中区元町115-1 住友生命浜松元町ビル 6階  
フリーダイヤル 0120-172-182(受付時間9:00~17:00)(平日)

①アドバイザリー契約等に基づきお客様に対して事業承継のアドバイスをしつつ、当金庫等が当該お客様の事業の譲渡先となる会社に経営相談業務や経営支援業務に基づくアドバイスを行なう場合

- ②当金庫等が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
- ①契約等に基づき経営相談業務を行なっているお客様から、当金庫等が当該お客様の取引先である企業等の非公開情報を入手して、その企業等の発行する有価証券を買賣する場合
  - ②事業再生支援業務を行なっているお客様から、不良資産に関する情報を利用して、当金庫の関連会社が当該資産を購入する場合

### 5.利益相反管理態勢

当金庫は、お客様との利益相反を防止するため、次の管理態勢で臨みます。

- ①利益相反管理方針の策定および概要の公表
- ②利益相反括置部の設置
- ③内部規程の整備
- ④対象取引の特定
- ⑤利益相反情報の一元管理
- ⑥記録の保存

### 6.利益相反管理方法

当金庫は、具体的な利益相反事案につき、お客様の利益が不当に害されることを防止するため、次の利益相反管理方法を講じます。

- ①対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離し、情報の共有を制限します。
- ②対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更します。
- ③対象取引またはお客様との取引を中止します。
- ④対象取引に伴い、利益相反によってお客様の利益が不当に害されるおそれがあることを開示し、お客様に取引を中止するか否かに関する選択権を与えたうえで、お客様から書面等により同意等を得ることとします。

### 7.利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社は、当金庫および以下に掲げる関連会社とします。

・ましんリース株式会社

# お客様保護について(金融ADR制度への対応)

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店、または、営業店統括部お客様サービス課で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については、記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。

苦情等は営業店、または、営業店統括部お客様サービス課へお申し出ください。

### ●浜松信用金庫 営業店統括部 お客様サービス課

- ・住所／〒430-0946 浜松市中区元城町115-1  
住友生命浜松元城町ビル6F
  - ・電話／0120-172-182 FAX／053-453-4823
  - ・受付時間／9:00～17:00(土・日・祝日は除く)
  - ・受付媒体／面談、電話、手紙、FAX、ホームページ
- ※お客様の個人情報は苦情等の解決を図るために、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは、左記、当金庫お客様サービス課にご相談ください。

### ●全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

- ・住所／〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
- ・電話／03-3517-5825
- ・受付日／月～金(祝日、12月31日～1月3日を除く)
- ・受付時間／9:00～17:00
- ・受付媒体／電話、手紙、面談

5. 静岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫お客様サービス課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

### ●静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター 浜松支部

- ・電話／053-455-3009
- ・受付時間／10:00～12:00、13:00～16:00  
(土・日・祝日は除く)

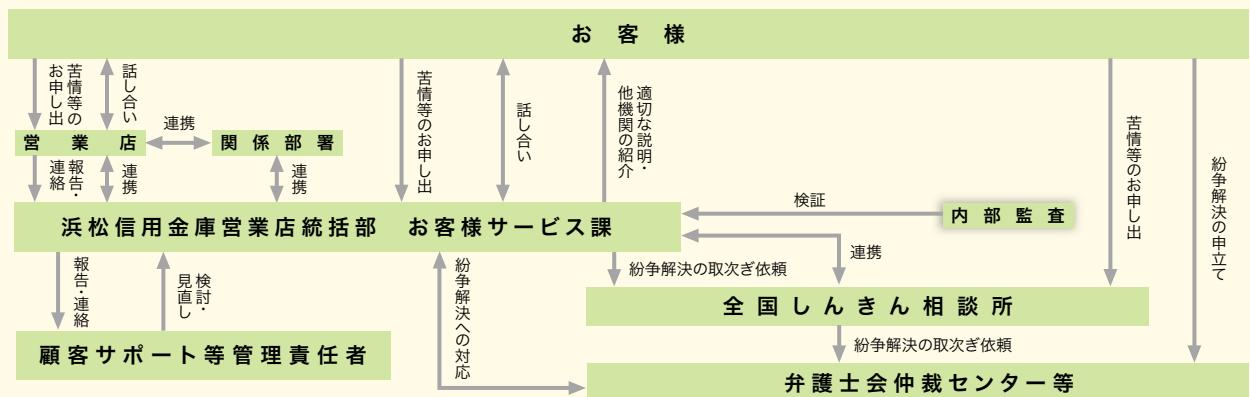
## はましん 苦情等への対応10か条

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえて「はましん 苦情等への対応10か条」を定め、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等のお申し出は、面談のほか、各営業店、当金庫お客様サービス課宛への電話、手紙、FAX、ホームページ等、様々な方法にてお受けいたします。
2. 営業店および各部署に責任者を置くとともに、当金庫お客様サービス課がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
3. 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、当金庫お客様サービス課および関係部署が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
4. 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を営業店、当金庫お客様サービス課から行います。

5. お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
6. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
7. お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
8. 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
9. 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
10. お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

## 苦情等への取組体制フロー図



# はましんの沿革

今までも、そしてこれからも、  
地域とともに歩みます。

昭和25年 4月 1950.4	中小企業等協同組合法に基づき浜松信用組合設立
昭和25年 5月 1950.5	本店事務所を連尺町に開設し業務を開始(現在の連尺郵便局付近)
昭和26年 11月 1951.11	信用金庫法の施行により信用金庫に改組 浜松信用金庫となる
昭和27年 12月 1952.12	本店を伝馬町に移転(現在の伝馬町支店の位置)
昭和37年 3月 1962.3	浜松信用金庫基本方針を制定
昭和38年 10月 1963.10	預金100億円を達成
昭和43年 10月 1968.10	コンピュータ導入 オフライン処理開始
昭和44年 10月 1969.10	本店を元城町に新築移転
昭和49年 12月 1974.12	預金1,000億円を達成
昭和52年 10月 1977.10	事務センター新築移転
昭和53年 4月 1978.4	シンボルマーク制定
昭和56年 10月 1981.10	第3次オンラインシステム稼働 現金自動預入支払機(ATM)設置開始
昭和62年 6月 1987.6	はましんレクリエーションセンター完成
平成元年 10月 1989.10	預金5,000億円を達成
平成3年 7月 1991.7	「はましん経営塾」発足
平成4年 4月 1992.4	相談専門窓口として中沢町に「はましん相談プラザ」開設
平成9年 5月 1997.5	インターネット上にはましんホームページ開設
平成10年 8月 1998.8	インターネットバンキング(ホームバンキング・ファームバンキング)取扱開始
平成11年 12月 1999.12	預金1兆円を達成
平成12年 4月 2000.4	創立50周年を迎える
平成13年 11月 2001.11	「はましん住宅友の会」発足
平成17年 6月 2005.6	28年振りとなる大幅な機構改革の実施
平成18年 4月 2006.4	浜松信用金庫 基本理念の制定(昭和37年制定の基本方針を改正)
平成19年 1月 2007.1	コーポレートメッセージの制定 “for your smile ～あなたの笑顔に逢いたくて～”
平成19年 7月 2007.7	「第1回はましんビジネスマッチングフェア」の開催
平成19年 10月 2007.10	遠州信金様と合同で「静岡県西部地域しんきん経済研究所」を設立
平成19年 10月 2007.10	はましんイメージキャラクター「はまたっち」誕生
平成20年 11月 2008.11	「第1回三遠南信しんきんサミット」「三遠南信しんきん物産展」開催
平成21年 1月 2009.1	東海地区信金共同事務センターへ加盟、オンラインシステムを変更
平成22年 4月 2010.4	創立60周年を迎える
平成24年 4月 2012.4	中期経営計画「改革！～新たな挑戦～」始動
平成26年 1月 2014.1	初の海外拠点「バンコク駐在員事務所」開設
平成27年 6月 2015.6	18年振りとなるフルバンキング型店舗(袋井支店)の新規出店を実施



開業時の営業案内



市民封筒



昭和27年 伝馬町に本店を移転(元三十五銀行浜松支店の建物。直前まで映画館(浜松セントラル劇場)として使われていたもの)



昭和44年 元城町の浜松市役所向かいに本店営業部・本部を新築。



昭和52年 コンピュータの広範かつ高度な利用に備えるため和合町に事務センターを建設。



平成4年 お客様からの相談に迅速かつ的確にお応えする専門のスタッフを集めた「はましん相談プラザ」を中沢町にオープン



for your smile

～あなたの笑顔に逢いたくて～

平成19年1月 コーポレートメッセージ制定



平成19年10月 はましんイメージキャラクター「はまたっち」誕生



# Hamashin Report 2016

データでみる  
**はましん**

平成26年度及び平成27年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成27年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成28年6月21日

浜松信用金庫

理事長

御室 健一郎

## CONTENTS

単体財務諸表	貸借対照表	39
	損益計算書	40
	剰余金処分計算書	
単体財務諸表注記		41
報酬体系について		44
経営指標	最近5年間の主要な経営指標の推移	45
	業務粗利	
	経費の内訳	
	利益率	46
	資金運用収支の内訳・利鞘	
	受取・支払利息の増減	
[預金]	預金・譲渡性預金平残・残高	47
	固定・変動金利別定期預金残高	
	預金科目別残高／預金者別預金残高	
[貸出金]	貸出金平残・残高(科目別)	
	貸出金業種別内訳	48
	貸出金使途別残高	
	消費者ローン残高	
	代理貸付残高	
	貸倒引当金の内訳	49
	与信費用	
	固定・変動金利別貸出金残高	
	貸出金の担保別内訳	
	債務保証見返の担保別内訳	
	預貸率(平残・残高)	
[有価証券]	有価証券種類別平残・残高	
	商品有価証券種類別平残・残高	
	有価証券の残存期間別残高	50
	預証率(平残・残高)	
[時価会計]	売買目的有価証券	
	満期保有目的の債券	
	その他有価証券	
	子会社・子法人等株式及び関連法人等	
	株式で時価のあるもの	
	時価を把握することが極めて困難と	
	認められる有価証券	
[金銭の信託]	運用目的の金銭の信託	51
	満期保有目的の金銭の信託	
	その他の金銭の信託	
[デリバティブ]	金利関連取引	
	通貨関連取引	
[その他]	公共債引受け額	
	公共債窓口実績	
	私募債受託実績	
	預り資産残高	
[その他の経営指標]	職員1人当たり預貸金残高	52
	1店舗当たり預貸金残高	
	内国為替の取扱状況	
	外国為替の取扱状況	
[退職給付会計]	退職給付債務の計算の基礎に関する事項	
	退職給付債務に関する事項	
	退職給付費用に関する事項	
連結情報		53
連結財務諸表		54
連結財務諸表注記		56
連結経営指標		59
「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号 ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状 況等について金融庁長官が定める事項」に基 づく開示事項		60
開示項目一覧		70
店舗一覧		71

# 単体財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
現 金	17,180	16,217
預 け 金	217,564	207,094
買 入 金 錢 債 権	254	275
金 錢 の 信 託	1,000	—
有 価 証 券	592,182	640,281
国 債	121,905	124,593
地 方 債	98,959	96,874
社 債	306,635	313,880
株 式	6,264	5,738
そ の 他 の 証 券	58,417	99,193
貸 出 金	853,849	874,695
割 引 手 形	9,594	8,348
手 形 貸 付	18,971	17,533
証 書 貸 付	709,834	732,682
当 座 貸 越	115,449	116,131
外 国 為 替	1,003	820
外 国 他 店 預 け	740	587
買 入 外 国 為 替	227	178
取 立 外 国 為 替	35	55
そ の 他 資 産	8,204	10,987
未 決 済 為 替 貸	365	370
信 金 中 金 出 資 金	4,759	8,229
前 払 費 用	0	0
未 収 収 益	1,620	1,556
金 融 派 生 商 品	645	340
そ の 他 の 資 産	814	490
有 形 固 定 資 産	16,811	16,771
建 物	4,243	5,071
土 地	9,132	9,071
リ ー ス 資 産	600	446
建 設 仮 勘 定	1,139	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,695	2,181
無 形 固 定 資 産	35	35
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	35	35
前 払 年 金 費 用	533	448
債 務 保 証 見 返	20,142	21,957
貸 倒 引 当 金 (うち個別貸倒引当金)	△ 10,931 (△ 8,797)	△ 10,291 (△ 8,965)
資 産 の 部 合 計	1,717,830	1,779,293

科 目	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
預 金 積 金	1,512,253	1,545,625
当 座 預 金	48,005	47,977
普 通 預 金	565,391	586,068
貯 蓄 預 金	5,297	5,150
知 识 預 金	871	1,129
定 期 預 金	812,348	832,411
定 期 積 金	65,393	59,027
そ の 他 の 預 金	14,944	13,859
譲 渡 性 預 金	9,421	9,532
借 用 金	34,300	53,000
借 入 金	34,300	53,000
外 国 為 替	11	4
売 渡 外 国 為 替	5	0
未 払 外 国 為 替	5	3
そ の 他 負 債	6,590	5,578
未 決 済 為 替 借 借	545	539
未 払 費 用 借 用	1,633	1,504
給 付 補 填 備 金	44	31
未 払 法 人 税 等	909	1,018
前 受 収 益	361	339
払 戻 未 決 済 金	6	5
払 戻 未 決 済 持 分	1	2
金 融 派 生 商 品	727	409
リ ー ス 債 務	600	446
資 産 除 去 債 務	81	100
そ の 他 の 負 債	1,679	1,180
賞 与 引 当 金	1,305	1,065
退 職 給 付 引 当 金	1,130	1,120
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	309	274
そ の 他 の 引 当 金	928	848
偶 発 損 失 引 当 金	892	809
睡 眠 預 金 払 戻 損失引当金	35	39
縁 延 税 金 負 債	1,978	3,606
債 務 保 証	20,142	21,957
負 債 の 部 合 計	1,588,371	1,642,614
出 資 金	1,201	1,209
普 通 出 資 金	1,201	1,209
利 益 剰 余 金	112,836	116,286
利 益 準 備 金	1,194	1,201
そ の 他 利 益 剰 余 金	111,642	115,085
特 別 積 立 金	108,613	111,113
(うち社会福祉事業積立金)	(300)	(300)
当 期 末 処 分 剰 余 金	3,029	3,972
会 員 勘 定 合 計	114,037	117,496
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,420	19,183
評 価・換 算 差 額 等 合 計	15,420	19,183
純 資 産 の 部 合 計	129,458	136,679
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,717,830	1,779,293

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
経 常 収 益	24,803,213	23,887,255
資 金 運 用 収 益	20,013,790	19,786,424
貸 出 金 利 息	13,698,101	13,375,863
預 け 金 利 息	508,031	476,623
コ ー ル ロ ー ン 利 息	80	1,286
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,653,576	5,754,518
そ の 他 の 受 入 利 息	153,999	178,132
役 務 取 引 等 収 益	2,898,845	3,073,075
受 入 為 替 手 数 料	1,248,936	1,286,180
そ の 他 の 役 務 収 益	1,649,909	1,786,894
そ の 他 業 務 収 益	796,795	717,513
外 国 為 替 売 買 益	60,257	49,505
国 債 等 債 券 売 却 益	354,143	297,130
国 債 等 債 券 償 戻 益	1,555	1,179
そ の 他 の 業 務 収 益	380,839	369,697
そ の 他 経 常 収 益	1,093,781	310,242
償 却 債 権 取 立 益	3,926	—
株 式 等 売 却 益	961,130	172,708
金 錢 の 信 託 運 用 益	11,098	—
そ の 他 の 経 常 収 益	117,626	137,534
経 常 費 用	21,209,626	18,875,560
資 金 調 達 費 用	796,246	797,780
預 金 利 息	724,780	718,506
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	29,945	19,776
譲 渡 性 預 金 利 息	11,227	10,517
借 用 金 利 息	30,260	48,946
そ の 他 の 支 払 利 息	31	34
役 務 取 引 等 費 用	1,729,359	1,734,531
支 払 為 替 手 数 料	499,663	508,264
そ の 他 の 役 務 費 用	1,229,696	1,226,266
そ の 他 業 務 費 用	149,015	145,716
国 債 等 債 券 売 却 損	—	133,500
国 債 等 債 券 償 戻 損	145,289	8,469
金 融 派 生 商 品 費 用	2,743	3,601
そ の 他 の 業 務 費 用	981	145
経 費	15,917,638	15,815,957
人 件 費	9,514,656	9,340,289
物 件 費	6,216,819	6,185,420
税 金	186,162	290,247
そ の 他 経 常 費 用	2,617,368	381,574
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,243,898	72,735
貸 出 金 償 却	—	224
株 式 等 売 却 損	12,771	15,956
金 錢 の 信 託 運 用 損	—	29,141
そ の 他 資 産 儻 却	477	445
そ の 他 の 経 常 費 用	360,220	263,072
経 常 利 益	3,593,586	5,011,695

科 目	平成26年度	平成27年度
特 別 利 益	—	929
固 定 資 産 处 分 益	—	929
特 別 損 失	93,768	83,324
固 定 資 産 处 分 損	93,768	59,235
減 損 損 失	—	24,089
税 引 前 当 期 純 利 益	3,499,818	4,929,300
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,082,200	1,183,747
法 人 税 等 調 整 額	△ 183,293	224,298
法 人 税 等 合 計	898,906	1,408,046
当 期 純 利 益	2,600,912	3,521,254
繰 越 金(当 期 首 残 高)	428,420	451,251
当 期 未 处 分 剰 余 金	3,029,332	3,972,506

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
当 期 未 处 分 剰 余 金	3,029,332	3,972,506
剩 余 金 处 分 額	2,578,080	3,580,607
利 益 準 備 金	6,484	8,480
普通出資に対する配当金	(年6%) 71,596	(年6%) 72,127
特 別 積 立 金	2,500,000	3,500,000
繰 越 金(当 期 末 残 高)	451,251	391,899

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



## 用語解説

(一部の用語について解説をしております。)

### 【貸借対照表】

#### ○資産の部

##### ・預け金

他の金融機関に預けた預金です。当金庫の場合は、主に日本銀行の当座預金および信金中央金庫の定期預金です。

##### ・貸倒引当金

貸出金などに対して将来の貸倒損失を見込んであらかじめ積み立てたものです。

#### ○負債の部

##### ・借入金

他の金融機関等から借入れた資金です。当金庫の場合は、平成24年度より日本銀行が取り扱いを開始した資金供給スキーム「貸出増加を支援するための資金供給」等による日本銀行からの借入金です。

##### ・給付補填備金

定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、初回掛け込みから期末までに発生した給付補填金(利息相当分)の所要額を留保しているものです。

##### ・偶発損失引当金

信用保証協会との責任共有制度等により、将来の負担金支払いを見込んであらかじめ積み立てたものです。

##### ・睡眠預金払戻損失引当金

利益計上した睡眠預金について、お客様からの払戻請求に備えて、将来の払戻見込額をあらかじめ積み立てたものです。

##### ・繰延税金負債

税効果会計の適用により、将来の支払が予想される税額を表したもので

#### ・会員勘定

会員から受け入れた出資金と経営の成果として得られた利益から成り立っています。

#### ・その他有価証券評価差額金

その他有価証券の含み損益から税効果相当額を控除したものです。

### 【損益計算書】

#### ・資金運用収益

当金庫が資金を運用して得た利息収益のことです。この利息収益のなかで最大のものは貸出金利息で、貸出金によって運用されて得た収益です。

#### ・役務取引等収益

振込手数料や公共債・投資信託の窓販に伴う手数料など、お客様にサービスを提供することなどにより受け入れた収益です。

#### ・資金調達費用

資金を調達するために支払った費用です。この費用の大部分は預金利息です。この利息には期間中に支払った利息のほか決算時点で未払いの利息も含まれます。

#### ・貸出金償却・貸倒引当金繰入額

回収不能な貸出金を貸し倒れ処理したものです。貸し倒れ処理には2種類あり、ひとつは「貸出金償却」で貸出金を直接減価することから「直接償却」と呼ばれるものです。もうひとつは、「貸倒引当金繰入額」で損失見込額を貸倒引当金として計上するもので「間接償却」といわれています。

# 平成27年度 単体財務諸表注記

## 貸借対照表

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 7年～50年  
その他 2年～50年  
なお、建物及びその他の有形固定資産のうちの構築物の減価償却については、上記の耐用年数で計算した金額を1.6倍しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。  
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」

(平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者及び与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の破綻懸念先債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。  
過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理  
数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ①制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額          | 1,659,830百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額  |              |
| と最低責任準備金の額との合計額 | 1,824,563百万円 |
| 差引額             | △164,732百万円  |
- ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成27年3月31日現在)
- |         |
|---------|
| 1.1529% |
|---------|
- ③補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円及び別途積立金82,834百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金206百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金等の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額等を計上しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
15. 子会社等の株式又は出資金の総額 636百万円
16. 子会社等に対する金銭債権総額 1,400百万円
17. 子会社等に対する金銭債務総額 2,882百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額 15,404百万円
19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車輌及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,243百万円、延滞債権額は55,533百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のいからずまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- なお、貸出金の未収利息については、資産の自己査定における破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらずすべて不計上し、破綻先に対する貸出金を破綻先債権、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金を延滞債権としております。
21. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は5百万円であります。
- なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,420百万円であります。
- なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,202百万円であります。
- なお、20.から23.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,526百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- |                |
|----------------|
| 有価証券 74,394百万円 |
| 担保資産に対する債務     |
| 借用金 53,000百万円  |
- 上記のほか、為替決済取引の担保として預け金21,000百万円、上下水道収納代理の担保として現金1百万円を差し入れております。
- また、その他の資産には、保証金207百万円が含まれております。
26. 出資1口当たりの純資産額 11,300円12銭
27. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- その一環として、デリバティブ取引も行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

### ① 信用リスクの管理

当金庫は信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、貸出債権検討先への対応など信用リスク管理に関する体制を整備しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほかリスク統括部、審査部、経営サポート部、法人営業部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部及び資金証券部において、信用情報や時価等の把握を定期的に行うこととして管理しております。

### ② 市場リスクの管理

#### (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会においてALMに関する方針に基づいた実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っており、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、金利リスクの状況を定期的にALM委員会、経営会議、理事会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

#### (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、適正な為替高限額額及び為替高管理基準を策定し、外国為替操作並びに外国為替高の適正な運営、管理を行っております。

#### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用方針に基づき、ALM委員会の管理の下、余資運用関連規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の遵守のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は直接またはリスク統括部を通じ、理事会、経営会議及びALM委員会において定期的に報告されております。

#### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、原則として自己のALMポジションのリスクヘッジ目的に限定しております。取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場業務関連規程に基づき実施されております。

#### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、「有価証券」のうち債券、上場株式及び投資信託、「貸出金」及び「預金積金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、算出されたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(信頼区間:99.0%、保有期間:6ヶ月(有価証券等市場性商品)または1年(預貸金等)、観測期間:5年)により算出しており、平成28年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の主要な市場リスク量(損失額の推定値)は、金利リスクが17,661百万円、上場株式等の価格変動リスクが3,345百万円です。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

### ③ 金利調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については、簡単な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

## 28. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	207,094	208,447	1,352
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	2,336	2,347	10
その他有価証券	636,380	636,380	—
(3) 貸出金(*1)	874,695		
貸倒引当金(*2)	△11,073		
	863,622	872,767	9,144
金融資産計	1,709,434	1,719,942	10,508
(1) 預金積金	1,545,625	1,546,200	574
(2) 謙渡性預金	9,532	9,529	△3
(3) 借用金	53,000	53,244	244
金融負債計	1,608,158	1,608,973	815

(\*1) 貸出金の「時価」には、「簡単な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

## 金融資産

## (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

## (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は公社債店頭売買参考統計値、JS Price又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載することとしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

## (3) 貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 3カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外のものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

## 金融負債

## (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてあります。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

## (2) 謙渡性預金

謙渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

## (3) 借用金

借用金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	243
非上場株式(*1)	784
組合出資金(*2)	535
合 計	1,563

(\*1) 子会社株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	124,481	41,612	41,000	—
有価証券	35,569	199,740	314,224	49,264
満期保有目的の債券	2,337	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	33,232	199,740	314,224	49,264
貸出金(*)	218,651	250,102	155,534	248,343
合 計	378,703	491,456	510,759	297,607

(\*) 貸出金のうち、3カ月以上の延滞債権は含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	1,312,182	231,764	1,679	—
謙渡性預金	9,382	150	—	—
借用金	10,200	42,800	—	—
合 計	1,331,764	274,714	1,679	—

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33.まで同様であります。

## 売買目的有価証券

該当事項はありません。

## 満期保有目的の債券

(百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	地方債	2,336	2,347	10
	小 計	2,336	2,347	10
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	地方債	—	—	—
	小 計	—	—	—
	合 計	2,336	2,347	10

## 子会社・子法人株式及び関連法人等株式

該当事項はありません。

## その他有価証券

(百万円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計 上額が取得原価 を超えるもの	株 式	4,266	2,604	1,661
	債 券	529,428	505,760	23,667
	国 債	124,593	116,965	7,628
	地 方 債	94,038	90,245	3,793
	社 債	310,795	298,550	12,245
	其 他	59,911	58,273	1,637
小 計	593,606	566,638	26,967	
貸借対照表計 上額が取得原価 を超えないもの	株 式	443	498	△54
	債 券	3,583	3,607	△24
	国 債	—	—	—
	地 方 債	499	499	△0
	社 債	3,084	3,107	△23
	其 他	39,282	39,909	△627
小 計	43,309	44,015	△706	
合 計	636,916	610,654	26,261	

## 30. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

## 31. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	288	92	—
債券	6,189	297	—
国債	1,584	84	—
地方債	943	43	—
社債	3,661	169	—
その他の証券	2,590	80	△149
外 国 証 券	1,866	—	△133
其 他	724	80	△15
合 計	9,068	469	△149

## 32. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

## 33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なもの)を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しております。

時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当事業年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理しております。

当事業年度における減損処理額は、該当ありません。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。

34. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計30,390百万円含まれております。

35. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,351百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが109,688百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を

与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額ができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 緯延税金資産及び緯延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

	百万円
貸倒引当金損金算入限度額超過額	1,955
減価償却損金算入限度額超過額	703
退職給付引当金損金算入限度額超過額	302
その他	1,133
緯延税金資産 小計	4,095
評価性引当額	△485
緯延税金資産 合計	3,610
緯延税金負債	
その他有価証券評価差額金	7,078
その他	137
緯延税金負債 合計	7,216
緯延税金負債の純額	3,606

## 損益計算書

(注)

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 18,092千円  
子会社との取引による費用総額 463,635千円
- 出資1口当たり当期純利益金額 291円96銭

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任期数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- 決定方法
- 適用範囲
- 退職慰労金の額
- 功労加算
- 役員退職慰労引当金等

#### (2) 平成27年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	446

(注)1. 対象役員に該当する理事は18名、監事は2名です(期中に退任した者を含む。)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」231百万円、「賞与」78百万円、「退職慰労金」137百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成27年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、平成27年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、平成27年度に對象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 平成27年度において対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 経営指標

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位:利益千円、残高百万円、比率%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経常収益	26,394,646	24,696,957	25,156,443	24,803,213	23,887,255
経常利益	5,858,954	3,752,434	6,052,307	3,593,586	5,011,695
当期純利益	3,586,878	2,700,632	4,119,550	2,600,912	3,521,254
出資総額	1,171	1,184	1,194	1,201	1,209
出資総口数(千口)	11,718	11,843	11,945	12,010	12,095
純資産額	111,708	119,292	122,619	129,458	136,679
総資産額	1,511,467	1,560,354	1,626,131	1,717,830	1,779,293
預金積金残高	1,361,132	1,399,859	1,452,626	1,512,253	1,545,625
貸出金残高	807,030	817,698	837,999	853,849	874,695
有価証券残高	397,764	446,504	499,649	592,182	640,281
<b>単体自己資本比率</b>	<b>15.63</b>	<b>16.14</b>	<b>15.61</b>	<b>15.09</b>	<b>14.77</b>
出資に対する配当金(円) (出資1口当たり)	69,750,739 (6)	70,531,071 (6)	71,165,278 (6)	71,596,011 (6)	72,127,347 (6)
役員数(人)	14	15	16	15	17
うち常勤役員数(人)	11	12	13	12	13
職員数(人)	995	995	987	1,020	1,041
会員数(人)	70,963	72,312	73,721	74,896	76,245

(注) 1. 「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2. 自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除することとなっておりますが、平成23年度及び平成24年度においては、「その他有価証券の評価差損」が発生していないことから、自己資本比率の算出結果に影響はありません。

## 業務粗利益

(単位:千円、%)

	平成26年度	平成27年度
<b>資金運用収支</b> (資金利益)	<b>19,218,071</b>	<b>18,989,135</b>
資金運用収益	20,013,790	19,786,424
資金調達費用	795,718	797,289
<b>役務取引等収支</b>	<b>1,169,486</b>	<b>1,338,544</b>
役務取引等収益	2,898,845	3,073,075
役務取引等費用	1,729,359	1,734,531
<b>その他業務収支</b>	<b>647,780</b>	<b>571,796</b>
その他業務収益	796,795	717,513
その他業務費用	149,015	145,716
<b>業務粗利益</b>	<b>21,035,338</b>	<b>20,899,476</b>
<b>業務粗利益率</b>	<b>1.31</b>	<b>1.25</b>
<b>経費(除く臨時処理分)</b>	<b>15,867,989</b>	<b>15,718,237</b>
<b>一般貸倒引当金繰入額</b>	<b>△ 631,782</b>	<b>△ 808,634</b>
<b>業務純益</b>	<b>5,799,131</b>	<b>5,989,872</b>

・「業務粗利益」は金融機関の本来的な業務である預貸金業務等(資金運用収支・役務取引等収支・その他業務収支)にかかる利益の合計です。また、「業務粗利益率」は業務粗利益を貸出金等の資金運用勘定計平均残高で除した利益率です。

・「業務純益」は金融機関の基本的な業務にかかる利益を表すもので、業務粗利益から業務遂行に必要な費用(経費、一般貸倒引当金繰入額)を控除したものです。

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(平成26年度527千円、平成27年度491千円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率=(業務粗利益/資金運用勘定計平均残高)×100

3. 経費(除く臨時処理分)は、人件費から退職慰労金及び役員退職慰労引当金繰入額を控除して表示しております。

4. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 経費の内訳

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度
<b>人件費</b>	<b>9,514,656</b>	<b>9,340,289</b>
報酬給料手当 退職給付費用 その他	7,599,577 910,380 1,004,697	7,386,809 929,188 1,024,291
<b>物件費</b>	<b>6,216,819</b>	<b>6,185,420</b>
事務費 (うち旅費・交通費) (うち通信費) (うち事務機械賃借料) (うち事務委託費)	2,716,570 (30,406) (270,120) (79,082) (1,795,251)	2,779,840 (38,525) (265,268) (116,467) (1,819,481)
固定資産費 (うち土地建物賃借料) (うち保全管理費)	850,078 (208,477) (391,111)	869,774 (208,266) (410,529)
事業費 (うち広告宣伝費) (うち交際費・寄贈費・諸会費)	487,174 (235,905) (208,445)	525,634 (258,972) (222,626)
人事厚生費 有形固定資産償却 無形固定資産償却 その他	130,822 1,060,511 268 971,394	194,593 1,204,313 121 611,142
<b>税金</b>	<b>186,162</b>	<b>290,247</b>
<b>合計</b>	<b>15,917,638</b>	<b>15,815,957</b>

(注) 1. 人件費のその他は、社会保険料等、役員退職慰労金および役員退職慰労引当金繰入額の合計であります。

2. 物件費のその他は、預金保険料であります。

## 利益率

(単位:%)

	平成26年度	平成27年度
総資産経常利益率	0.21	0.29
総資産当期純利益率	0.15	0.20

(注) 総資産経常(当期純)利益率 =  $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 資金運用収支の内訳・利鞘

(単位:平均残高百万円、利息千円、利回り%)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
資金運用勘定	1,601,538	1,671,900	20,013,790	19,786,424	1.24	1.18
うち貸出金	835,073	858,018	13,698,101	13,375,863	1.64	1.55
うち預け金	226,246	213,665	508,031	476,623	0.22	0.22
うちコールローン	47	255	80	1,286	0.17	0.50
うち有価証券	534,470	592,287	5,653,576	5,754,518	1.05	0.97
うちその他の受入利息	–	–	153,999	178,132	–	–
資金調達勘定	1,508,924	1,578,362	795,718	797,289	0.05	0.05
うち預金積金	1,471,908	1,520,397	754,726	738,282	0.05	0.04
うち譲渡性預金	7,686	9,886	11,227	10,517	0.14	0.10
うち借用金	30,319	49,038	30,260	48,946	0.09	0.09
うちその他の支払利息	–	–	31	34	–	–
経費	–	–	15,917,638	15,815,957	–	–
資金運用利回	–	–	–	–	1.24	1.18
資金調達原価率	–	–	–	–	1.10	1.05
総資金利鞘	–	–	–	–	0.14	0.13

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成26年度1,993百万円、平成27年度2,338百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(平成26年度1,000百万円、平成27年度972百万円)及び利息(平成26年度527千円、平成27年度491千円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	平成26年度			平成27年度		
	残高による増減	利回りによる増減	純増減	残高による増減	利回りによる増減	純増減
受取利息	1,126,081	△ 960,167	165,914	887,967	△ 1,139,465	△ 251,498
うち貸出金	379,379	△ 862,400	△ 483,021	357,696	△ 679,934	△ 322,238
うち預け金	△ 11,129	△ 63,225	△ 74,354	△ 32,512	1,104	△ 31,407
うちコールローン	△ 1,811	△ 108	△ 1,919	1,048	157	1,206
うち有価証券	759,643	△ 34,432	725,210	561,735	△ 460,793	100,941
支払利息	53,083	△ 10,701	42,382	44,569	△ 43,037	1,532
うち預金積金	31,193	△ 8,693	22,500	23,545	△ 39,989	△ 16,443
うち譲渡性預金	△ 3,025	△ 2,018	△ 5,044	2,340	△ 3,050	△ 709
うち借用金	24,914	11	24,925	18,683	2	18,685

(注) 1. 上記以外にも、受取利息には「その他の受入利息」、支払利息には「金利スワップ支払利息」「その他の支払利息」がありますが、いずれも分母となる残高がないこと、及び、そのため利回りを算出することができないことから、増減の分析になじまないので当表からは除外しております。

2. 残高及び利回りの増減要因が重なる部分については、「残高による増減」に含めて調整しております。

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 預金

### 預金・譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
<b>流動性預金</b>	<b>587,286</b>	<b>624,956</b>
うち有利息預金	523,862	559,365
<b>定期性預金</b>	<b>875,185</b>	<b>886,357</b>
うち固定金利定期預金	805,629	821,853
うち変動金利定期預金	3,658	3,360
その他	9,436	9,084
計	1,471,908	1,520,397
<b>譲渡性預金</b>	<b>7,686</b>	<b>9,886</b>
合計	1,479,594	1,530,283

(注)1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 預金科目別残高

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
当座預金	48,005	47,977
普通預金	565,391	586,068
貯蓄預金	5,297	5,150
通知預金	871	1,129
定期預金	812,348	832,411
定期積金	65,393	59,027
その他の預金	14,944	13,859
譲渡性預金	9,421	9,532
合計	1,521,674	1,555,158

(注)1. その他=別段預金+納税準備預金+非居住者円預金+外貨預金

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 預金・譲渡性預金残高

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
<b>流動性預金</b>	<b>619,566</b>	<b>640,326</b>
うち有利息預金	550,328	570,592
<b>定期性預金</b>	<b>877,742</b>	<b>891,439</b>
うち固定金利定期預金	808,832	829,174
うち変動金利定期預金	3,508	3,229
その他	14,944	13,859
計	1,512,253	1,545,625
<b>譲渡性預金</b>	<b>9,421</b>	<b>9,532</b>
合計	1,521,674	1,555,158

## 貸出金

### 貸出金平均残高

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
<b>手形貸付</b>	<b>19,725</b>	<b>19,340</b>
<b>証書貸付</b>	<b>694,824</b>	<b>715,168</b>
<b>当座貸越</b>	<b>110,735</b>	<b>114,408</b>
<b>割引手形</b>	<b>9,788</b>	<b>9,101</b>
合計	835,073	858,018

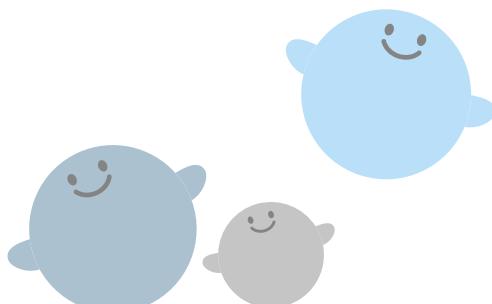
(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 貸出金残高

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
<b>手形貸付</b>	<b>18,971</b>	<b>17,533</b>
<b>証書貸付</b>	<b>709,834</b>	<b>732,682</b>
<b>当座貸越</b>	<b>115,449</b>	<b>116,131</b>
<b>割引手形</b>	<b>9,594</b>	<b>8,348</b>
合計	853,849	874,695

(注)国内業務部門と国際業務部門の区別はおりません。



## 貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

	平成26年度 (H27.3.31)			平成27年度 (H28.3.31)		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	2,347	138,454	16.21	2,270	135,088	15.44
農業、林業	67	632	0.07	69	745	0.08
漁業	17	279	0.03	21	310	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	3	225	0.02	3	202	0.02
建設業	2,755	46,231	5.41	2,746	47,471	5.42
電気・ガス・熱供給・水道業	78	3,228	0.37	176	8,186	0.93
情報通信業	132	2,632	0.30	133	2,458	0.28
運輸業、郵便業	205	10,999	1.28	221	11,050	1.26
卸売業、小売業	2,062	69,080	8.09	2,028	68,154	7.79
金融業、保険業	45	13,658	1.59	48	13,069	1.49
不動産業	2,490	147,433	17.26	2,603	152,008	17.37
物品賃貸業	33	3,161	0.37	30	2,937	0.33
学術研究、専門・技術サービス業	552	6,307	0.73	564	7,694	0.88
宿泊業	13	709	0.08	11	536	0.06
飲食業	775	6,762	0.79	766	6,396	0.73
生活関連サービス業、娯楽業	622	12,709	1.48	610	13,196	1.50
教育、学習支援業	112	4,926	0.57	114	5,178	0.59
医療、福祉	552	41,866	4.90	552	44,347	5.07
その他のサービス	847	19,823	2.32	840	20,448	2.33
小計	13,707	529,125	61.96	13,805	539,482	61.67
地方公共団体	3	14,686	1.72	2	12,886	1.47
個人(住宅・消費・納税資金等)	46,011	310,038	36.31	45,654	322,326	36.85
合計	59,721	853,849	100.00	59,461	874,695	100.00

(注)1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 国外向けの貸出については、国内向けの貸出と同様に業種別に区分し、計数に含めております。

## 貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	541,659	63.43	572,670	65.47
運転資金	312,190	36.56	302,024	34.52
合計	853,849	100.00	874,695	100.00

## 消費者ローン残高

(単位:百万円、%)

	平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)	
	残高	構成比	残高	構成比
消費者ローン残高	292,626	100.00	305,751	100.00
うち住宅ローン	277,287	94.75	289,224	94.59
うちその他のローン	15,339	5.24	16,526	5.40

## 代理貸付残高

(単位:百万円、%)

	平成26年度 (H27.3.31)		平成27年度 (H28.3.31)	
	残高	構成比	残高	構成比
信金中央金庫	18,908	59.09	20,605	63.18
日本政策金融公庫	—	—	—	—
住宅金融支援機構	11,859	37.06	10,971	33.64
その他	1,227	3.83	1,036	3.17
合計	31,995	100.00	32,614	100.00

## 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
一般貸倒引当金 期首残高	2,766	2,134
当期増加額	2,134	1,326
当期減少額 目的使用	—	—
その他	2,766	2,134
期末残高	2,134	1,326
個別貸倒引当金 期首残高	7,461	8,797
当期増加額	8,797	8,965
当期減少額 目的使用	1,540	712
その他	5,921	8,084
期末残高	8,797	8,965
合 計 期首残高	10,228	10,931
当期増加額	10,931	10,291
当期減少額 目的使用	1,540	712
その他	8,688	10,219
期末残高	10,931	10,291

## 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
当金庫預金積金	5,673	5,312
有価証券	941	662
動産	—	—
不動産	342,758	343,922
その他の	—	—
計	349,373	349,896
信用保証協会・信用保険	133,482	121,375
保証	293,577	309,455
信用	77,416	93,966
合計	853,849	874,695

## 預貸率(平均残高)

(単位:百万円、%)

	平成26年度	平成27年度
貸出金(A)	835,073	858,018
預金(B)	1,479,594	1,530,283
預貸率(A/B)	56.43	56.06

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 有価証券

## 有価証券平均残高

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
国債	109,089	117,779
地方債	91,363	95,281
短期社債	—	—
社債	279,671	298,361
株式	4,041	3,996
外国証券	41,752	45,745
その他の証券	8,552	31,123
合計	534,470	592,287

(注)1.平成12年度より「時価会計制度」を適用しておりますので、残高には評価損益が含まれております。

2.有価証券の時価は、上場株式については主として東京証券取引所における最終の価格によっており、債券については主として日本証券業協会が公表する公社債店頭売買参考統計値によっております。また、投資信託については投資信託委託会社が公表する基準価額によっております。

## 商品有価証券平均残高

2期とも該当する取引はありません。

## 商品有価証券残高

2期とも該当する取引はありません。

## 与信費用

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度
貸出金償却額	—	224
一般貸倒引当金純繰入額	△ 631,782	△ 808,634
個別貸倒引当金純繰入額	2,875,680	881,369
偶発損失引当金純繰入額	△ 59,933	△ 83,642
延滞債権売却損等	70,014	64,363
責任共有制度負担金	276,490	184,730
合計	2,530,469	238,410

(注)1.偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金等の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額等を計上しております。

2.責任共有制度負担金は、責任共有制度に伴い発生した信用保証協会への負担金です。

## 固定・変動金利別貸出金残高

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
貸出金	853,849	874,695
うち 变動金利	548,910	582,103
うち 固定金利	304,939	292,592

## 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
当金庫預金積金	75	127
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	14,353	16,003
その他の	—	—
計	14,429	16,131
信用保証協会・信用保険	573	414
保証	—	—
信用	5,139	5,411
合計	20,142	21,957

## 預貸率(期末残高)

(単位:百万円、%)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
貸出金(A)	853,849	874,695
預金(B)	1,521,674	1,555,158
預貸率(A/B)	56.11	56.24

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 有価証券残高

(単位:百万円)

	平成26年度(H27.3.31)	平成27年度(H28.3.31)
国債	121,905	124,593
地方債	98,959	96,874
短期社債	—	—
社債	306,635	313,880
株式	6,264	5,738
外国証券	43,008	48,993
その他の証券	15,408	50,199
合計	592,182	640,281

## 有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

	平成26年度(H27.3.31)								平成27年度(H28.3.31)							
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国 債	1,170	11,687	8,291	22,635	37,225	40,894	-	121,905	6,124	6,939	14,370	27,176	33,471	36,511	-	124,593
地 方 債	9,312	12,665	23,999	17,836	32,508	2,639	-	98,959	5,736	18,216	21,094	16,917	32,152	2,757	-	96,874
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	18,893	42,615	53,272	60,814	123,522	7,515	-	306,635	19,845	46,741	62,830	66,596	107,782	10,083	-	313,880
株 式	-	-	-	-	-	-	6,264	6,264	-	-	-	-	-	-	5,738	5,738
外 国 証 券	1,200	10,064	14,014	10,579	6,022	1,127	-	43,008	4,007	11,073	10,936	9,558	5,086	8,332	-	48,993
その他の証券	73	561	692	42	8,405	-	5,632	15,408	12	1,021	12,802	-	29,658	-	6,705	50,199
合 計	30,650	77,594	100,271	111,908	207,683	52,176	11,897	592,182	35,726	83,991	122,034	120,249	208,150	57,683	12,443	640,281

(注)上記の「その他の証券」は、投資信託等です。

### 預証率(平均残高)

(単位:百万円、%)

	平成26年度	平成27年度
有価証券(A)	534,470	592,287
預金(B)	1,479,594	1,530,283
預証率(A/B)	36.12	38.70

(注)1.預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

### 時価会計

#### 売買目的有価証券 2期とも該当事項はありません。

#### 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地 方 債	3,759	3,826	66	2,336	2,347	10
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	2,000	2,010	10	-	-	-
	小 計	5,759	5,836	77	2,336	2,347	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	社 債	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-
	小 計	-	-	-	-	-	-
合 計		5,759	5,836	77	2,336	2,347	10

(注)1.時価は、期末における市場価格等に基づいております。 2.上記の「その他」は、外国証券です。

### その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	平成26年度			平成27年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	5,419	2,964	2,454	4,266	2,604	1,661
	債 券	500,935	484,134	16,801	529,428	505,760	23,667
	国 債	120,713	116,302	4,411	124,593	116,965	7,628
	地 方 債	90,840	87,703	3,136	94,038	90,245	3,793
	社 債	289,381	280,127	9,253	310,795	298,550	12,245
	そ の 他	39,517	37,434	2,082	59,911	58,273	1,637
	小 計	545,871	524,532	21,338	593,606	566,638	26,967
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	443	498	△ 54
	債 券	22,804	22,921	△ 116	3,583	3,607	△ 24
	国 債	1,191	1,199	△ 7	-	-	-
	地 方 債	4,359	4,389	△ 30	499	499	△ 0
	社 債	17,253	17,331	△ 77	3,084	3,107	△ 23
	そ の 他	16,900	17,027	△ 127	39,282	39,909	△ 627
	小 計	39,705	39,948	△ 243	43,309	44,015	△ 706
合 計		585,576	564,481	21,095	636,916	610,654	26,261

なお、上記の差額21,095百万円から繰延税金負債5,674百万円を差し引いた額15,420百万円が「その他有価証券評価差額金」であります。

なお、上記の差額26,261百万円から繰延税金負債7,078百万円を差引いた額19,183百万円が「その他有価証券評価差額金」であります。

(注)1.貸借対照表計上額は、期末における市場価格等に基づいております。 2.上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

### 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

2期とも該当事項はありません。

### 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 (単位:百万円)

	平成26年度(H27.3.31) 貸借対照表計上額	平成27年度(H28.3.31) 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 子会社株式	243	243
その他有価証券 非上場株式(除く店頭株式)	602	784

## 金銭の信託

### 運用目的の金銭の信託

(単位:百万円)

	平成26年度(H27.3.31)		平成27年度(H28.3.31)	
	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,000	-	-	-

(注)貸借対照表計上額は、期末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

### 満期保有目的の金銭の信託 2期とも該当事項はありません。

### その他の金銭の信託 2期とも該当事項はありません。

## デリバティブ(株式・債券・商品関連取引に該当するものはありません)

### 金利関連取引(店頭)

(単位:百万円)

	平成26年度(H27.3.31)				平成27年度(H28.3.31)			
	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価	評価損益
金利スワップ	2,750	1,750	△ 62	△ 62	1,450	1,450	△ 34	△ 34
受取変動・支払固定	2,750	1,750	△ 62	△ 62	1,450	1,450	△ 34	△ 34
金利オプション	-	-	-	-	-	-	-	-
売	-	-	-	-	-	-	-	-
買	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	2,750	1,750	△ 62	△ 62	1,450	1,450	△ 34	△ 34

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記から除いております。

2.時価の算定は、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出しております。

### 通貨関連取引(店頭)

(単位:千円)

	平成26年度(H27.3.31)					平成27年度(H28.3.31)				
	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	オプション料等	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	オプション料等	時 価	評価損益
通貨スワップ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
為替予約	4,548,186	1,843,272	-	5,853,362	△ 15,952	4,650,473	2,282,271	-	5,146,375	△ 32,682
売	2,306,161	973,846	-	2,966,725	△ 660,564	2,377,963	1,190,341	-	2,642,256	△ 264,292
買	2,242,025	869,425	-	2,886,637	644,612	2,272,509	1,091,929	-	2,504,119	231,609
通貨オプション	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
put	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
頭	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
コール	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
put	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
売	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			-	5,853,362	△ 15,952			-	5,146,375	△ 32,682

(注)1.上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記から除いております。

2.時価の算定は、割引現在価値等により算出しております。

## その他

### 公共債引受額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
国 債	-	-
政 府 保 証 債	1,001	708
地 方 債	1,135	1,208
合 計	2,136	1,916

### 私募債受託実績

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
私 募 債 受 託 実 繢	-	-

### 公共債窓販実績

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
国 債	848	163
政 府 保 証 債	-	-
地 方 債	225	320
合 計	1,073	483

### 預り資産残高

(単位:百万円)

	平成26年度(H27.3.31)	平成27年度(H28.3.31)
国 債 (額面)	26,243	9,444
地 方 債 (額面)	2,814	3,107
投 資 信 託 (純資産)	10,627	13,646
個人年金保険(保険料)	17,136	15,268

## その他の経営指標

### 職員1人当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
預 金	1,474	1,475
貸 出 金	827	829

(注)1. 預金・貸出金の末残の分母は期末の常勤役職員数であります。

2. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

### 内国為替の取扱状況

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度		
	件数	金額	件数	金額	
送金・振込	仕 向 為 替	4,266,038	2,135,026	4,294,952	2,231,450
	被仕向為替	5,659,544	2,497,829	5,752,259	2,607,716
代金取立	仕 向 為 替	30,404	40,025	28,821	39,703
	被仕向為替	5,122	8,569	4,670	6,946
合 計		9,961,108	4,681,449	10,080,702	4,885,815

### 1店舗当たり預金残高・貸出金残高

(単位:百万円)

	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
預 金	25,791	26,358
貸 出 金	14,472	14,825

(注)1. 預金・貸出金の末残の分母は期末の店舗数(出張所を含む)であります。

2. 預金には定期積金及び譲渡性預金を含んでおります。

### 国外為替の取扱状況

(単位:千米ドル)

	平成26年度		平成27年度	
	件数	金額	件数	金額
貿 易 取 引	5,247	167,658	5,568	160,511
輸 出	1,738	63,978	2,109	64,175
輸 入	3,509	103,680	3,459	96,336
貿易外・資本取引	4,933	88,882	4,442	93,371
合 計	10,180	256,540	10,010	253,882

(注)貿易取引はお客様の輸出入取引に伴う決済の件数・金額、貿易外・資本取引は、貿易以外の海外送金等、外貨預金・外貨貸付の受払件数・金額です。

## 退職給付会計

当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

### ①制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)

年金資産の額 1,659,830百万円

年金財政計算上の給付債務の額 1,824,563百万円

差引額 △164,732百万円

### ②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(平成27年3月31日現在)

1.1529%

### ③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円及び別途積立金82,834百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金206百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

## 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

(単位:%)

	平成26年度	平成27年度
割 引 率	1.0	0.5
長 期 期 待 運 用 収 益 率	0.5	0.5
退職給付見込額の期間配分方法		
過去勤務費用の額の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による)	
数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する)	
会計基準変更時差異の処理年数	平成12年度に一括費用処理したため、該当なし	

## 退職給付債務に関する事項

(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度
退職給付債務(A)	6,324,414	6,870,241
年金資産(B)	5,714,615	5,737,801
前払年金費用(C)	△533,960	△448,594
未認識過去勤務費用(D)	△36,963	△18,481
未認識数理計算上の差異(E)	49,996	479,249
その他(会計基準変更時差異の未処理額)(F)	—	—
退職給付引当金(A-B-C-D-E-F)	1,130,726	1,120,266

## 退職給付費用に関する事項

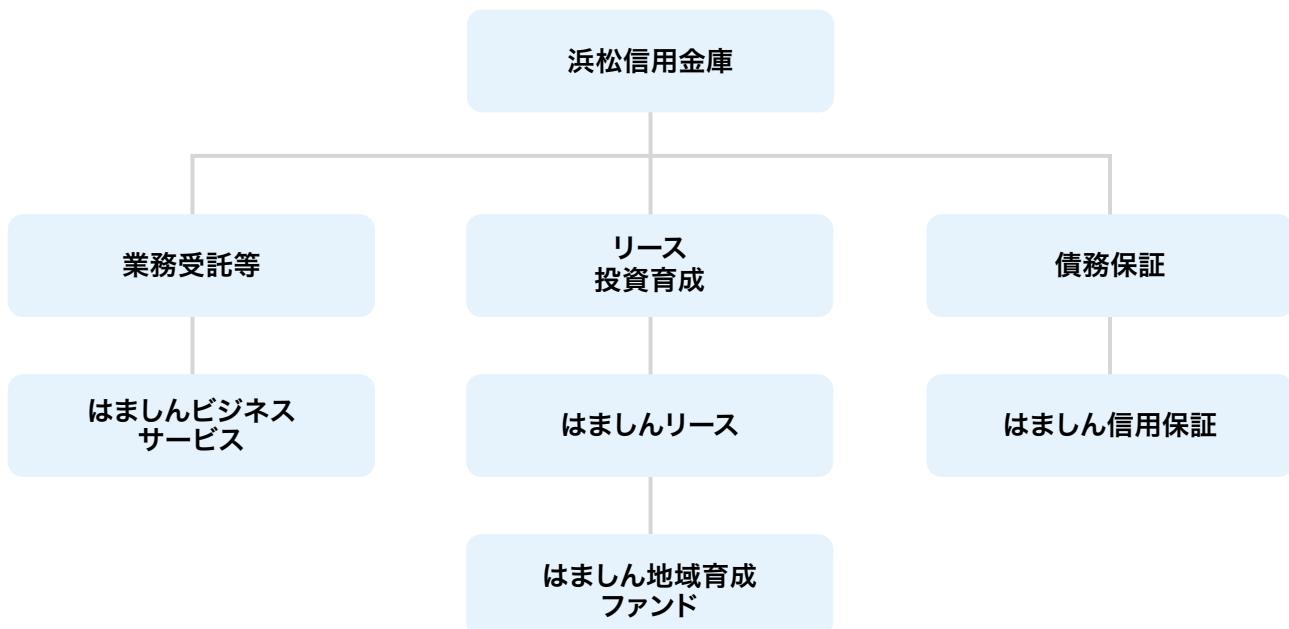
(単位:千円)

	平成26年度	平成27年度
勤務費用(A)	905,585	901,114
利息費用(B)	59,850	63,244
期待運用収益(C)	△ 24,845	△ 28,573
過去勤務費用の費用処理額(D)	△ 18,481	△ 18,481
数理計算上の差異の費用処理額(E)	△ 22,493	8,179
会計基準変更時差異の費用処理額(F)	—	—
その他(臨時に支払った割増退職金等)(G)	10,765	3,705
退職給付費用(A+B+C+D+E+F+G)	910,380	929,188

# 連結情報

## ネットワーク

(平成28年3月末現在)



## 子会社等の状況

(平成28年3月末現在)

会社所在地	主要業務	設立年月日 資本金	当庫議決権比率	その他
			子会社等の議決権比率	
はましんビジネスサービス(株) 浜松市中区和合町2番地の55	(1)浜松信用金庫の事務受託業務 (2)不動産の保守清掃管理業務 (3)守衛ならびに駐車場管理業務 (4)一般貨物自動車による運送業務	昭和60年7月6日 20,000千円	100% —	総資産 387,937千円 当期純利益 23,843千円
はましんリース(株) 浜松市中区元城町115番地の1	(1)各種車輌等の賃貸業 (2)各種機械等の賃貸業 (3)商業設備等の賃貸業 (4)各種動産等の賃貸業 (5)有価証券の取得、保有、売却 (6)企業に対する経営コンサルテーション (7)投資事業組合財産の運用・管理 (8)企業との業務提携の斡旋	昭和58年4月27日 50,000千円	84.9% 5.0%	総資産 11,004,482千円 当期純利益 173,953千円
はましん信用保証(株) 浜松市中区元城町115番地の1	(1)信用保証ならびに信用調査業務	平成2年5月24日 20,000千円	27.5% 42.5%	総資産 1,998,431千円 当期純利益 88,864千円
はましん地域育成投資事業 有限責任組合 浜松市中区元城町115番地の1	(1)有価証券の取得、保有、売却 (2)企業に対する経営又は技術指導	平成19年4月25日 500,000千円	— 50%	総資産 400,677千円 当期純利益 △ 13,754千円 (平成27年12月末)

平成27年度の当金庫の連結決算における総資産額は、1兆7,877億69百万円となり、純資産額は1,402億14百万円となりました。利益に関しては、経常利益で54億35百万円、親会社株主に帰属する当期純利益で37億50百万円の計上となりました。安定した資金運用、会員充実に努めるとともに、庫外流出をおさえることにより、連結自己資本比率は14.97%となっております。

# 連結財務諸表

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)	科 目	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
現 金 及 び 預 け 金	235,526	223,963	預 金 積 金	1,510,796	1,543,895
買 入 金 錢 債 権	254	275	譲 渡 性 預 金	8,401	8,512
金 錢 の 信 託	1,000	-	借 用 金	40,230	59,296
有 価 証 券	591,965	640,063	外 国 為 替	11	4
貸 出 金	852,369	873,295	そ の 他 負 債	7,411	6,797
外 国 為 替	1,003	820	賞 与 引 当 金	1,395	1,122
そ の 他 資 産	17,430	20,796	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,267	1,224
有 形 固 定 資 産	16,339	16,473	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	324	289
建 物	4,243	5,071	そ の 他 の 引 当 金	928	848
土 地	9,132	9,071	繰 延 税 金 負 債	1,978	3,606
建 設 仮 勘 定	1,139	0	債 务 保 証	20,142	21,957
その他の有形固定資産	1,824	2,329	負 債 の 部 合 計	1,592,887	1,647,555
無 形 固 定 資 産	44	41	出 資 金	1,201	1,209
ソ フ ト ウ ェ ア	8	5	利 益 剰 余 金	115,429	119,109
その他の無形固定資産	36	36	処 分 未 濟 持 分	△0	△0
退 職 給 付 に 係 る 資 産	533	448	会 員 勘 定 合 計	116,630	120,318
繰 延 税 金 資 産	153	129	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,420	19,183
債 务 保 証 見 返	20,142	21,957	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	15,420	19,183
貸 倒 引 当 金	△11,163	△10,498	非 支 配 株 主 持 分	661	712
資 产 の 部 合 計	1,725,600	1,787,769	純 資 产 の 部 合 計	132,712	140,214
			負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	1,725,600	1,787,769

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
<b>経 常 収 益</b>	<b>28,171,246</b>	<b>27,339,805</b>
資 金 運 用 収 益	20,001,839	19,776,528
貸 出 金 利 息	13,689,777	13,368,323
預 け 金 利 息	508,034	476,623
買 入 手 形 利 息 及 ビ コールローン利 有価証券利息配当金	80 5,649,946	1,286 5,752,163
そ の 他 の 受 入 利 息	153,999	178,132
役 務 取 引 等 収 益	3,013,666	3,195,506
そ の 他 業 務 収 益	797,363	717,975
そ の 他 経 常 収 益	4,358,377	3,649,794
償 却 債 権 取 立 益	3,926	-
そ の 他 の 経 常 収 益	4,354,450	3,649,794
<b>経 常 費 用</b>	<b>24,201,236</b>	<b>21,904,286</b>
資 金 調 達 費 用	795,685	797,192
預 金 利 息	724,475	718,173
給 付 備 備 金 繰 入 額	29,945	19,776
譲 渡 性 預 金 利 息	10,972	10,262
借 用 金 利 息	30,260	48,946
そ の 他 の 支 払 利 息	31	34
役 務 取 引 等 費 用	1,631,008	1,618,379
そ の 他 業 務 費 用	149,049	145,717
経 費	15,726,123	15,595,505
そ の 他 経 常 費 用	5,899,369	3,747,492
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,218,635	78,865
そ の 他 の 経 常 費 用	3,680,733	3,668,627
<b>経 常 利 益</b>	<b>3,970,010</b>	<b>5,435,518</b>
<b>特 別 利 益</b>	<b>-</b>	<b>929</b>
固 定 資 産 处 分 益	-	929
<b>特 別 損 失</b>	<b>94,080</b>	<b>83,324</b>
固 定 資 産 处 分 損	94,080	59,235
減 損 損 失	-	24,089
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>	<b>3,875,930</b>	<b>5,353,123</b>
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,197,850	1,302,777
<b>法 人 税 等 調 整 額</b>	<b>△166,381</b>	<b>247,745</b>
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>1,031,469</b>	<b>1,550,522</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>2,844,461</b>	<b>3,802,601</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	50,740	51,819
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,793,720	3,750,781

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	平成26年度	平成27年度
(資 本 剰 余 金 の 部 )		
資 本 剰 余 金 期 首 残 高	-	-
資 本 剰 余 金 増 加 高	-	-
資 本 剰 余 金 減 少 高	-	-
資 本 剰 余 金 期 末 残 高	-	-
(利 益 剰 余 金 の 部 )		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	112,713,611	115,429,833
利 益 剰 余 金 増 加 高	2,793,720	3,750,781
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,793,720	3,750,781
利 益 剰 余 金 減 少 高	77,498	71,584
配 当 金	71,158	71,584
企 業 結 合 に よ る 減 少	6,340	-
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	115,429,833	119,109,030

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結財務諸表の作成方針

- (1) 連結の範囲に関する事項  
 ①連結される子会社及び子法人等………3社  
 会社名  
 はましんビジネスサービス株式会社  
 はましんリース株式会社  
 はましん信用保証株式会社  
 ②非連結の子会社及び子法人等 該当なし
- (2) 持分法の適用に関する事項  
 ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当なし  
 ②持分法適用の関連法人等 1社  
 会社名  
 はましん地域育成投資事業有限責任組合

- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 該当なし  
 ④持分法非適用の関連法人等 該当なし  
 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項  
 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。  
 3月末日 3社  
 (4) のれんの償却に関する事項  
 のれんの償却については、発生年度以降20年以内で均等償却を行っております。  
 ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度にその全額を償却しております。  
 (5) 剰余金処分項目等の取扱に関する事項  
 連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

## 平成27年度 連結財務諸表注記

### 連結貸借対照表

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  

建 物	7年～50年
その他	2年～50年

 なお、建物及びその他の有形固定資産のうちの構築物の減価償却については、上記の耐用年数で計算した金額を1.6倍しております。  
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。ただし、はましんリース株式会社の貸与資産については、リース契約期間を償却年数としリース契約期間満了時の処分見積額を残価とする定額法により償却しております。
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒債権及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者及び与信額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。  
上記以外の破綻懸念先債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。  
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘査して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘査し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。  
過去勤務費用 : その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- 「退職給付に係る資産」と「退職給付に係る負債」については、信用金庫法

施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額と年金資産の額の差額を計上しております。

なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(平成27年3月31日現在)

年金資産の額 1,659,830百万円

年金財政計算上の数理債務の額と

最低責任準備金の額との合計額 1,824,563百万円

差引額 △164,732百万円

②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合(平成27年3月31日現在)

1.1529%

③補足説明

上記①の差引額の主要な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高247,567百万円及び別途積立金82,834百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられた特別掛金206百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。

なお、はましんリース株式会社については、退職金制度の一部に中小企業退職金共済を採用しております。

11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

12. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金等の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額等を計上しております。

14. 当金庫は、はましんビジネスサービス株式会社及びはましん信用保証株式会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。  
はましんリース株式会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社の株式又は出資金を除く) 398百万円

16. 有形固定資産の減価償却累計額 16,810百万円

17. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用車輛及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,243百万円、延滞債権額は55,533百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

なお、貸出金の未収利息については、資産の自己査定における破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金の未収利息を税法基準に拘わらずすべて不計上とし、破綻先に対する貸出金を破綻先債権、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金を延滞債権としております。

19. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,420百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,202百万円であります。  
なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に处分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,526百万円であります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産  
有価証券 74,394百万円  
担保資産に対応する債務

借用金 53,000百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として預け金21,000百万円、上下水道収納代理の担保として現金1百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金224百万円が含まれております。

24. 出資1口当たりの純資産額 11,534円38銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、貸出債権検討先への対応など信用リスク管理に関する体制を整備しております。

これらの信用リスク管理は、各営業店のほかリスク統括部、審査部、経営サポート部、法人営業部により行われ、また、定期的に統合リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部及び資金証券部において、信用情報や時価等の把握を定期的に行なうことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。ALM委員会においてALMに関する方針に基づいた実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っており、定期的に経営陣による経営会議や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、金利リスクの状況を定期的にALM委員会、経営会議、理事会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、適正な為替持高限度額及び為替持高管理基準を策定し、外国為替操作並びに外國為替持高の適正な運営、管理を行っております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用方針に基づき、ALM委員会の管理の下、余資運用関連規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の遵守のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は直接またはリスク統括部を通じ、理事会、経営会議及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、原則として自己のALMポジション

のリスクヘッジ目的に限定しております。取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場業務関連規程に基づき実施しております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫グループでは、「有価証券」のうち債券、上場株式及び投資信託、「貸出金」及び「預金積金」等の市場リスク量をVaR(バリュー・アット・リスク)により月次で計測し、算出されたリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法(信頼区間:99.0%、保有期間:6ヶ月(有価証券等市場性商品)または1年(預貸金等)、観測期間:5年)により算出しており、平成28年3月31日(当連結会計年度の決算日)現在で当金庫グループの主要な市場リスク量(損失額の推定値)は、金利リスクが17,661百万円、上場株式等の価格変動リスクが3,345百万円です。

VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち、貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 現金及び預け金	223,963	225,315	1,352
(2) 有価証券			
売買目的有価証券	19	19	-
満期保有目的の債券	2,336	2,347	10
その他有価証券	636,380	636,380	-
(3) 貸出金(*1)	873,295		
貸倒引当金(*2)	△11,072		
	862,222	871,367	9,144
金融資産計	1,724,923	1,735,431	10,507
(1) 預金積金	1,543,895	1,544,470	574
(2) 譲渡性預金	8,512	8,509	△2
(3) 借用金	59,296	59,595	299
金融負債計	1,611,704	1,612,575	871

(\*1)貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1)現金及び預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は公社債店頭発行参考統計値、JS Price又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は基準価額によっております。

自金庫保証付私募債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額の合計額から、自金庫保証付私募債に対応する個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載することとしております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27から31に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①及び②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び偶発損失引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①3カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

②①以外のものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(TIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

## 金融負債

## (1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

## (2)譲渡性預金

譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

## (3)借用金

借用金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、市場金利(TIBOR、スワップレート)を用いております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	785
組合出資金(*2)	540
合 計	1,326

(\*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金	141,350	41,612	41,000	—
有価証券	35,569	199,746	314,224	49,264
満期保有目的の債券	2,337	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	33,232	199,746	314,224	49,264
貸出金(*)	217,251	250,102	155,534	248,343
合 計	394,172	491,461	510,759	297,607

(\*1)貸出金のうち、3カ月以上の延滞債権は含めておりません。

(注4)借用金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	1,310,451	231,764	1,679	—
譲渡性預金	8,362	150	—	—
借用金	13,003	46,293	—	—
合 計	1,331,817	278,207	1,679	—

(\*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

## 売買目的有価証券

(単位:百万円)

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券 8

## 満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	2,336	2,347	10
	小 計	2,336	2,347	10
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	—	—	—
	小 計	—	—	—
	合 計	2,336	2,347	10

## その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,266	2,604	1,661
	債 券	529,428	505,760	23,667
	国 債	124,593	116,965	7,628
	地方債	94,038	90,245	3,793
	社 債	310,795	298,550	12,245
	その他の債券	59,911	58,273	1,637
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小 計	593,606	566,638	26,967
	株 式	443	498	△54
	債 券	3,583	3,607	△24
	国 債	—	—	—
	地方債	499	499	△0
	社 債	3,084	3,107	△23
	その他の債券	39,282	39,909	△627
	小 計	43,309	44,015	△706
	合 計	636,916	610,654	26,261

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	288	92	—
債 券	6,189	297	—
国 債	1,584	84	—
地方債	943	43	—
社 債	3,661	169	—
その他の証券	2,590	80	△149
外国証券	1,866	—	△133
その他	724	80	△15
合 計	9,068	469	△149

30. 保有目的を変更した有価証券

該当事項はありません。

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難などを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しております。時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当事項はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として当連結会計年度末における時価の帳簿価額に対する下落率が30%以上50%未満のものについては市場価格の推移や当該企業の業況及び時価下落要因等を総合的に判断し早期の回復が見込み難いと判定したものとしており、また下落率が50%以上のものについては一律「著しく下落した」と判断することとしております。

時価評価されていない主な有価証券のうち、当該有価証券の実質価値が取得原価に比べて著しく下落しており、実質価値が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該実質価値をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。

当連結会計年度における減損処理額は、該当事項はありません。

また、実質価値が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該有価証券の実質価値の帳簿価額に対する下落率が50%以上のものとしております。

32. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に合計30,390百万円含まれております。

33. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,251百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが109,588百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時ににおいて必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△6,974百万円
年金資産(時価)	5,737百万円
未積立退職給付債務	△1,236百万円
未認識数理計算上の差異	479百万円
未認識過去勤務費用(債務の減額)	△18百万円
連結貸借対照表計上額の純額	△775百万円
退職給付に係る資産	448百万円
退職給付に係る負債	△1,224百万円

35. 会計方針の変更

企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」(平成25年9月13日)、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成25年9月13日)及び企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については連結財務諸表の組替えを行っております。

## 連結損益計算書

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 311円02銭

# 連結経営指標

## 主要な経営指標の推移

(単位:利益千円、残高百万円、%)

科 目	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連 結 経 常 収 益	29,677,067	28,005,002	28,370,444	28,171,246	27,339,805
連 結 経 常 利 益	6,251,604	4,096,198	6,444,746	3,970,010	5,435,518
親会社株主に帰属する当期純利益	3,764,885	2,993,628	4,323,654	2,793,720	3,750,781
連 結 純 資 産 額	114,275	122,047	125,630	132,712	140,214
連 結 総 資 産 額	1,518,068	1,567,284	1,633,801	1,725,600	1,787,769
連 結 自 己 資 本 比 率	15.88	16.40	15.80	15.29	14.97

(注) 1.「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

2.自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除することとなっておりますが、平成23年度及び平成24年度においては、「その他有価証券の評価差損」が発生していないことから、自己資本比率の算出結果に影響はありません。

## 連結リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

科 目	平成26年度 (H27.3.31)	平成27年度 (H28.3.31)
破 綻 先 債 権	649	1,243
延 滞 債 権	58,978	55,533
3 ケ 月 以 上 延 滞 債 権	-	5
貸 出 条 件 緩 和 債 権	3,750	3,420
合 計	63,378	60,202

## 事業の種類別 セグメント情報

前連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	信用金庫業	リース業	計				
1.経常収益及び経常損益(千円) 経 常 収 益							
(1)外部顧客に対する経常収益	24,793,649	3,265,136	28,058,786	112,460	28,171,246	-	28,171,246
(2)セグメント間の内部経常収益	16,801	253,827	270,629	99,281	369,911	△ 369,911	-
計	24,810,451	3,518,964	28,329,415	211,742	28,541,158	△ 369,911	28,171,246
経 常 利 益	3,614,840	213,933	3,828,774	146,446	3,975,220	△ 5,209	3,970,010
2.資 産 ( 百 万 円 )	1,717,899	10,351	1,728,250	114,602	1,842,852	△ 117,252	1,725,600

当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	信用金庫業	リース業	計				
1.経常収益及び経常損益(千円) 経 常 収 益							
(1)外部顧客に対する経常収益	23,879,481	3,341,626	27,221,107	118,697	27,339,805	-	27,339,805
(2)セグメント間の内部経常収益	16,567	270,519	287,086	116,862	403,949	△ 403,949	-
計	23,896,048	3,612,145	27,508,194	235,560	27,743,754	△ 403,949	27,339,805
経 常 利 益	5,059,504	246,024	5,305,528	135,605	5,441,134	△ 5,615	5,435,518
2.資 産 ( 百 万 円 )	1,779,330	11,004	1,790,335	125,806	1,916,141	△ 128,372	1,787,769

(注) 1.一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2.事業区分は、連結会社の事業の内容により区分しております。

なお、「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、平成26年度においては、消費者ローン保証業務及び投資育成業務等を、また平成27年度においては消費者ローン保証業務をそれぞれ含んでおります。

# 自己資本の充実の状況等について

## 定性的な開示事項

### I. 単体における事業年度の開示事項

#### 1.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されております。平成27年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積上げによるものおよび一般貸倒引当金が該当します。

一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産および前払年金費用が該当します。

#### 2.自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成27年度における自己資本比率は、14.77%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、はましんの経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスボージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.88%と当金庫の自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

#### 3.信用リスクに関する事項

##### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの評価は、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

また、当金庫では、信用リスクの計量化のためのシステム導入を行い月次のリスク量を計量しております。

株式や債券、投資信託等の有価証券の購入にあたっては、投資適格基準を「資産別運用指針」で定め、購入先の評価である格付や財務状況等を総合的に判断し、安全度を考慮した投資を行っております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門は分離しており、お互いに影響を受けない体制となっております。

以上、信用リスク管理の状況については、統合リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会にて経営陣に対し、報告する態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準書」および「資産の自己査定に関する償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、破綻懸念先のうち与信額4億円以上または担保・保証額等を除いた未保全額が5千万円以上の債務者に対する引当額はキャッシュ・フロー見積法（DCF法）により算出しています。

なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上につとめております。

##### (2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスボージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- 国内法人または国内法人の海外現地法人向けエクスボージャー  
株式会社 格付投資情報センター（R&I）・株式会社 日本格付研究所（JCR）
- 海外中央政府または海外企業向けエクスボージャー  
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S&P）  
ムーディーズ・インバースターズ・サービス・インク（Moody's）
- 上記に当てはまらない格付が付されているエクスボージャーは当該格付

#### 4.信用リスク削減手法に関するリスク管理方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保・有価証券担保・保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きについて、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、手形貸付・割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替、アリバティ取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預

金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充當いたします。

なお、バーゼルIIIで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として自金庫預金積金・有価証券（国債）、保証として地方公共団体保証・住宅融資保険・三菱UFJニコス株式会社による保証・一般社団法人しんきん保証基金による保証・保証保険・株式会社セディナ・大和ハウス工業株式会社による保証・その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様、住宅融資保険は政府関係機関と同様、三菱UFJニコス株式会社・一般社団法人しんきん保証基金・保証保険・株式会社セディナ・大和ハウス工業株式会社等は法人等エクスボージャーとして適格格付機関が付与している格付により判定をしております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5.派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、お客様の外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的な派生商品取引は、通貨関連取引として為替先物予約取引、金利関連取引として金利スワップがあります。

派生商品には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けれるリスクと保有する資産・負債が受けれるリスクが相殺されるような形で管理しております。

また、信用リスクへの対応として、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。その他の、金利関連取引については、余資運用基準の中で定めている投資枠内の取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、心配ありません。以上により当該取引に係る市場リスク及び信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

#### 6.証券化エクスボージャーに関する事項

##### (1)リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産などを、その資産価値を裏付けに組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。このため、証券化商品への投資は、発行体の信用力、裏付資産の状況、市場流動性等に影響を受けるというリスク特性があります。

一般的に証券化取引の当事者は、証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化取引は行いませんが、投資家としての証券化エクスボージャーを保有することができます。

当該投資証券に係るリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、市場流動性、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてALM委員会、経営会議に諮り、適切なリスク管理に努めております。

##### (3)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。また、今後行う予定も現在のところありません。

##### (4)証券化エクスボージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

##### (5)証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合の、証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているかどうかの別

当金庫は、証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行っておりません。

##### (6)子法人等及び関連法人等のうち、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスボージャーを保有しているものの名称

該当ありません。

##### (7)証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行っております。

##### (2)自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化商品については、当金庫の定める「資産別運用指針」において発行体及びその裏付資産等の包括的ないし特性や構造上の特性が継続的に把握できるものを投資対象とし、同指針に従って情報収集とモニタリングを継続的に行なうなど適正な運用・管理を行っております。

#### (8)証券化エクスボージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスボージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

①国内法人または国内法人の海外現地法人向けエクスボージャー

- 株式会社 格付投資情報センター(R&I)

- 株式会社 日本格付研究所(JCR)

②海外中央政府または海外企業向けエクスボージャー

- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

- ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)

③上記に当たるまらない格付が付与されている証券化エクスボージャーは該当格付

#### (9)定量的な情報に係る重要な変更

該当ありません。

## 7.オペレーション・リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーション・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「オペレーション・リスク管理方針」「オペレーション・リスク管理規程」等に基づき、適切にオペレーション・リスクを特定・評価・モニタリングし、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

特に、事務リスク管理については、「事務リスク管理方針」「事務リスク管理規程」を踏まえ、本部・営業部店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取り組み、事務品質の向上に努めています。

システムリスクについては、「システムリスク管理方針」「システムリスク管理規程」を始め、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、システムリスク管理態勢の整備に努めています。

その他、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めています。

また、当金庫では監査部門が年1回、本部・営業部店に対し立ち入り監査を実施しているほか、本部・営業部店でも毎月、店内検査を実施しています。

一連のオペレーション・リスクに関連するリスクの状況については、統合リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて経営会議、理事会において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

### (2)オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## 8.銀行勘定における出資その他これに類するエクスボージャー又は

### 株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスボージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式に係るリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額(VaR)によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めています。また、株式関連商品への投資は、「余資運用基準」の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産・分散投資のひとつとして位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心掛けております。

非上場株式、子会社・関連会社株式、投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「資産別運用指針」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告書に基いた評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況についても、適宜、経営陣へ報告を行なうなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引に係る会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」及び当金庫が定める「時価の採用基準」「有価証券の減損処理基準」等に従った、適正な処理を行なっています。

## 9.銀行勘定における金利リスクに関する事項

### (1)リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動により損失を被ることや、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、VaR(バリュー・アット・リスク)を用いて金利リスクを月次で算定するとともに当金庫経営体力に見合ったVaRの限度額を設定し、リスク量が過大とならないように管理しています。リスク量の状況については毎月ALM委員会で協議検討をするとともに、定期的に経営陣へ報告を行なうなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

### (2)内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

金利リスクは、以下の定義および前提に基づいて算定しております。

#### ● 計測手法 VaR(バリュー・アット・リスク)

前提条件：信頼水準…99.0%

保有期間…6ヶ月(有価証券、預け金等)

1年 (預貸金、スワップ等)

オフバランス取引等

#### ● 計測対象 預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

#### ● コア預金

対象：流動性預金

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額

満期：2.5年

#### ● リスク計測の頻度 月次(前月末基準)

(注)当金庫は平成28年4月1日付分掌変更に基づき、同日付で各リスク管理方針等の関連方針、関連規程、関連細則を改正しております。

## II.連結会計年度の開示事項

### 1.連結の範囲に関する事項

(1)自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「連結グループ」という。)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に基づき連結の範囲(以下「会計連結範囲」という。)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の原因

連結グループに属する会社と会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

(3)自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。

(2)連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

連結グループに属する連結子会社は以下の3社です。

- しまむらビジネスサービス株式会社

- しまむらリース株式会社

- しまむら信用保証株式会社

詳細については、53ページをご参照ください。

(4)連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるもの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ありません。

(5)連結グループ内の資産及び自己資本の移動にかかる制限等の概要

該当ありません。

### 2.自己資本調達手段の概要

自己資本の額は、コア資本に係る基礎項目とコア資本に係る調整項目で構成されており、平成27年度末の自己資本の額のうち、コア資本に係る基礎項目は、地域のお客様からお預かりしている出資金、過去の利益の積上げによるものおよび一般貸倒引当金が該当

します。一方、コア資本に係る調整項目は、無形固定資産、退職給付に係る資産および意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段が該当します。

### 3.連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要

平成27年度における自己資本比率は、14.97%と国内で業務を行う金融機関の基準である4%を大幅に上回っており、ましまるの経営が健全かつ安全であることを示しております。また、各エクスボージャーにおいても特定の分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

さらに、コア資本に係る基礎項目の額に占める会員勘定の割合は98.89%と連結グループの自己資本の大部分は毎期の安定利益の積み重ねにより形成されております。

一方、将来の自己資本充実策につきましては、連結グループに所属する各会社の年度ごとに掲げる収支計画に基づき、安定した利益の確保に努め、引き続き利益の積み上げによる自己資本の充実を図っていく方針であります。なお、連結グループに所属する各会社の収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足下の状況を十分に踏まえたうえで策定された実現性の高いものであります。

上記以外は、「I.単体における事業年度の開示事項」と同様です。

# 自己資本の構成に関する開示事項・定量的な開示事項

## I. 単体における事業年度の開示事項

### 1.自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	平成26年度	経過措置による不算入額	平成27年度	経過措置による不算入額
<b>(コア資本に係る基礎項目)(1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	113,966		117,423	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,201		1,209	
うち、利益剰余金の額	112,836		116,286	
うち、外部流出予定期(△)	71		72	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,134		1,326	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,134		1,326	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
<b>コア資本に係る基礎項目の額(イ)</b>	<b>116,101</b>		<b>118,749</b>	
<b>(コア資本に係る調整項目)(2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	35	—	35	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	35	—	35	—
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	389	—	327	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
<b>コア資本に係る調整項目の額(ロ)</b>	<b>425</b>		<b>362</b>	
<b>自己資本</b>				
<b>自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)</b>	<b>115,675</b>		<b>118,387</b>	
<b>(リスク・アセット等)(3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	723,983		759,147	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△32,774		△30,268	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャーナル	△32,774		△30,268	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	42,416		42,108	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—		—	
<b>リスク・アセット等の額の合計額(ニ)</b>	<b>766,399</b>		<b>801,255</b>	
<b>単体自己資本比率</b>				
<b>単体自己資本比率(ハ)/(ニ) %</b>	<b>15.09</b>		<b>14.77</b>	

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	723,983	28,959	759,147	30,365
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	756,378	30,255	788,961	31,558
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	17	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	1,071	42	1,070	42
我が国の政府関係機関向け	4,238	169	4,670	186
地方三公社向け	52	2	48	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	54,675	2,187	50,563	2,022
法人等向け	193,177	7,727	207,862	8,314
中小企業等向け及び個人向け	166,609	6,664	174,536	6,981
抵当権付住宅ローン	45,425	1,817	46,272	1,850
不動産取得等事業向け	158,424	6,336	168,170	6,726
3ヵ月以上延滞等	1,042	41	785	31
取立未済手形	73	2	74	2
信用保証協会等による保証付	6,851	274	6,188	247
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	8,959	358	11,841	473
出資等のエクスポージャー	8,959	358	11,841	473
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	115,761	4,630	116,860	4,674
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	56,163	2,246	51,147	2,045
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,759	190	8,229	329
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	9,621	384	9,002	360
上記以外のエクスポージャー	45,217	1,808	48,481	1,939
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③ 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△ 32,774	△ 1,310	△ 30,268	△ 1,210
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	374	14	435	17
⑦ 中央清算機関連エクスポージャー	5	0	18	0
口. オペレーションナル・リスク相当額を8%で除して得た額	42,416	1,696	42,108	1,684
八. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	766,399	30,655	801,255	32,050

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスクを算定しています。

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーションナル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

### (2) 信用リスクに関する事項

#### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別、業種別及び残存期間別 (単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポジ ヤー区分	信用リスクエクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のテ リババイト以外のオーバーラン取引		債券		デリバティブ取引		その他	
		期末残高	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	3ヵ月以上延滞 エクスポージャー
国内	1,684,305	1,748,465	875,616	896,753	511,610	512,474	916	921	296,161	338,316	2,976
国外	50,751	103,533	95	1,151	42,749	48,556	—	—	7,906	53,825	—
地域別合計	1,735,057	1,851,998	875,712	897,904	554,359	561,031	916	921	304,068	392,141	2,976
製造業	150,472	146,325	139,412	136,377	7,219	5,209	2	3	3,837	4,735	150
農業、林業	635	749	632	745	—	—	—	—	2	4	—
漁業	279	325	279	325	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	235	212	225	202	—	—	—	—	10	10	—
建設業	46,769	48,231	46,687	48,042	—	—	—	—	82	189	58
電気・ガス・熱供給・水道業	12,042	16,020	4,278	8,950	7,722	7,019	—	—	41	50	—
情報通信業	8,147	7,069	2,672	2,478	4,809	3,806	—	—	664	784	—
輸送業、郵便業	31,734	141,167	11,293	11,294	20,224	129,595	—	—	217	277	—
卸売業、小売業	75,124	74,551	70,363	69,338	3,812	3,909	80	131	869	1,171	831
金融業、保険業	315,007	479,126	13,728	13,118	73,113	162,103	830	783	227,335	303,121	—
不動産業	166,585	177,328	162,163	168,488	2,807	6,313	3	2	1,610	2,523	994
物品貯蔵業	3,403	3,173	3,185	2,955	—	—	—	—	218	218	—
学術研究、専門・技術サービス業	6,395	7,830	6,395	7,830	—	—	—	—	—	—	21
宿泊業	718	544	718	544	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	6,865	6,489	6,865	6,489	—	—	—	—	—	—	25
生活関連サービス業、娯楽業	12,972	13,463	12,967	13,458	—	—	—	—	—	—	33
教育、学習支援業	4,936	5,187	4,936	5,187	—	—	—	—	4	4	690
医療、福祉	43,286	48,946	43,286	45,536	—	3,410	—	—	—	—	23
その他のサービス	20,580	21,614	19,921	20,562	—	696	—	—	—	—	169
国・地方公団体等	430,565	263,635	14,686	12,967	407,626	210,447	—	—	659	354	13
個人	310,845	322,836	310,845	322,836	—	—	—	—	8,252	40,220	6
その他	87,451	67,167	164	172	27,024	28,521	—	—	60,261	38,473	191
業種別合計	1,735,057	1,851,998	875,712	897,904	554,359	561,031	916	921	304,068	392,141	2,976
1年以下	294,588	331,823	144,377	141,494	28,795	33,917	416	612	120,997	155,799	—
1年超 3年以下	186,351	209,352	49,912	62,998	75,251	81,253	483	187	60,704	64,913	—
3年超 5年以下	187,588	181,925	84,193	76,930	96,913	102,661	—	121	6,481	2,212	—
5年超 7年以下	197,763	207,706	69,785	59,519	106,174	113,175	16	—	21,786	35,011	—
7年超10年以下	278,100	297,772	72,759	71,077	193,156	181,150	—	—	12,184	45,544	—
10年超	504,210	528,895	447,878	479,918	54,069	48,872	—	—	2,263	103	—
期間の定めのないもの	86,454	94,522	6,805	5,966	—	—	—	—	79,649	88,555	—
残存期間別合計	1,735,057	1,851,998	875,712	897,904	554,359	561,031	916	921	304,068	392,141	—

(単位:百万円)

	期末残高		期中平均残高	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスクに関するエクスポージャー	1,735,057	1,851,998	1,718,893	1,781,264
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	875,712	897,904	868,706	879,720
債券	554,359	561,031	540,511	549,461
デリバティブ取引	916	921	829	878
その他	304,068	392,141	308,844	351,204

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の業種別エクスポージャーにおける「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。

具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。

4. 上記の主な種類別のエクspoージャーにおける「その他」は、左記の主なエクspoージャーに分類されないエクspoージャーです。

具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 期中平均残高は平成26年度、平成27年度ともに9月末、3月末の残高を、それぞれ平均して算出しております。

## 口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	2,766	2,134	—	2,134
	平成27年度	2,134	1,326	—	1,326
個別貸倒引当金	平成26年度	7,461	8,797	1,540	5,921
	平成27年度	8,797	8,965	712	8,084
合計	平成26年度	10,228	10,931	1,540	8,688
	平成27年度	10,931	10,291	712	10,219

## ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
国内	7,441	8,776	1,335	161	8,776	8,937	—	0
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,441	8,776	1,335	161	8,776	8,937	—	0
製造業	2,031	1,683	△ 347	91	1,683	1,775	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	1	△ 1	1	—	—	—
建設業	186	274	88	22	274	297	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	19	—	19	—	—
情報通信業	8	12	4	75	12	87	—	—
運輸業、郵便業	62	14	△ 48	49	14	63	—	—
卸売業、小売業	845	3,478	2,633	△ 449	3,478	3,029	—	0
金融業、保険業	—	—	—	0	—	0	—	—
不動産業	2,440	1,493	△ 947	△ 31	1,493	1,461	—	—
物品貯蔵業	—	79	79	△ 0	79	79	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	150	140	△ 9	△ 62	140	77	—	—
宿泊業	1	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
飲食業	308	39	△ 268	△ 18	39	21	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	623	658	34	△ 116	658	542	—	—
教育、学習支援業	133	150	16	120	150	271	—	—
医療、福祉	165	173	7	515	173	688	—	—
その他のサービス	234	311	76	△ 55	311	255	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	247	263	15	2	263	266	—	0
合計	7,441	8,776	1,335	161	8,776	8,937	—	0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクspoージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	484,382	39,445	535,314
10%	—	121,612	4,107	119,290
20%	284,245	26,133	287,522	611
35%	—	129,788	—	131,986
50%	35,405	1,200	30,824	1,371
75%	—	208,714	—	219,493
100%	3,269	399,295	3,385	430,723
150%	—	1,126	—	273
20%～250%(クレジットリンク債等)	36,033	—	44,046	—
250%	—	3,848	—	3,600
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	358,954	1,376,102	409,331	1,442,667

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りります。

2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておらず、エクspoージャーは含まれておりません。

4. クレジットリンク債等仕組債のうちリスクウェイト区分が多岐にわたるものは20%～250%に区分し表示しております。

## (3)信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー	6,442	6,090	167,867	178,760	—	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

#### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	平成26年度	平成27年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスボージャー方式	カレントエクスボージャー方式
グロス再構築コストの額※の合計額	692	469
グロス再構築コストの額の合計額及び グロスのアドオン合計額から担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案する 前の与信相当額を差し引いた額	-	-
(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。		

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
①派生商品取引合計	916	921	916	921
(i)国外為替関連取引	891	876	891	876
(ii)金利関連取引	25	43	25	43
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	-	2	-	2
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	916	921	916	921

#### (5) 証券化エクスボージャーに関する事項

##### イ. オリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる  
証券化エクスボージャーに関する事項)  
該当ありません。

##### ロ. 投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する事項)

##### ①保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

	平成26年度		平成27年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスボージャーの額	-	-	-	-
(i) CDS*	-	-	-	-
(ii) 劣後ローン	-	-	-	-
(iii) その他	-	-	-	-

(注)CDS(クレジット・デフォルトスワップ)とは、貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形で売買する取引です。

b. 再証券化エクスボージャー 該当ありません。

③保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 該当ありません。

#### (6) 出資等エクスボージャーに関する事項

##### イ. 貸借対照表計上額及び時価等

区分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	10,970	10,970	12,305	12,305
非上場株式等	1,584	-	1,112	-
合計	12,555	10,970	13,417	12,305

(注)1.「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスボージャーに該当する額が含まれます。

2.時価は、期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されておりません。

#### (7) 金利リスクに関する事項

##### 1) 内部管理基準に基づく金利リスク(VaR)

区分	金利リスク量	
	平成26年度	平成27年度
貸出金・預金 (オフバランス含む)	△ 1,798	△ 2,220
有価証券	△ 15,031	△ 14,475
預け金等	△ 754	△ 966
銀行勘定の 金利リスク	△ 17,584	△ 17,661

(注)1. 銀行勘定における金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利の大幅な上昇等金利ショックにより発生するリスクをいいます。当金庫では、金利ショックを保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の99パーセンタイル値として銀行勘定の金利リスクを算定しております。

2. コア預金については、内部管理基準と同様の定義にもとづき金利リスクを算定しております。

3. 金利リスクの算定にあたっては、GPS(金利感応度)方式により金利リスク量を算定しています。また、銀行勘定の金利リスクは、資産勘定の金利リスク量と負債勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

銀行勘定の金利リスク(△7,171百万円)=資産勘定の金利リスク量(△7,588百万円)+負債勘定の金利リスク量(416百万円)

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	担保の種類別の額	自金庫預金	平成26年度	平成27年度
プロテクションの購入	-	-	-	-
プロテクションの提供	-	-	-	-
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
与信相当額算出の 対象となるクレジット・ デリバティブの 種類別想定元本額	-	-	-	-

②保有する証券化エクスボージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスボージャー(再証券化エクスボージャーを除く) (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分(%)	エクスボージャー残高		所要自己資本の額	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
オーバンス取引	オーバンス取引	オーバンス取引	オーバンス取引	オーバンス取引
20%	-	-	-	-
50%	-	-	-	-
100%	-	-	-	-
350%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
(i) CDS	-	-	-	-
(ii) 劣後ローン	-	-	-	-
(iii) その他	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注)1. 所要自己資本の額=エクスボージャー残高×リスクウェイト×4%

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスボージャー 該当ありません。

##### ロ. 出資等エクスボージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
	売却益	172
売却損	12	15
償却	0	0

(注)投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスボージャーに該当するものは含みません。

##### ハ. 貸借対照表で認識されかつ、 損益計算書で認識されない 評価損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	3,204	1,907

##### 二. 貸借対照表及び損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	-	-

##### 2) アウトライヤー基準に基づく金利リスク (注)1.2.3

(単位:百万円)

区分	資産勘定		区分	負債勘定	
	金利リスク量 平成26年度	平成27年度		金利リスク量 平成26年度	平成27年度
貸出金	△ 907	△ 804	定期性預金	156	203
有価証券	△ 6,549	△ 6,230	要求払預金	171	175
預け金等	△ 391	△ 549	その他	31	32
その他	△ 0	△ 0	オンバランス合計	359	412
オンバランス合計	△ 7,848	△ 7,584	オフバランス(金利支払サイド)	0	3
オフバランス(金利受取サイド)	△ 0	△ 3	資産勘定合計	359	416
資産勘定合計	△ 7,848	△ 7,588	負債勘定合計	359	416
銀行勘定の金利リスク	△ 7,488	△ 7,171	銀行勘定の金利リスク	6.474%	6.057%
			アウトライヤー比率		

## II. 連結会計年度の開示事項

### 1.自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	平成26年度	経過措置による不算入額	平成27年度	経過措置による不算入額
(コア資本に係る基礎項目)(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	116,558		120,245	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,201		1,209	
うち、利益剰余金の額	115,429		119,109	
うち、外部流出予定期(△)	72		72	
うち、上記以外に該当するものの額	△0		△0	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—	
うち、為替換算調整勘定	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,156		1,340	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2,156		1,340	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	118,715		121,586	
(コア資本に係る調整項目)(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	44		41	
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	44		41	
繰延税金資産(一時差異に係るもの除去。)の額	—		—	
適格引当金不足額	—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	
退職給付に係る資産の額	389		327	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	1		1	
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	—		—	
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—		—	
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—		—	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	435		370	
自己資本				
自己資本の額[(イ)-(ロ)](ハ)	118,279		121,215	
(リスク・アセット等)(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	730,851		767,136	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△32,774		△30,268	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの除外。)	—		—	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、退職給付に係る資産	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△32,774		△30,268	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	42,601		42,301	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーションル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	773,452		809,438	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率(ハ)/(ニ) %	15.29		14.97	

(注)1.自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき、算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

### 2.定量的な開示事項

#### (1)その他金融機関等<sup>(注)</sup>であって信用金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

(注)自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

規制上の所要自己資本を下回った会社、及び、所要自己資本を下回った額に該当するものはありません。

## (2)自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成26年度		平成27年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	730,851	29,234	767,136	30,685
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	763,246	30,529	796,951	31,878
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	15	0	17	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	1,071	42	1,070	42
我が国の政府関係機関向け	4,238	169	4,670	186
地方三公社向け	52	2	48	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	54,832	2,193	50,693	2,027
法人等向け	197,397	7,895	212,340	8,493
中小企業等向け及び個人向け	167,065	6,682	175,081	7,003
抵当権付住宅ローン	45,421	1,816	46,269	1,850
不動産取得等事業向け	158,423	6,336	168,170	6,726
3ヵ月以上延滞等	1,352	54	1,282	51
取立未済手形	73	2	74	2
信用保証協会等による保証付	6,851	274	6,188	247
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	8,742	349	11,624	464
出資等のエクスポージャー	8,742	349	11,624	464
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	117,708	4,708	119,421	4,776
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	56,163	2,246	51,147	2,045
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	4,759	190	8,229	329
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	10,004	400	9,326	373
上記以外のエクspoージャー	46,781	1,871	50,718	2,028
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化(オリジネーター)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外)	—	—	—	—
(うち再証券化)	—	—	—	—
③複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかつたものの額	△ 32,774	△ 1,310	△ 30,268	△ 1,210
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	374	14	435	17
⑦中央清算機関連エクspoージャー	5	0	18	0
口) オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	42,601	1,704	42,301	1,692
八) 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	773,452	30,938	809,438	32,377

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクspoージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除くにおいてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションル・リスクを算定しています。

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

〈オペレーションル・リスク(基礎的手法)の算定方法〉 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

## (3)信用リスクに関する事項

### イ. 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高

#### 地域別、業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクspo ジヤー区分	信用リスクエクspoージャー		貸出金、コミットメント及びその他のテ リババティ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		その他		3ヵ月以上延滞 エクspoージャー	
		平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
		1,691,690	1,756,717	874,136	895,353	511,610	524,474	916	921	305,026	347,968	3,304	2,625
国内	874,136	895,353	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国外	50,751	103,533	95	1,151	42,749	48,556	—	—	7,906	53,825	—	—	—
地域別合計	1,742,442	1,860,250	874,232	896,504	554,359	561,031	916	921	312,933	401,793	3,304	2,625	—
製造業	154,134	150,377	139,412	136,377	7,219	5,209	2	3	7,499	8,787	247	329	—
農業、林業	663	779	632	745	—	—	—	—	31	34	—	—	—
漁業	279	325	279	325	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	235	213	225	202	—	—	—	—	10	10	—	—	—
建設業	47,370	48,977	46,687	48,042	—	—	—	—	683	934	64	267	—
電気・ガス・熱供給・水道業	12,051	16,030	4,278	8,950	7,722	7,019	—	—	50	60	—	—	—
情報通信業	8,163	7,081	2,672	2,478	4,809	3,806	—	—	681	796	—	—	—
輸送業、郵便業	32,258	141,836	11,293	11,294	20,224	129,595	—	—	741	947	—	—	—
卸売業、小売業	76,113	75,567	70,363	69,338	3,812	3,909	80	131	1,858	2,187	886	223	—
金融業、保険業	315,850	479,870	13,728	13,118	73,113	162,103	830	783	228,177	303,865	—	—	—
不動産業	166,771	177,458	162,163	168,488	2,807	6,313	3	2	1,797	2,653	994	514	—
物品貯蔵業	1,785	1,621	1,705	1,555	—	—	—	—	80	65	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	6,501	8,001	6,395	7,830	—	—	—	—	105	171	21	—	—
宿泊業	720	548	718	544	—	—	—	—	1	3	—	—	—
飲食業	6,933	6,583	6,865	6,489	—	—	—	—	67	93	26	34	—
生活関連サービス業、娯楽業	13,631	14,144	12,967	13,458	—	—	—	—	664	685	858	746	—
教育、学習支援業	4,967	5,210	4,936	5,187	—	—	—	—	30	22	—	23	—
医療、福祉	44,203	49,873	43,286	45,536	—	3,410	—	—	916	927	—	171	—
その他のサービス	21,142	22,165	19,921	20,562	—	696	—	—	1,221	905	13	6	—
国・地方公共団体等	430,565	263,635	14,686	12,967	407,626	210,447	—	—	8,252	40,220	—	—	—
個人	310,858	322,872	310,845	322,836	—	—	—	—	12	36	191	308	—
その他	87,238	67,076	164	5,966	27,024	28,521	—	—	60,049	38,382	—	—	—
業種別合計	1,742,442	1,860,250	874,232	896,504	554,359	561,031	916	921	312,933	401,793	3,304	2,625	—
1年以下	293,889	331,073	142,897	140,094	28,795	33,917	416	612	121,778	156,449	—	—	—
1年超 3年以下	186,351	209,352	49,912	62,998	75,251	81,253	483	187	60,704	64,913	—	—	—
3年超 5年以下	187,588	181,925	84,193	76,930	96,913	102,661	—	121	6,481	2,212	—	—	—
5年超 7年以下	197,763	207,706	69,785	59,519	106,174	113,175	16	—	21,786	35,011	—	—	—
7年超 10年以下	278,100	297,772	72,759	71,077	193,156	181,150	—	—	12,184	45,544	—	—	—
10年超	504,210	528,895	447,878	479,918	54,069	48,872	—	—	2,263	103	—	—	—
期間の定めのないもの	94,537	103,524	6,805	5,966	—	—	—	—	87,732	97,557	—	—	—
残存期間別合計	1,742,442	1,860,250	874,232	896,504	554,359	561,031	916	921	312,933	401,793	3,304	2,625	—

(単位:百万円)

	期末残高		期中平均残高	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスクに関するエクスポート	1,742,442	1,860,250	1,726,060	1,851,715
貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	874,232	896,504	867,226	893,745
債券	554,359	561,031	540,511	558,410
デリバティブ取引	916	921	829	926
その他	312,933	401,793	317,491	398,632

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。

3. 上記の業種別エクスポートにおける「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポートのことです。

具体的には、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託、国内法人の海外金融子会社債券等です。

4. 上記の主な種類別のエクスポートにおける「その他」は、左記の主なエクスポートに分類されないエクスポートのことです。

具体的には、株式、出資金、預け金、普通預金、定期預金、現金、動不動産、繰延税金資産、投資信託、金銭の信託等です。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

7. 期中平均残高は平成26年度、平成27年度ともに9月末、3月末の残高を平均して算出しております。

## 口.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成26年度	2,793	2,156	—	2,793
	平成27年度	2,156	1,340	—	2,156
個別貸倒引当金	平成26年度	7,712	9,006	1,561	6,151
	平成27年度	9,006	9,157	744	8,262
合計	平成26年度	10,506	11,163	1,561	8,944
	平成27年度	11,163	10,498	744	10,419

## ハ.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高			
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
国内	7,692	8,986	1,293	143	8,986	9,129	—	0
国外	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	7,692	8,986	1,293	143	8,986	9,129	—	0
製造業	2,086	1,723	△ 362	61	1,723	1,785	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	1	1	△ 1	1	—	—	—
建設業	188	275	86	22	275	298	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	19	—	19	—	—
情報通信業	8	12	4	75	12	87	—	—
運輸業、郵便業	62	14	△ 48	49	14	63	—	—
卸売業、小売業	853	3,484	2,631	△ 443	3,484	3,040	—	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	2,440	1,493	△ 947	△ 31	1,493	1,461	—	—
物品貯蔵業	—	79	79	△ 0	79	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	150	140	△ 9	△ 62	140	77	—	—
宿泊業	2	1	△ 0	△ 0	1	1	—	—
飲食業	310	41	△ 268	△ 19	41	22	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	753	785	32	△ 122	785	662	—	—
教育、学習支援業	133	150	16	120	150	271	—	—
医療、福祉	165	173	7	518	173	691	—	—
その他のサービス	241	316	74	△ 57	316	259	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	293	291	△ 2	16	291	307	—	0
合計	7,692	8,986	1,293	143	8,986	9,129	—	0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ニ.リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポートの額			
	平成26年度		平成27年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	484,382	39,445	535,314
10%	—	121,612	4,107	119,290
20%	285,027	26,133	288,174	611
35%	—	129,788	—	131,986
50%	35,405	675	30,824	865
75%	—	209,335	—	220,234
100%	3,269	404,886	3,385	437,248
150%	—	1,889	—	986
20%～250%(クレジットリンク債等)	36,033	—	44,046	—
250%	—	4,001	—	3,730
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	359,735	1,382,706	409,983	1,450,267

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りります。

2. エクスポートは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となつたエクスポート（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連関エクスポートは含まれておりません。

4. クレジットリンク債等仕組債のうちリスクウェイト区分が多岐にわたるものは20%～250%に区分し表示しております。

## (4)信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポート

(単位:百万円)

ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポート	6,442	6,090	167,867	178,760	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	平成26年度	平成27年度
与信相当額の算出に用いる方式 グロス再構築コストの額※の合計額 グロス再構築コストの額の合計額及び グロスのアドオン合計額から担保による 信用リスク削減手法の効果を勘案する 前の与信相当額を差し引いた額	カレントエクスボージャー方式 692	カレントエクスボージャー方式 469
(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。		
担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		
	平成26年度	平成27年度
①派生商品取引合計 (i)外国為替関連取引 (ii)金利関連取引 (iii)金利関連取引 (iv)株式関連取引 (v)貴金属(金を除く)関連取引 (vi)その他コモディティ関連取引 (vii)クレジット・デリバティブ	916 891 25 — — — —	921 876 43 — — — —
②長期決済期間取引	—	—
合計	916	921
	平成26年度	平成27年度
	916	916
	921	921

	平成26年度	平成27年度		
担保の種類別の額 自金庫預金	— —	— —		
	プロテクションの購入	プロテクションの提供		
	平成26年度	平成27年度	平成26年度	平成27年度
与信相当額算出の 対象となるクレジット・ デリバティブの 種類別想定元本額	—	—	—	—
	平成26年度	平成27年度		
信用リスク削減手法の効 果を勘案するために用い ているクレジット・デリバ ティブの想定元本額	—	—		

## (6) 証券化エクスボージャーに関する事項

### イ. 連結グループがオリジネーターの場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する事項)

該当ありません。

### ロ. 連結グループが投資家の場合

(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスボージャーに関する事項)

#### ①保有する証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

	平成26年度	平成27年度
証券化エクスボージャーの額	—	—
(i) CDS*	—	—
(ii) 劣後ローン	—	—
(iii) その他	—	—

(注) CDS(クレジットデフォルトスワップ)とは、貸付債権や社債の信用リスクをスワップやオプションの形で売買する取引です。

b. 再証券化エクスボージャー 該当ありません。

③保有する再証券化エクスボージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無 該当ありません。

## (7) 出資等エクスボージャーに関する事項

### イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	平成26年度		平成27年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	10,970	10,970	12,325	12,325
非上場株式等	1,367	—	875	—
合計	12,338	10,970	13,200	12,325

(注) 1、「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスボージャーに該当する額が含まれます。  
2、時価は、当期末における市場価格等に基づいておりますが、「非上場株式等」は時価評価されておりません。

## (8) 金利リスクに関する事項

連結グループを含めた金利リスクの状況について、関連子会社等が有する資産・負債の規模は単体と比較して僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識しております。したがいまして、連結グループの金利リスクについては、単体の開示項目をご参照ください。

### ロ. 出資等エクスボージャーの 売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
売却益	962	204
売却損	12	16
償却	0	0

### ハ. 連結貸借対照表で認識され、 かつ、連結損益計算書で認識 されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	3,204	1,907

### 二. 連結貸借対照表及び 連結損益計算書で 認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度
評価損益	0	0

(注) 投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスボージャーに該当するものは含みません。

# 開示項目一覧

信用金庫法第89条に基づく開示基準

## 単体(信用金庫法施行規則第132条)

### 1.金庫の概況及び組織に関する事項

1. 事業の組織	20
2. 理事・監事の氏名及び役職名	20
3. 会計監査人の氏名又は名称	38
4. 事務所の名称及び所在地	71.72

### 2.金庫の主要な事業の内容

### 3.金庫の主要な事業に関する事項

#### 1.直近の事業年度における事業の概況

15

#### 2.直近の5事業年度における主要な事業の状況

45

1) 経常収益

45

2) 経常利益又は経常損失

45

3) 当期純利益又は当期純損失

45

4) 出資総額及び出資総口数

45

5) 純資産額

45

6) 総資産額

45

7) 預金積金残高

45

8) 貸出金残高

45

9) 有価証券残高

45

10) 単体自己資本比率

45

11) 出資に対する配当金

45

12) 職員数

45

#### 3.直近の2事業年度における事業の状況

45

1) 主要な業務の状況を示す指標

ア.業務粗利益及び業務粗利益率

45

イ.資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支

45

ウ.資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、

利息、利回り及び資金利潤

46

エ.受取利息及び支払利息の増減

46

オ.総資産経常利益率

46

カ.総資産当期純利益率

46

#### 2)預金に関する指標

ア.流動性預金、定期性預金、譲渡性預金

その他の預金の平均残高

47

イ.固定金利定期預金、変動金利定期預金及び

その他の区分ごとの定期預金の残高

47

#### 3)貸出金等に関する指標

ア.手形貸付、証券貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

47

イ.固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

49

ウ.担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、

不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び

債務保証見返額

49

エ.使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高

48

オ.業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

48

カ.預貸率の期末値及び期中平均値

49

#### 4)有価証券に関する指標

ア.商品有価証券の種類別の平均残高

49

イ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、

社債、株式及び外国証券、その他の証券)の

残存期間別の残高

50

ウ.有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、

社債、株式及び外国証券、その他の証券)の

平均残高

49

エ.預託率の期末値及び期中平均値

50

## 4.金庫の事業の運営に関する事項

1.リスク管理の体制

30

2.法令遵守の体制

29

3.中小企業の経営の改善及び地域の

活性化のための取組みの状況

5~8

4.金融ADR制度への対応

36

## 5.金庫の直近の2事業年度における財産の状況

1.貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書

39.40

2.貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

1)破綻先債権に該当する貸出金

17.18

2)延滞債権に該当する貸出金

17.18

3)3ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金

17.18

4)貸出条件緩和債権に該当する貸出金

17.18

3.自己資本の充実の状況

19.62

4.次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

1)有価証券

50

2)金銭の信託

51

3)デリバティブ取引(規則第102条第1項第5号に掲げる取引)

51

5.貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49

6.貸出金償却の額

49

7.金庫が貸借対照表、損益計算書及び剩余金処分計算書について会計監査を受けている旨

38

## 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条

資産の査定の公表

17.18

「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が定める事項」に基づく開示事項

### 1.定性的な開示事項

1)単体における事業年度の開示事項

60

2)連結会計年度の開示事項

61

### 2.自己資本の構成に関する開示事項・定量的な開示事項

1)単体における事業年度の開示事項

62

2)連結会計年度の開示事項

66

## 任意開示項目

### 1.概況・経営内容等

1.業務純益

45

2.リスク・アセットの内訳

19

3.経費の内訳

45

4.退職給付会計

52

5.職員1人当たり預金残高・貸出金残高

52

6.1店舗当たり預金残高・貸出金残高

52

### 2.預金・貸出金の状況

1.預金・譲渡性預金残高

47

2.預金科目別残高

47

3.預金者別預金残高

47

4.貸出金科目別残高

47

5.消費者ローン残高

48

6.代理貸付残高

48

### 3.証券業務

1.公共債引受額

51

2.公共債販売実績

51

3.私募債受託実績

51

4.預り資産残高

51

### 4.為替業務

1.内国為替の取扱状況

52

2.国外為替の取扱状況

52

### 5.地域貢献等

1.地域社会との関係

3

2.地域貢献活動

11

3.地域密着型金融

4

4.はましんの1年

14

### 6.総代会の仕組みと役割

1.総代の選任方法

22

2.通常総代会の決議事項

22

3.総代の氏名

22

### 7.その他

1.営業のご案内

21

2.商品・サービスのご案内

23~26

3.主な手数料一覧

27、28

4.当金庫の沿革

37

44

# 店舗一覧

はましんはいつでもどこでもお客様のそばにいます。

## 店舗一覧 (◇は店外カードコーナー)

(平成28年7月1日現在)

店番	店舗名	所在地	電話番号	貸金庫 設置店	外貨両替 取扱店
本部	浜松市中区元城町114-8	053(450)3250(代)			
事務センター	浜松市中区和合町2-55	053(474)1611(代)			
相談プラザ	浜松市中区中沢町24-15	053(475)6811(代)			
11 本店営業部	浜松市中区元城町114-8	053(454)6141(代)	● ○		
◇グランドホテル浜松出張所	◇浜松市役所出張所				
◇相談プラザ出張所					
12 東支店	浜松市中区佐藤1-13-27	053(461)5161(代)	★		
13 追分支店	浜松市中区布橋1-7-5	053(471)7231(代)	★		
◇主婦の店富塚店出張所	◇聖隸浜松病院出張所				
◇杏林堂薬局 城北店出張所					
14 駅南支店	浜松市中区砂山町176	053(453)9184(代)	★ ○		
◇遠鉄百貨店出張所	◇遠鉄百貨店イ・コ・スクエア出張所				
◇メイワン出張所					
15 西ヶ崎支店	浜松市東区西ヶ崎町95-1	053(434)1711(代)	○ ○		
16 鷺津支店	湖西市鷺津5297	053(576)1621(代)	● ○		
◇スズキ株式会社湖西工場出張所	◇遠鉄ストア湖西店出張所				
◇杏林堂薬局 新居店出張所					
17 野口支店	浜松市中区野口町297	053(461)8125(代)	○		
◇フィールハミング出張所					
18 板屋町支店	浜松市中区板屋町539	053(453)4186(代)	★		
◇アクシティ出張所	◇静岡文化芸術大学出張所	◇鍛冶町出張所			
20 泉町支店	浜松市中区泉3-1-61	053(471)8231(代)	●		
21 高林支店	浜松市中区高林1-6-8	053(471)0441(代)	●		
22 植松支店	浜松市東区植松町1464-1	053(461)2240(代)	● ○		
23 伝馬町支店	浜松市中区伝馬町310-9	053(454)7121(代)	★		
◇ザザシティ出張所					
24 本町支店	浜松市南区卸本町36-2	053(441)5255(代)	○ ○		
25 本郷支店	浜松市南区本郷町425	053(463)4181(代)	★ ○		
◇杏林堂薬局 芳川店出張所					
26 蜂塚支店	浜松市中区鴨江3-79-7	053(455)0511(代)	○ ○		
◇遠鉄ストア佐鳴台店出張所	◇浜松医療センター出張所				

店番	店舗名	所在地	電話番号	貸金庫 設置店	外貨両替 取扱店
27 森田支店	浜松市中区森田町56	053(441)8181(代)	◎		
◇MEGAドン・キホーテ浜松可美店出張所 ◇遠鉄ストア新橋店出張所					
◇西友浜松上浅田店出張所					
28 菓町支店	浜松市中区小豆餅3-17-15	053(437)3221(代)	★ ○		
29 菓町支店 菓町出張所	浜松市中区菓東1-10-1	053(437)3310			
29 原島支店	浜松市東区原島町314	053(464)9131(代)	○ ○		
◇遠鉄ストア天王店出張所 ◇イオンモール浜松市野出張所					
◇杏林堂薬局 ピーワンプラザ天王店出張所					
30 三方原支店	浜松市北区三方原町968-1	053(436)7131(代)	★ ○		
◇マックスバリュ浜松三方原店出張所					
31 湖東支店	浜松市西区湖東町1000-1	053(486)3521	●		
32 可美支店	浜松市南区増楽町563-1	053(448)7411(代)	○ ○		
◇スズキ株式会社出張所(建物工事のため一時休止) ◇遠鉄ストア篠原店出張所					
33 上新屋支店	浜松市東区上新屋町228-12	053(463)7511(代)	○		
34 西山支店	浜松市西区西山町2212-1	053(485)4811(代)	● ○		
◇ピーワンプラザ大人見店出張所					
35 三島支店	浜松市南区三島町1368	053(442)0211(代)	●		
36 三和支店	浜松市南区三和町203-6	053(465)0811(代)	○		
◇フーズアイランド西伝寺店出張所					
37 入野支店	浜松市西区入野町6173	053(449)3161(代)	★		
37 入野支店 大平台出張所	浜松市西区大平台3-12-10	053(485)7781(代)	★		
◇遠鉄ストア大平台店出張所					
38 西町支店	浜松市南区西町873	053(425)7111(代)	●		
39 富塚支店	浜松市中区富塚町2063	053(474)5811(代)	●		
◇遠鉄ストア富塚店出張所					
40 浜北支店	浜松市浜北区貴布祢694-1	053(586)1121(代)	●		
◇なゆた浜北出張所 ◇西友浜北店出張所					
◇プレ葉ウォーク浜北出張所 ◇十全記念病院出張所					
41 大瀬支店	浜松市東区大瀬町2409-1	053(435)1411(代)	●		
42 有玉支店	浜松市東区有玉北町1746-1	053(435)3161(代)	●		
43 天竜川支店	浜松市東区天竜川町135-2	053(465)3211(代)	●		

◎貸金庫設置店舗 ●カード式貸金庫設置店舗 ★全自動貸金庫設置店舗

店番	店舗名	所在地	電話番号	貸金庫 設置店	外貨両替 取扱店
44	志都呂支店	浜松市西区志都呂2-2-26	053(447)5911(代)	●	
◇イオンモール浜松志都呂出張所					
45	篠原支店	浜松市西区篠原町10080-1	053(449)1151(代)	●	
◇フォードマーケットマム篠原店出張所					
46	竜洋支店	磐田市白羽411-1	0538(66)4511(代)	◎	
47	初生支店	浜松市北区三方原町71-33	053(438)0511(代)	◎	
◇アピタ初生店出張所					
48	笠井支店	浜松市東区笠井町1270	053(435)3211(代)	★	
◇リブロス笠井出張所					
49	豊田支店	磐田市森下12-7	0538(32)3511(代)	●	
◇遠鉄ストア池田店出張所 ◇マックスバリュ豊田店出張所					
◇ららぽーと磐田出張所					
50	上島支店	浜松市中区上島1-26-15	053(472)7221(代)	◎ ○	
◇西友浜松有玉南店出張所					
51	瓜内支店	浜松市南区三島町84-2	053(441)4231(代)		
52	新居支店	湖西市新居町新居896-47	053(594)5652(代)	◎	
53	中川支店	浜松市北区細江町中川1901-1	053(523)2652(代)	◎	
54	和合支店	浜松市中区和合町154-443	053(473)8391(代)	◎	
55	於呂支店	浜松市浜北区豊保112-5	053(588)3921(代)	★	
◇杏林堂薬局 於呂店出張所					
◇杏林堂薬局 西伊場店出張所					
56	東伊場支店	浜松市中区東伊場2-6-28	053(458)5525(代)	◎	
◇杏林堂薬局 高丘東店出張所					
57	新所原支店	湖西市駅南3-1-43	053(577)4173(代)	◎	
58	高丘支店	浜松市中区高丘北2-8-6	053(438)2627(代)	★	
◇フーズアイランド高丘店出張所 ◇杏林堂薬局 高丘東店出張所					
59	向宿支店	浜松市中区向宿3-2-8	053(460)5531(代)	●	
60	曳馬支店	浜松市中区曳馬2-4-12	053(466)0135(代)	●	
61	葵西支店	浜松市北区三方原町1045	053(438)2611(代)	●	
62	磐田支店	磐田市二之宮東9-13	0538(35)8311(代)	● ○	
◇杏林堂薬局 上岡田店出張所 ◇杏林堂薬局 西貝塚店出張所					
◇遠鉄ストア見付店出張所 ◇アピタ磐田店出張所					
63	浜北東支店	浜松市浜北区本沢合171-1	053(585)1841(代)	●	
◇遠鉄ストア浜北店出張所					
64	市野支店	浜松市東区天王町622	053(421)8011(代)	●	
65	磐田南支店	磐田市上岡田1023-1	0538(33)0111(代)		
66	都田支店	浜松市北区都田町8111	053(428)6600(代)	●	
◇常葉大学浜松キャンパス出張所					
67	きりりタウン支店	浜松市浜北区染地台3-32-19	053(587)6211	★	
68	袋井支店	袋井市国本3359-1	0538(44)1811	★ ○	
◇杏林堂薬局 袋井旭町店出張所 ◇杏林堂薬局 下山梨店出張所					

## 海外拠点

(平成28年7月1日現在)

名称	所在地	電話番号
バンコク駐在員事務所	19th Floor,1901,Athenee Tower,63 Wireless Road,Lumpini,Pathumwan,Bangkok 10330,Thailand	+66-(0)2-168-8303

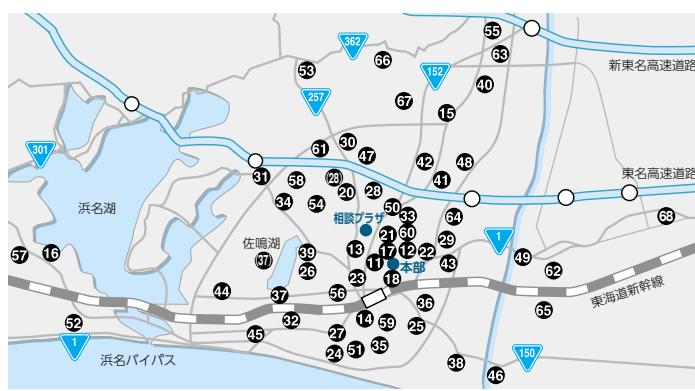
## ATM利用手数料のご案内

お引き出し		無料	手数料108円	休止
8:00	8:45	9:00	14:00	17:00
平 日				
土曜日				
日・祝日				

お預け入れ		無料	休止
8:00	8:45	9:00	14:00
平 日			
土曜日			
日・祝日			

※ましん店内・店外カードコーナーのご利用時間等については、近くのましんへお問い合わせくださいか、ましんホームページをご覧ください。

## 店舗一覧



はましんホームページに店舗周辺地図を掲載しています。

インターネットが便利です

はましんのインターネット取引が充実し、ますます便利になりました。



各種ご照会やお振替・お振込など  
にご利用できる  
**インターネットバンキング**



ローンの仮審査が24時間・365日  
お申込いただけます。また平成28年3月から  
お客様にご来店いただくことなく、  
お手続きができる「来店不要型ローン」の  
取り扱いを開始しました。



コンピューターウィルス等による  
不正取引が多発しております。

インターネット専用の無料ウィルス対策ソフト【Rapport(ラポート)】や、なりすまし対策に有効な、ワンタイムパスワード【ソフトウェアトークン】をぜひ、ご利用ください。

